

784
71



2

0020160-000

784-71

個別経済並びに個別経済学の本質

杉本秋男・著

森山書店

昭14

ADB

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月23日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

W
H

16

W
W
W
W
W
W

W
W
W

78
7

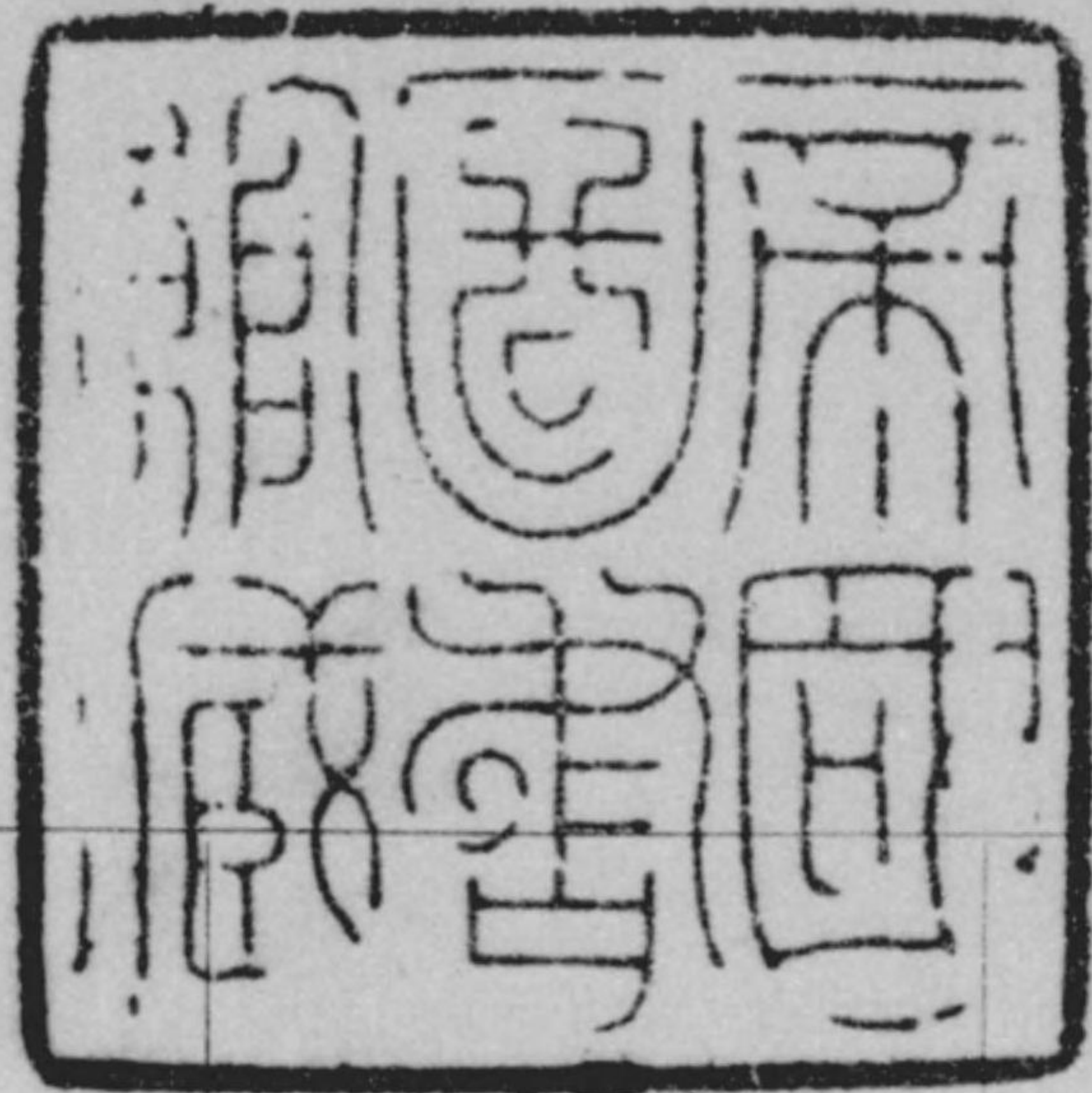
中央大學
教授 杉本秋男 著

個別經濟並びに個別經濟學の本質

東京 森山書店 刊

492

Handwritten text in the gutter, possibly including the number 510.



杉本秋男著

個別經濟並に個別經濟學の本質

東京 森山書店 刊



784

71

序

本書は、著者が過去六ヶ年間に互る経営経済学の講義内容中、その夏半期に於ける原稿及び講義案（昭和十一年昭和十二年度講義案、昭和十三年度講義案とし）を整理して成つたものであつて、従つて内容をなせる各問題の取扱も共に中央大學教務課より非賣品として上梓）を整理して成つたものであつて、従つて内容をなせる各問題の取扱も相當壓縮せられてゐるのであるが、著者の構想する経営学總論の第一部の内容として重要なりと考へらるる問題は悉く網羅してゐる積りである。冬半期に於ける講義内容を成し経営学總論の第二部を成す所の部分は、他日、「企業経済学に於ける基礎的諸問題」として公刊する豫定である。多少枝葉的なことを述べる嫌もあるが、本書に於ける著者の意圖に就て、數言を費やしておきたい。

先づ書名を「個別経済並びに個別経済学の本質」となしたる點である。著者は本來、本文に於ても主張してゐるが如く、企業経済学を意圖するものであるが、それは個別経済学の一つであり、然も第一部たる本書の内容より見れば、企業を含めての個別経済の本質、及び企業経済学を含めての個別経済学の本質を主として叙述してゐるが故に、此の書名を與へることを適當であると考へた次第である（なほ、著者が経営経済学若くは経営学と稱するのは、單に此の名稱が今日最も一般化してゐるためであるに外）。第二に、本書叙述の順序に就てであるが、恐らく、個別経済、企業、経営の本質、その種類及び形態を、斯学の自體の問題に先立つて述べてゐることに就ては異論が存しうべく、第四、第五、第六の各章は之を第三章の先に置くべきであるとせられるかもしれない。併し第一章に於ても述べてゐる如く、個別経済学の本質、對象、體系、發展等に就て論ずるに先立つて、斯学の生成、發展の根底たる個別経済そのもの、本質、種

(經營經濟學の本質を如何に把握しようとも、それは人間の行動及びそれによつて惹起される結果に關する學たることを基礎とするものと信するが故に)に就て簡述して、個別經濟の本質を明らかにするための用意及び經營經濟學の本質として問題になりうる總ての學問的性格を明らかにするための用意を行ひ、第三章に於て、經營經濟學の對象として一般に問題になりうべき對象そのものの本質を明らかにしめ、第四章以下に於て、先づ經營經濟學の發展の概觀を下し、次に、本質、對象、體系、研究方法に關する著者の積極的主張を、此らの問題に關する代表的諸學説を吟味検討しつゝ、展開せんとするものである。

尙、學は其の體系的論述に當つて、根幹とする概念を指定する。従つて概念指定の問題は學に於ける一つの重要問題であるから、此處に、概念指定に於ける態度に就て、一つの結論を得ておくことが適切であると考へる。

1) 酒井正三郎教授が學問は概念の統一的組織體系であるといふのは、専ら理論科學でない場合、正しくない。(「經營技術學と經營經濟學」一頁参照)

一般に、經營經濟學上の文獻に於て、概念指定に於ける態度として、日常の言語慣用(Sprachgebrauch)を根據とする態度と、他の學(例へば國^民經濟學)に於ける定義を基とする態度と、經營經濟學独自の指定を行はんとする態度と、三つの態度を分つことが出来る。

ところで、一般に一つの概念指定に於て日常生活の言語慣用を根據とすることは、「言語」が形式的には「約束」であり、一般に向つての「宣言」であり、若くは一般によつて「承認」せられることであるといふ點に於て根底を有するものであるが、併しそれにも拘らず、人々の慣用概念は、必ずしも常に嚴密正確明白不動であると

特色として擧げうべき其他の點を列記すれば、次の如くである。(1)斯學自體の問題は、文化若くは文化的實在を作り成す所の人間の行動の本質、就中、經濟の本質、技術の本質等に就て、及び人間の行動に關する他の諸學との關係に就て十分明確なる理解をもつてなければ、十分には解決しえないといふ見解の下に敘述を編成したること。(2)各學説の發展の歴史的意義を把握するに努めたこと。(3)斯學の體系の問題を特に追究して、その内容たるべきもの、整理統一に努力を致したること。蓋し此の問題の解決は、一般に著しく看過せられてゐるが、此の解決は云ふ迄もなく緊要の問題であると考へるからである。(4)然も特に著者は、會計學と斯學との間の關係の問題に大なる關心を有するものであるが故に、之を特別の節に於て相當詳論した。

最近數ヶ年に於ける各國の國家の積極的經濟政策による國民經濟體制に於ける相當著しき變化、特に我國に於ける統制經濟の強化は、個別經濟の生活及び其の生活條件に相當著しき變化を齎らし、斯の如き國民經濟體制の變化に對處すべき個別經濟の經濟活動の問題が、特に困難にして重大なる問題として、斯學の前に提示せられ來たつたのであるが、然も猶、収益的個別的生產經濟を基調としてゐる點は動かない。斯學は斯る現實の動きを鋭く的確に洞察して其の下に確乎として考察を展開すると共に、社會經濟組織の改造といふが如き先走りの豫言的な論述に傾くことを嚴に戒めねばならない。個別經濟の立場に於て國家の經濟政策に順應し之に協力することは個別經濟人の國民的義務である如く、經營經濟學者も亦、此の協力を忘れてはならぬといへ、學としての其の本質を脱却すべきではない。

昭和十四年七月十三日

序

著 者 識

三

第一章 序 言 一

第二章 人間の行動の局面 六

人間の行動の四つの局面(6以下)、技術の概念並びに本質(7以下)、経済の概念並びに本質(9以下)、政治の概念並びに本質(11)、純粹倫理の概念並びに本質(11以下)、行動規制若くは觀察の各觀點間の關係(12以下)

第三章 個別經濟・企業・經營の概念、本質並びに種類 一八

第一節 個別經濟の概念・本質並びに種類 一八

個別經濟の概念(18)、個別經濟の種類(18以下)、個別經濟の特質(20以下)、經濟的組織體としての個別經濟(21以下)、組織原則と組織的思考(22以下)、特にニックリツシユの組織原則(23以下)、特にフェオル學派の組織原則(26)、テイラーシステムに於ける組織原則(26)、著者の見解(27以下)、個別經濟の最高組織原則としての經濟的原則(28以下)、個別經濟の經濟活動(28以下)、計算的思考(31以下)、收支均衡の原則、經濟性的原則、流動性的原則(31以下)、生産經濟と消費經濟との本質的差異(33)、私的消費(家庭)經濟の特質(33以下)、公的消費經濟の特質(37)、私的消費經濟と公的消費經濟との差異(37以下)、一般に公經濟の特質(37以下)、收益的生產經濟の特質(38以下)、非收益的生產經濟の特質(39以下)、資本主義的生產經濟の特質(40以下)、非資本主義的生產經濟の特質(40以下)、工場工業、マヌファクチュア、手工業、家内工業(41以下)、資本主義的生產經濟と非收益的生產經濟(43)

第二節 企業の概念、本質並びに種類 四三

第一款 企業の概念並びに本質 四三

目次

一

諸見解の對立——収益的生產經濟説(43以下)、企業家説若くは資本危險説(44以下)、商業的収益的生產經濟説(48)、獨立的収益的生產經濟説(48以下)、經營經濟學の認識對象として特殊的に企業の概念を指定せんとする諸見解(51以下)、著者の批判と積極的見解(53以下)、企業會計の本質(55以下)、企業の組織(59以下)、特に企業家の概念(60以下)

第二款 企業の種類 六三

企業の種類(63)、私企業——其の法律形態(63以下)、特に船舶共有組合(65)、鑛山會社(65以下)、獨逸の有限責任會社(66以下)、英國に於ける私會社(67以下)、我國の有限會社(68)、企業の經濟的類別(68以下)、協同組合的企業(70)、公企業(70以下)、混合經濟的企業(71以下)、企業形態の發展に於ける傾向(72以下)、國家の經濟政策と企業形態(79以下)、企業形態に對するナチスの諸政策(80以下)、有限責任會社存廢の問題(81以下)

第三款 複合的企業形態 八五

企業結合及び複合的企業の概念(85以下)、カルテルの概念(87以下)、カルテルの種類(88以下)——購入カルテル(89)、條件カルテル(89以下)、價格カルテル(90以下)、計算カルテル(91以下)、地域カルテル若くは販賣カルテル(91以下)、生産カルテル(92以下)、販賣カルテル若くは共同販賣(93以下)、利潤分配カルテル(95)、國際カルテル(95以下)、複合的企業の諸形態(97以下)、特にコンツェルンの諸形態(102以下)トラストの形態(107以下)

第四款 結言 一〇九

第三節 經營の概念、種類並びに其の形態 一〇九

第一款 經營の概念 一〇九

行動概念としての經營概念(109以下)、技術的組織體としての經營概念(110以下)、經濟技術的範疇としての經營概念(113以下)、社會學的經營概念(113以下)、經濟的組織體としての經營概念(115以下)、企業の概念と經營の概念との關係に關する諸見解(118以下)、著者の見解(122以下)

第二款 經營の種類 一二三

産業部門の如何による分類(124)、營業經營と自己經營と協同組合經營(124)、取引經營と保有經營、若くは管理經營(125)、一人經營と共同體經營(125)、經營の規模の如何に基く類別(125以下)

第三款 經營形態 一二六

第一項 工業的經營形態 一二七

作業態様——個別作業、作業場別作業、グループ作業、流動作業——の如何による類別(127以下)、生産プログラム如何による類別——單流大量生産經營(130以下)、品種生産經營(131以下)、個別生産經營(132)、組別生産經營(132以下)、聯結生産經營と非聯結生産經營(134以下)、經營の合成形態(135以下)、——水平的合成と垂直的合成と十字型合成(136以下)

第二項 商業的經營形態 一三七

商業的經營形態の一般的類別(137以下)、小賣經營形態の類別(139以下)、特に各小賣經營形態の特質(140以下)

第四款 經營形態の發展に於ける法則性 一四五

第一項 工業經營の特化と合成 一四五

特化、典型化、専門化の概念(146以下)、規格化の概念(147以下)、特化への発展への根本的契機(148以下)、合成への発展の根本的契機(148以下)

第二項 商業經營の特化と合成 一四九

特化商經營と合成商經營(149以下)、商人商業排除の傾向とそれに基く合成(150以下)、資本主義的小賣經營に於ける合成の再發展(151以下)

第五款 結 言 一五六

第四章 經營經濟學の本質と對象 一五七

第一節 學の様々の性格と經營經濟學の發展の概観 一五七

様々の性格の學(157以下)——特に事實的科學と理論的科學と規範學、經營經濟學の發展(162以下)

第二節 經營經濟學の本質に關する諸見解 一六六

概観(168以下)、技術論としての經營經濟學(170以下)、規範學としての經營經濟學と世界觀(171以下)、規範的經營經濟學の發展の概観と其の發展の根底(173以下)、特にナチスの世界觀(176以下)、ニックリッシュの經營經濟學の本質論(179以下)、テンドウリーの經營經濟學の本質論(183以下)、シェーンブルクの經營經濟學の本質論(184以下)

第三節 經營經濟學の對象に關する諸見解 一八八

個別經濟説(189以下)、生産經濟説(192以下)、収益的生產經濟説、資本主義的企業説(194以下)、認識對象説(195以下)、觀點説(198以下)

第四節 社會學、國民經濟學並びに經營經濟學の關係に關する諸見解 二〇〇

社會學、國民經濟學、經營經濟學間に於ける密接なる關係(200以下)、國民經濟學と經營經濟學との關係に關する諸見解(202以下)、分科説(203以下)、對等的獨立科學説(205以下)、純粹經濟科學説(207以下)、一般的社會學説(208以下)、熔和説(213以下)

第五節 總括的批判と著者の見解 二一六

學の可能性の問題と合目的性の問題(216以下)、經濟的實踐科學としての合目的性と理論科學としての存在の根據(220以下)、規範學としての經營經濟學の拒否(223以下)、現實的理論的經營經濟學の主張(226以下)、歴史的批判學としての經營經濟學の主張に對する批判(228以下)、純粹の經濟科學としての經營經濟學の主張(229以下)、國民經濟學の對等的科學としての主張(230以下)、經營經濟學に特有なる根本的思考(231以下)、一般的經濟學の問題(235以下)、個別經濟學の存立(236以下)、企業經濟學の特質(239以下)

第五章 經營經濟學の體系 二四一

第一節 經營經濟學の體系 二四一

一般的經營經濟學と特殊的經營經濟學(241以下)、管理論と交通論(242以下)、理論的經營經濟學と實際的經營經濟學(247以下)、著者の見解(248以下)

第二節 一般的經營經濟學の體系 二四九

計算理論と組織問題とに分つ方法——特にヴァルプの見解(249以下)、經營論、營業論及び財務論に分つ方法——特にレーマンの見解(250以下)、經營の要素に従つて體系化せんとする方法——特にテンドウリーの見解

(251以下)、組織論、管理論、會計制度論に分つ方法——特に伊太利の經營經濟學、ニックリッシュ、シェー
ンプフルクの見解(252以下)、個別經濟の迎る道程に従つて體系化せんとする方法——特にホフマンの見解
(255以下)、著者の體系(256以下)

第三節 經營經濟學と會計學との關係……………二五八

諸見解の對立(258以下)、諸見解の發展史的考察(259以下)、テンドウリーの見解(261以下)、シェーンプフルク
の見解(264以下)、批判と著者の見解(265以下)

第六章 研究方法……………二六八

經營經濟學に於ける歸納的方法の重要性(268)、演繹的方法の重要性(268以下)、經營經濟學の研究方法に關す
るニックリッシュの見解(269以下)、ニックリッシュの方法論の批判(274以下)、結論(275以下)



個別經濟並びに個別經濟學の本質

——經營學總論第一分冊——

杉 本 秋 男

第一章 序 言

經營經濟學若くは個別經濟學の本質、對象、體系、研究方法等の所謂方法論的問題を解決し闡明するに當つて、
先づ第一に、經營經濟學は如何なる學として問題になりうるか、其の對象として如何なるものが問題になりうる
か、經營經濟學は如何なる學として如何なる經過を辿つて發展したかを明らかにすることが適當であり、尙又、
必要である。然も經營經濟學は如何なる學として問題になりうるかといふ問題に就ては、一般に經營經濟學の本質
質に關する從來の有力なる諸見解を概観し検討するのみならず、寧ろそれに先立つて、一般に經營經濟學の本質
として問題になりうる學問的性格に就て明白なる知識を得なければならぬ。又、經營經濟學の對象として如何な
るものが問題になりうるかといふ問題に就ても、一般に對象として問題になりうるべき所の對象そのものに就て明
確なる知識を有しなければならぬ。斯の如き理由に基いて、著者は、本篇第二章に於て、先づ人間の行動の局面

類、發展を明らかにし、企業經濟學を論ずるに先立つて、企業そのもの、本質を明らかにし、斯學の生成、發展の必然性を明白ならしめることは、寧ろ自然的順序であると考へる。第三に、經營形態として工業經營形態の外に商業經營形態をも論じたことは斯學の文獻上の一般の傾向より背離してゐる所である。即ち通常、斯學は、工業經濟を中心に置き、商業經營形態は、販賣論に於て、直接販賣と間接販賣との區別の下に、間接販賣に於て取扱はれてゐるのであるが、斯ることは全く斯學の發展過程の事情に基くものであるにすぎず、従つて積極的根據なきものである。反對に著者は經營形態に於て對等的に之を論ずべきものと考へるのである。

1) 即ちテンドウリーも次の如く述べてゐる。經營經濟學は先づ純粹に商經營及び工經營の商業的組織(Kaufmännische Organisation)の理論をなしてゐた。此際、確かに實際的の事情の壓力の下に工業經營が直ちに關心の前面に立つた。だから獨逸の經營經濟學は長い間大體に於て工業の經營經濟學であつた。(Töndury, Wesen und Aufgabe der modernen Betriebswirtschaftslehre, S. 23)

尙、企業形態及び經營形態の取扱に就ては、著者は資本經濟の觀點及び管理組織の觀點から深く追求せんとするものであるが、本書に於ては先づ、その本質を明らかにするにとゞめ、たゞ、爾後の論述の基礎をつくりあげておくことにとゞめたのである。又、各問題の取扱に於て代表的諸見解を出來うる限り網羅し、之に吟味を加へたのは、著者の獨斷に墮することなきを期せんがためであつて、兼ねて著者自身の見解に對する是非の論證を用意することをも目的としたものである。

著者の個々の點に於ける積極的主張に就ては、本文の各所に於て述べてゐるが如くであるが、本書の内容上のは稱するを得ない。屢々定義の不正確、部分的矛盾、意義の輕重の區別の不明が認められ、その本質上、其の内容が明確に論理一貫的でなければならぬ所の科學にとつて、直ちに其儘引繼がれない。シエーンブルクが云ふ如く、第一に、「民族的言語概念は、常にその全體に於ける經驗の全範圍を同時に包括する。それは定義の不正確、意義の主要と附隨の別を氣遣ふを要しない。此場合(定義が事實に——著者註)感覺的に近似すれば十分である。蓋し經驗行爲との直感的聯絡が總ての場合に直接に保證されてゐるからである。」かくて「言語慣用的概念は、専門的認識にとつて、それが専門的認識の特殊的對象と全く何等の關係なき對象にも關係することによつて、範圍に於て廣大にすぎることが明らかである。」²⁾ 日常の言語慣用が偶々全く正確明白なものである場合のみ、それを採用し、それを根底に置く態度が是認せられうる。³⁾

2) Schöpfung, Der Erkenntnisgegenstand der Betriebswirtschaftslehre, S. 7ff.

3) 慣用概念の本義を語源的に究明し、慣用概念のもつ攪亂的な附隨意義を清算して再び純粹の本義に引戻すといふことも、經營經濟學の本來の任務であるべきでない。斯の如き語源的詮案にも多數の意見が發生して混亂を生じうるといふことを度外視するも、理論の内容に關する論争たるべきものが概念の單なる術語的意義の論争に化し若くは論争たるにとゞまり、經營經濟學の概念形成にとつては純粹に語源的なる解明は殆んど意義を得ない。たゞ概念内容の變化發展を辿り、其の各時代的意味を、各時代の經濟狀態に照しあはせて闡明することは、概念の歴史性を明らかにするために極めて有意義である。

斯くして經營經濟學独自の立場から嚴密に概念指定を行ふ可能性並びに必要が明らかとなつたのであるが、此場合、學に於ける概念指定は、現象そのものを加工し捏造して、學說の(一層的確に)展開に都合よき様に濫りに

形成することではないといふことが注意されねばならない。事實（現象）そのものは何ものによつても濫りに捏造されざる嚴然たる存在である。科學に於ける概念指定は、慣用に於て悪しく表現されたるものを斥け、眞の事實を眞のまゝに正しく明確に表現すること、及び、専門の科學に獨特なる觀點の下に其の科學が把握すべき部分のみを且把握すべき總てを把握することに外ならない（勿論科學は、言語の慣用が存すると否とに拘らず、自由に論述展開のために概念を指定する）。

併しながら經營經濟學に於ける總ての概念は専ら經營經濟學として獨自に指定せられたるものでなければならぬといふのでは決してない。殊に國民經濟學と經營經濟學とは、少からず、概念を共有するものであることは、共に經濟科學なる點よりして、明らかである。併し又、經營經濟學は、他の學、特に國民經濟學に於ける概念指定に拘泥する必要もないといひうる。

4) 後述する如くテンドウリー、シェーンブルクの如く、經營經濟學を經濟社會學（Wirtschaftssoziologie）のプランの中に置き、一般に行動科學を「一般化」と「細叙化」との關係に於て體系づけんとするものに於ては、概念も亦、科學的一般概念（Wissenschaftliche Allgemeinbegriff）と専門科學的概念（Fachwissenschaftliche Begriff）とに分たれる。かくてシェーンブルクはいふ。「我々の任務は正しき一般概念そのものを見出すことではない。寧ろ我々にとつて、經營經濟學の認識對象に對して立つ所の關係をそれから演繹し且批判的に理解しえんがために、我々の學に於ける概念指定の多數にとつてモデルとして役立つた所の概念類型をその本來の構造に於て認識することが眼目である」（Schönburg, a. a. O. 10）。即ち彼は之を以て、他の學特に上位（より一般的なる）の科學の概念を一應問題とする論據をあげたのである。

エム・エル・レーマンによれば、概念には、基礎概念・理論的概念・純粹概念・若くは解明的概念（Grundbegriffe, Theoretische, od. reine od. erklärende Begriffe）と目的概念・實際的概念・應用的概念若くは組織的概念（Zweck-

begriffe, Praktische od. angewandte od. organisatorische Begriffe）と二〇の種類がある。然も更に彼によれば、正確にいへば總ての概念は、結局、目的概念である（何となれば其自身のために）が、此處に謂ふ所の目的概念とは、例へば會計の領域に於ける如く、實際的目的に奉仕する所の概念であり、實際的任務解決の手段として使用するために作られる所の概念である。之に對して基礎概念とは、その概念を以て説明せられる所の現象及び問題の性質及び特質から演繹される所の概念である。之に對して著者の見解によれば、謂ふ所の目的概念は企業の計算の計算目的として人間の實際的意圖にかゝはらしめられて問題になるといふ點に於て、且、謂ふ所の基礎概念は人間の實際的意圖にかゝはらないといふ點に於てのみ異なるものであり、一定の觀點からの現象そのもの、間然なき把握であつて、總ての概念は、その限界づけに於て異なるとしても、何ら現象を殊更に歪め曲飾隱蔽するが如きものではないといふ點に於て、悉く基礎概念、純粹概念であるといふことが出来る。かくて此の兩種の概念を區別することは、單に人間の實際的意圖によつて問題とせられ指定されるか否かによる區別として、意義を有するにとどまるものである。

5) M. R. Lohmann, Allgemeine Betriebswirtschaftslehre, S. 68f. 拙文「會計學の方法」（内外研究第四卷第三號所載）参照

第二章 人間の行動の局面

人間の合理的なる生活は、價值判斷の生活、より大なる價值の創造の生活、及びより大なる價值の選擇の生活でなければならぬ。¹⁾ 然も社會に於ける人間の最も基本的なる行動 (Handlung) は、テンドウリーが指摘する如く、(1)技術(Technik)。(2)經濟(Ökonomik)。(3)政治(Politik)。(4)純粹倫理(Reine Ethik)なる四つの局面を有し、従つて此の四つの局面に於て夫々本來のものである所の次の四つの觀點より考察することが出来る。即ち人間の行動が合理的ならんがための準繩(Ausrichtung)として、(1)技術的觀點(Technische Gesichtspunkt)。(2)經濟的觀點(Ökonomische Gesichtspunkt)。(3)政治的若くは社會的觀點(Soziale Gesichtspunkt)。(4)倫理的觀點(Ethische Gesichtspunkt)がありうる。

1) ゲルドマツヘルも、價值判斷は、一般に生活の中心問題であるとする。『我々の全生活はまさに價值判斷の連鎖より成る。價值判斷するとは、秤量する(Abwägen)とは、比較のためにとりあげられる所の諸事實を明らかにし且諸事實を一定の觀點の下に包攝すること(Subsumierung)を意味する。我々の生活は、常に經濟的領域に於てのみならず同様に道德上の、美學上の、倫理學上の、法律上の領域等總ての可能なる領域に於ける價值判斷によつて充たされてゐる。正に、文化と名づくる所のは本質上様々の有機體の價值判斷システムの限りなく錯綜せる複合體であり、一つの生きたる複合體であり、絶えず發展のうちにあると云ひうるべきであらう。』(Geldmacher, Kapitalbewertung und Kapitalhaltung, S. 2)

2) Hans Töndury, Wissen und Aufgabe der modernen Betriebswirtschaftslehre, S. 63 und Sinn der Wirtschaft, SZB. 39, Jahrg. 1933, S. 131 ff. Schöpfung, a. a. O. S. 96 ff. テンドウリーは、人間の行動の此の四つの局面、即ち人間の行動が

關係する所の領域(行動領域)は、(1)種族及び肉體的給付能力の維持増進(種族保護 Artpflege)。(2)様々の性質の物質的諸財貨の備辦(財貨保護 Güterpflege)。(3)社會の生存にとつて必要な居住場所の維持のため配慮(場所保護 Raumpflege)。(4)精神的善の涵養(精神陶冶 Geistespflege)の四つのグループに分れると述べてゐる。

此らの四つの生活局面に於て、人間の行動が合理的ならんがためには、夫々の觀點に於て獨特なる價值判斷が行はれねばならぬ。本書は、此らの四つの生活局面並びに夫々に於ける價值判斷を徹底的に論究することを、勿論、目的とするものではないが、經營經濟學の本質を闡明せんがためには、先づ簡單ながらも此の問題を取扱はなければならぬと信ずる。

技術の概念並びに本質 技術の概念は大體に於て、次の二様の意味に規定せられてゐる。

(1)第一に、『技術』なる言葉は、本來の、自然科学的な意味に於て、自然の認識に基く自然支配(Naturbeherrschung)の領域として、即ち人間の目的のために「自然物財」及び「自然力」を利用することとして解せられる。³⁾ 此の本來の意味に於ては、農耕・栽培・植林等をも技術なる言葉に含ませることは何等妨げなきことであるが、通常、技術といふ言葉を以て、たゞ、原料の變形に用ひらるゝ活動のみが—精々採鑛を含めて—意味せられる。技術そのものゝ目標は、物財と力との變形・移轉・結合に於て、改良をなし、新しきものを創造すること(即ち發明 Erfindungen)に存する。⁴⁾ 技術の眼目は出来るだけ完全なるものを作り出すことである。

3) Katzer, Betriebswirtschaftslehre und Forstwirtschaftslehre, Betriebswirtschaftliche Rundschau, Jahrg. 1926, Hft. 2, S. 25.

4) 馬場敬治教授「技術と經濟」九頁以下、Prion, Die Lehre vom Wirtschaftsbetrieb, Erstes Buch, Die Wirtschaftsbetrieb im Rahmen der Gesamtwirtschaft, 1935, S. 32.

(2) 第二に、技術なる言葉は、轉化せる廣き意味に於て、「それに従ひ若くはそれを以て或る活動が合目的に實行さるゝ所の原則及び補助手段の總稱」(Der Inbegriff der Regeln und Hilfsmittel, nach bzw. mit denen irgendeine Tätigkeit zweckmässigerweise ausgeübt wird) として、目的到達のための處理方法として解される。

此場合は、上述せる本來の技術のみならず、例へば簿記計算技術、取引契約及び交通通信技術、賣買手續、通關手續、宣傳廣告技術、労働者の訓練養成監督技術、事務管理技術が技術の概念のうちに包括され、斯くて技術に於て、上述せる本來の技術(工技術、技)と所謂經濟技術(Wirtschaftstechnik)とが區別される。

5) Kaber, a. a. O. S. 25.

6) Töndury, a. a. O. S. 47) 此意味に技術の概念を規定する (a. a. O. S. 47)

7) Schönplug, Der Erkenntnisgegenstand der Betriebswirtschaftslehre, S. 160.

8) 著者は、此の場合の、經濟技術なる言葉の用法に反對する。何となれば、一方に於て製造過程そのものも「自然科学的範疇としての純技術過程」として把握されうる外に、「經濟的範疇」としての「價値の動き(流れ)」の過程としても考察されうる。即ち物質及びエネルギーの變轉過程として考察しうる外に、價値の消費・變轉・創成の過程として考察しうる。純技術的活動は殆んど總ての場合、同時に經濟的活動たるものである。即ち物質及びエネルギーの消費は、多くの場合一所謂自由財貨を除いて一價値の消費である。他方に於て、例へば計算器、其他の事務室用具の使用行爲及び使用方法、宣傳廣告技術といふが如きものは、單にそのみを個々に孤立的に見且記述する場合には、之を、製造過程と同様に、非經濟的範疇として把握しうる。此場合、本來の技術と此らの技術との間には、技術と、經濟技術といふが如き本質上の差異が存しない。單に技術の領域上の差異一即ち一は工技術たるに對して、他は商技術若くは事務技術たりが存するにすぎない。従つて經濟技術といふべきではなく、商技術(Kommerzielle Technologie)其他の言葉を用ふべきである。若し經濟

技術なる語を用ひんとすれば、中西寅雄教授に於ける如く、明確に、「經濟的範疇」としての「經濟技術的過程」(價値の動き)に關する概念として把握すべきである(「中西寅雄教授「經營費用論」一〇頁)。従つて、技術の概念を一般に廣く把握する時にも、狭く限定する時にも、經濟技術的範疇としての技術概念と、自然科学的範疇としての技術概念とは嚴密に區別せられねばならない(尙、後述する所を参照)。

さて、人間の行動の最も重要な準繩の一つとしての、並びに人間の行動の考察判斷の最も重要な視角の一つとしての、技術的觀點(Technische Gesichtspunkt)の本質は何であるか。それは、テンドウリー及び彼に基きテンドウリーが的確に云つてゐる如く「物的適合若くは物的完全性(Sachliche Entsprechung od. sachliche Vollkommenheit)の觀點である。而してこの觀點の下に技術は合理的原則を適用する。」「技術的觀點は、物質間の統一を一物質が欲望充足のために利用せられうる限り一及び人間の能力(Können)を創造する。」「技術に於ては、それを規制する所の原則は技術的合理性の原則(中西寅雄教授)であり、技術の一般的最高觀點とは技術的完全性(シェンプフルク)である。

9) Töndury, a. a. O. S. 63.

10) Schönplug, a. a. O. S. 93.

經濟の概念並びに本質 人間の行動の一局面としての經濟(Oikonomie)の本質は、經濟的價値を創造するために經濟的價値を費消することに存する。或は既存の價値を費消して新しき價値を獲得することである。而して經濟的價値判斷とは、最小の犠牲を以て最大の効果を擧げること存する。即ち何を獲得すべきかに就て、又、それを獲得するために何を費消すべきかに就て選擇を行ひ、且、新しき價値を獲得するために果して既存の價値

を消費すべきかどうかについて判断を行ふことである。國民經濟學上經濟主義と稱せられ、經營經濟學上經濟性 (Wirtschaftlichkeit) と稱せらるゝ原則がこれである。經濟的觀點とは、經濟の本質及び經濟性の原則を根據とする觀點に外ならぬ。¹²⁾

11) 此の意味に於て、シエマーレンバッハは「經濟するとは選擇することである」と述べてゐる (拙著「動的會計學研究」一三六頁参照)

12) テンドウリーも『經濟 (Ökonomik) の本質は、行動主體が其の行動を判断し、且、その行動が彼自身に對して有する意義に従つて、それを規制することに存する』と述べ、且いふ。『此の意義は二重のものである。各行動は、力の消費を必要とする。力の消費は常に心的エネルギーの消費に現はれる。然も總ての行動は、結局同様に又、心的エネルギーに變化すべき所の或る何ものかの獲得を目的とする。此の事實に適用せられて、合理的原則から、消費と結果との間の比較、及び消費と結果との間に正の差を生ずる時にのみ、行動は合理的であり、従つて承認せられべきであるといふ判断を生ずる』 (Wesen u. Aufgabe d. m. B. S. 64)。心理的に把握してゐる點が著者の見解と一致しないが、彼は、併し更に云ふ、『經濟 (Wirtschaft) は……消費と結果の關係の觀點の下に處理を判断し、且、問題になる可能性のうちに適當なる選擇を行ふことに携はる』ものである (a. a. O. S. 47)。シエンプフルクもいふ。『經濟の觀點は主體的適合の觀點即ち行動主體に對して行動より得らるべき效用の觀點である (a. a. O. S. 97)。經濟的觀點の下に於ては一主體の行動が主體的效用の立場から、即ち消費と結果との出来るだけ大なる價值差の立場から判断される (P. a. O. S. 130)。』經濟的觀點は經濟人の不分明なる願望と明白なる意欲との間の統一を創造する (P. a. O. S. 98)。彼は更に、目的に對して手段を考量の上で充當することを經濟の本質と見るシエンプの見解は、經濟に特殊なるものが何も述べられてゐないが故に、又、經濟は需要と充足との永續的調和の精神に従ふ人間の共同生活の状態であるとするゴットルの見解は、如何なる態様にて需要と充足との調和が達せられるかに就て、及び、抑々何處に共同生活の此の秩序方法の經濟的なものゝ特質があるかに就て何も

指示してゐないが故に、共に方法的に不十分であるとなす。私見によるも、ゴットルの定義は、純粹に經濟的ではなく、社會經濟的であるから、支持するをえない。

政治の概念並びに本質 政治 (Politik) とは、テンドウリーに従へば、『社會的關係の合理的秩序』であつて、其の獨自の出發點 (政治的若くは社會的觀點) は、『社會的適合』 (soziale Entsprechung) 若くは『正當性』 (Gerechtigkeit) の觀點である。此場合、『正當性』の概念は、純粹に形式的に、所與の状態の下に其一人の利益にも他のものゝ利益にも並びに現存の全體の利益にも適合する所のものとして解せらるべきである。従つて斯くの如く形式的に把握されたる正當性の概念は、其一人 (「自」)、「他」、「全體」といふ三面をもつものである。その内容は如何なるものであるかといふことは、各場合々々の事柄である。政治に於ては、此の觀點から合理的原則が適用される。¹³⁾

13) Tondury, a. a. O. S. 64. シエンプフルクも、『社會的觀點は、各個人の主體的利益と全體の利益との間の統一を創造する』と述べてゐる (a. a. O. S. 98)。

純粹倫理の概念並びに本質 純粹倫理の觀點は、テンドウリーによれば、善若くは絶對的善の觀點である。前に述べたる他の總てのものと同様に之を純粹に形式的に把握すれば、それは、絶對的適合の觀點であり、適合とは統一に外ならないから、自己と全體との絶對的統一の觀點である。統一を促進する所のもものが善であり、統一を破壊する所のもものが惡である。社會的統一を促進する所のもものが社會的善である如く、絶對的統一を創造する所のもものが絶對的善である。¹⁴⁾

14) Töndury, a. a. O. S. 65.

行動規制若くは觀察の各觀點間の關係 以上述べたる如く四つの根本的觀點を指定することは、科學的研究の前提として人間の行動を認識對象化せんとするものであつて、經驗的實際に於ては、此等の觀點のうち孰れのものも、唯一且純粹に現はれ來たらないで、常に總てのものゝ混和である。實際上の行動に對して一般に此の四つの觀點若くは此の四つの規制者の孰れが首位に立つか若くは立つべきものとするかに就ては、「經濟」と「社會」と「倫理」とに就て、論者によつて異なる見解が存立する。¹⁵⁾

15) テンドウリー及びシエーンプルクによれば、此らの四つの觀點のうちには、自然的階級が存し、それは此らのものを相互的關係に置く。即ち技術から發して經濟を経て、政治及び倫理に向つて、一貫的な關係を生ずる。段階的に、考察單位の範圍を益々擴大し、遂に「最高の全體」の單位と一般に合致する。下位の段階は常に高位の段階を前提とし、これによつて同時に下位の段階は一定の點に境界づけられる。技術と經濟の、經濟と政治の、政治と倫理の關係は、一定態様の不動關係である。此らの觀點の各々は、先行のものを或程度迄内包する。反對に又、先行のものを或點から制動する。任意の場合に此の制動點が三つの上位の觀點の各々に就て下位の觀點に何處で對立するかは、其都度の事情に依存する。而して最も入念に研究されねばならぬ。併し一つの觀點は、これの直接の上位にあつて、此の觀點によつて直接の前提をなす所のものを通じてのみ制限せられうる。例へば倫理的觀點は經濟的觀點に直接には影響を及ぼしえない。社會的(若くは政治的)觀點との交渉の用途を以て間接にのみ影響を及ぼしうる。(Töndury, Sinn der Wirtschaft, a. a. O. S. 181. Schöpfung, a. a. O. S. 99, 126) 此の問題を解決することは、本来、我々の任務の外に存する。併し、それは我々の任務の遂行のための前提である。著者は此の二人の學者の所謂「獨逸新社會主義」的な見解に必ずしも直ちに同意するものではない(唯物論的立場に於ては、經濟が首位に立つ)が、たゞ、技術と經濟との關係に關する限り注目すべき見解として承認する。然も確かに、我々の經濟的行動は、一方に於て技術によつて、他方に於て社會によつて、制約せられてゐる。

シエーンプルクによれば、此の四つの觀點の各々は、例外なく此の四つの活動領域の各々に適用しうべきである。¹⁶⁾ 此事は、經營經濟學的方法論的問題の解決にとつて重要な事柄である。即ち第一に、此事から、先づ、一方に於て經濟と技術とは全く異なるものであるにも拘らず、屢々明確なる區別が認識せられずにある所以が既に明らかになると共に、他方に於て、經濟と技術との間に極めて密接なる關係が存することも認識せられる。更にこれは經濟學としての經營經濟學に對する經營社會學、經營倫理學、經營技術學の存在の問題若くは經營社會學或は經營倫理學或は經營技術學としての經營學の成立の問題と密接に相交渉する事情である。

16) 例へば、經濟的觀點は頑固に「財貨保護」の領域に限定されないで、「種族保護」「場所保護」及び「精神陶冶」の領域にも適用せられうる。同じことは、他の三つの觀點に就ても妥當する。即ち其等は原則上總ての活動領域に適用しうべきである。Schöpfung, a. a. O. S. 99.

我々は技術的觀點若くは「術術」の學(Technologie)と他の觀點(特に經濟的觀點)若くは他の學(特に經濟學)との間に存する本質的差異を一層明らかならしめておかねばならない。技術的觀點は、物的適合關係に關しそれと利用者との經濟的諸關聯を統一的に思惟することに未だ關せざるものであるが故に、個々の行爲、個々の施設を個々に取扱ひ、個々に夫々のものが如何に物的に最も合目的に形成せらるべきであるかといふ問題に携はるものである。此事は、自然科学的範疇としての「技術」の學(所謂工學、製造學、或は機械的・化學的技術學 mechanische und chemische Technologie と呼ばるゝ性格の學。技術技術の學。)に於てのみならず、營業の實務(例へば購入・販賣・信用業務等の廣範圍なる且包)の如きものを包括する廣義の「技術」

の學に就ても妥當する。斯る性質の問題は技術の問題であつて、經濟の問題ではない。シェーンプフルクが云ふ如く、經濟的考察は常に全體を注目する。例へば、經濟的考察の一つとして、經營經濟的考察は、經濟的經營(個別經濟)によつて實現さるゝ活動全體を注目する。一般に總ての經濟的活動は、その目的の實現のために非常に様々の種類の技術を支柱とするが、經濟理論の關心の對象をなすものは、技術そのものではなく、個々の活動及び處理が經濟的考量の觀點の下に相互に正しき關係に齎らされ、全體としての經營活動全體に計畫的に整序される所の方法と態様とである。¹⁷⁾¹⁸⁾

17) Schönflug, Der Erkenntnisgegenstand der Betriebswirtschaftslehre, S. 160 ff.

18) 技術と經濟との關係に見解として、此の外に特にゾムバルト、ゴツトル、フォイグト等の見解が注目せらるべきである。(1)ゾムバルトは、技術を外部の自然を變形するために人が適用する所の手段若くは處理なりとし、經濟は之に反して人間の生計の配慮に関する人間の行動及び組織であるとする。かくて技術は一處理方法であり、經濟は一文化領域である。従つて彼に従へば、兩者は全く異なる平面上立つから、技術と經濟との對立は無意味である(即ち本質を異にするものは對立しえないとなす)。(2)ゴツトルは、經濟は欲望充足の行動に於ける秩序であり、技術は此の行動の執行に於ける秩序であるとする。(3)フォイグトは、技術と經濟とは一定の動作(Verhalten)であるとし、「所與の手段に於ける目的選擇」たる特殊の經濟的動作と、「所與の目的に於ける手段選擇」たる特殊の技術的動作とを區別する(Schmidt-Friedländer, Der Betrieb als soziologisches Erkenntnisobjekt, Z. f. B. Jahrg. 1932, Heft 10, S. 609 ff.)。ゾムバルトは、技術の概念を大體に於て狭く把握し、ゴツトル及びフォイグトは、廣く把握してゐることは明らかである。ゾムバルトが經濟を一つの文化領域であるとし、他を處理方法であるとするのは必ずしも正しくない。ゴツトルとフォイグトとは非常に共通する所を有するが如くであるが、フォイグトの區別は經濟の本質の一面しか示してゐない點に於て、劣つてゐる。兎に角、著者の

見解によれば、兩者を、人間の異なる行動局面として對立的に考察することが、最も意味深き且的確なる態度である。

技術と經濟とは、異なる行動局面であることは上述の如くであるが、兩者は殆んど不可分離的な密接なる關係にある。ゴツトルは技術は經濟のために存するが、經濟は技術によつてのみ實行しうべきであるといふに對して、例へばプリオンは、一應、「技術は經濟の外部に於て可能であり(戰爭)」、又、經濟は技術なしにも可能で(例へば原始的な獵師が赤手を以て野)あつて、兩者の關係はシャム人の合成双子の關係の如く互に不分離に結合されてゐて、その動き(發展)に於て絶對的に互に依頼するといふが如きものではない」といふ見解であるが、正當に、實際に於て、人の欲望のために價値を創造せんとする經濟は以前も今日も技術なしには可能でないことを明確に認識する。¹⁹⁾

19) Priou, a. a. O. S. 32; E. カッツェルも、技術と經濟との相互的依存關係は、「經濟なき技術は盲目であり、技術なき經濟は空虛である」と云ふ命題によつて現はされうると述べてゐる(Krahe, a. a. O.)。併しプリオンが、「技術——自然科學の意味に於ける——はそれ故に經濟の要素である。經濟の概念に技術が包含せられてゐる。勿論、經濟的諸財貨の意味に於て人間の生活に對する使用可能性を提供することを任務とせられたる技術に關する限りに於て」と述べてゐることは、「技術は本來經濟と何の關係もない」といふ見解に對立するものである。特にプリオン自身が云ふ如く、技術界(學問上並びに實際上の)に於て、技術を別個に見、且、その内容領域を經濟に對立することが慣行的である。彼によれば、經濟に於ける技術の使用の外に、更に他の技術的創造(宗教、藝術、戰爭に於ける)、實驗室及び學校に於ける學問的研究等が存するが、今日總ての技術的創造及び發明の最大部分は結局完全なる欲望充足をその目的とする。従つて此の任務に於て經濟に編入せらるべきである。他方、プリオンは、「技術と經濟とを對立することは、斯くして技術が非常に廣く即ち經

濟經營に限定されず把握されうるといふ、及び同時に經濟なる語は個別經濟(經濟的經營)にも並びに綜合(國民)經濟にも使用せられうるといふ長所を有する」と述べてゐる。著者の見解によれば技術と經濟とは極めて密接なる關係に立つとはいへ、概念的には兩者は嚴密に區別せらるべきことは上來述べたが如くである。テンドウリーも、兩者は全く異なるものである。併し兩者は、經濟が各備の處理可能性の認識を前提とし、場合によつては尙又新しい可能性の發展を推進せしめるといふ限りに於て、密接なる關係を有する。併しまさに此事が實際に於てのみならず、教授上、尙純粹の理論に於てすら、區別を困難ならしめる」と述べ、シェーンプフルクも、同様の見解を吐露する(Töndury, a. a. O. S. 47. Schönflug, a. a. O. S. 161)。

今日の交通經濟社會に於ては、人間の經濟行動は殆んど専ら同時に社會的行動をなしてゐる。封鎖的な孤獨經濟(例へばロビンソン)に於てのみ、經濟行動は社會的行動としてではなしに行はれうる。併しながら經濟行動を社會的觀點のみより見、經濟行動の本質をその社會的部面に於てのみ把握することは許るされない。それは從來國民經濟學者が好んでとりきたれる態度であり、國民經濟學者は社會經濟學の立場に於ては、正しき態度と見られうる。併し斯くして取殘されたる經濟行動の本來の部面を見落すべきではない。經營經濟學の存立の根據は、後述する如く、著者の見解によれば、此處に存するものである。即ち我々は、特に、社會及び社會的觀點若くは社會的考察と、經濟及び經濟的觀點若くは經濟的考察との相違及び關聯に就て明らかでなければならぬ。既に述べたる如く、社會は「自」「他」「全體」の關係であり、經濟は、「主體」と「手段」との關係である。此の認識は、特に著者の爾後に於ける論述の主要根柢の一つをなすものである。

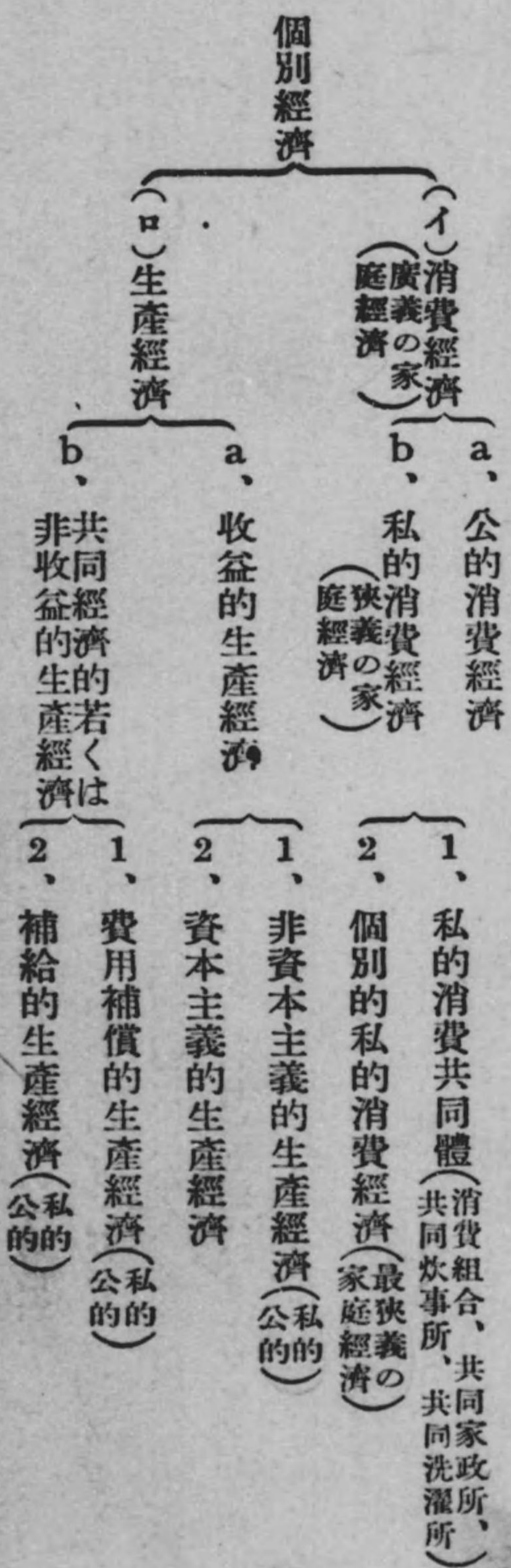
20) 「自」「他」「全體」といふ關係は既に經濟以上のものであることを、リゾウスキーは、共同體的思考は既に經濟的思考ではないといふやうに表現してゐる。彼に於ては、經濟的とは *es richtet sich, es lohnt sich* であり、經濟の概念にとつて、欲望充足の合理的準備、*Macht* (多^く)への努力(そのことは既に欲望充足への努力のうち存する)が本質的なものである(Lisowsky, Die Betriebswirtschaftslehre im System der Wissenschaften, Z. f. B. Jahrg. 1929, Heft 9)。カッセルも「個別經濟の經濟的關心は國民經濟的提問と何の關係も有しない。此際國民經濟的ではなく、純粹に經營經濟的に考へられる」(Die Politische Ökonomie von Standpunkt der geschichtlichen Methode, S. 169)と述べ、リーフマンも、貨幣收益努力は、常に「利潤意圖」として資本家を支配するのみならず、交換交通に組みあはされてゐる總ての經濟主體を鼓舞してゐるといふことを指示してゐる(Z. f. B. Jahrg. 1928, S. 577)。又、「人は總ての經濟的現象に於て、先づ第一に、一層大なる社會的有機體に於ける連鎖を考へなごで、……一言を以て云へば先づ第一に私經濟的に考へる」(Grundrisse der Volkswirtschaft, Bd. I, I. Aufl. 1927, S. 133 ff.)と述べてゐる。既に引用せるシュバンの經濟の本質觀に於ても社會的なモメントを含んでゐない。アモンも、經濟の觀念の本義は常に「各個人」に關するといふことを指示してゐる。經營經濟學上の文獻に於て、經營經濟學に本來的なものとして非常に屢々「經營中心的考察」「個別經濟の立場」等と稱せられてゐるのは、實質上、「主體」と「手段」との關係に於ける考察、即ち經濟的考察を意味するに外ならない。それは國民經濟學(社會經濟學)に於ける社會經濟的考察に對して、經營經濟的考察とも稱せられべきである。

第三章 個別經濟・企業・經營の概念、本質並びに種類

第一節 個別經濟の概念・本質並びに種類

所謂綜合經濟 (Gesamtwirtschaft) 若くは國民經濟は、夫々獨自の (併し勿論、分業的經濟制度に於ては相對的な意味に於て) 存在基礎と活動と計慮とを有する多數の個別經濟 (Einzelwirtschaft) の綜合に外ならない。現代に於ける個別經濟には次の如き異種類が並存してゐる。

1) Gesamtwirtschaft なる語は、Schönflug によつて、彼の所謂部分經濟 (Teilwirtschaft) に對立する概念として用ひられる。此の意味に於ては、國民經濟も個別經濟も一つの Gesamtwirtschaft でありうる (Schönflug, a. a. O. S. 132 f.)



個別經濟に於ては、其の消費經濟の側面と生産經濟の側面とが完全に分離せる個別經濟 (完全分離個別經濟) と、分離

の甚しく不完全なる個別經濟 (不完全分離個別經濟) と、更に全く兩者が結合して一體をなせる個別經濟とが存在しうる (その點に於て此の表は不完全である)。最後のものは、封鎖的家屬經濟若くはゲルドマツヘルの所謂家族的自己生産經營 (Betrieb familiärer Selbstversorgung) 若くは孤立的經營 (Isolierter Betrieb) 若くは自己消費經營 (Selbstverbrauchsbetrieb) 若くは自足經營 (Selbstgenügsame Betriebe) であり、第一及び第二のものはゲルドマツヘルの所謂交通經濟的經營 (Verkehrswirtschaftliche Betrieb) をなすものであり、然も第一のものが完全に純粋なる交通經濟的經營をなすものである。發展史的には、先づ封鎖的家屬經濟を生じ、次いで第二の種類の個別經濟を生じ、更に第一の種類の個別經濟に發展してきたものであつて、此の事情はレーマンによつて圖示を以て明確に説述せられてゐる所である。封鎖的家屬經濟に於ては、農耕、工作其他の生産活動がすべて自己消費のために行はれる。工業的經濟發展の最初の段階として擧げられる家内仕事 (Hauswerk, Hausfleiss) は、封鎖的個別經濟の工的方面を注目したものである。即ちそれは、各家族の内部に於て自給自足的に工的生産を行ふものであつて、各家族の個々のメンバーに於て性格的に年齢的に仕事の種類の分割が行はれ、且つ同一種類の生産に於ても多少、分業並びに協業が行はれるが、分業及び協業の形式が極めて粗雑幼稚であり、その特質は、常に、自己の家庭經濟の必要とする財貨を自己の家庭の欲望に應じて、自己の家庭の労働を用ひて生産を行ふことに存する。云ふ迄もなく、斯の如き孤立的な封鎖的個別經濟は、今日に於ては、殆んど存在せず、物々交換によつて或は貨幣を通じて幾分か外部と交通するといふが如き個別經濟と雖も、今日、全く例外的なものであつて、現時に於て支配的、特質的なるものは交通經濟的個別經濟である。

- 2) Geldmacher, Kapitalbewertung und Kapitalhaltung, S. 11f. und R.K.W. Kostenaufbau, Kostenrechnung, Preisgestaltung, S. 10
- 3) M. R. Lehmann, Allgemeine Betriebswirtschaftslehre, S. 34f. 増地庸治郎博士「企業形態論」二頁以下

即ち先づ第一に、個別經濟には、生産經濟と消費經濟とがある。云ふ迄もなく、消費經濟は、消費活動を行ふものとして存立する組織體(家庭)に不可分離に結合して其の消費のための直接的準備(消費的給付)を行ふ經濟的

組織體であつて、各個人の家政若くは家庭經濟、各個人の共同的消費經濟(消費組合、共同炊事所)、國家其他の行政團體の消費經濟(行政經濟、Verwaltungswirtschaft)等が之である。獨立の生産經濟とは外部の經濟に對して生産(生産的給付)を行ふ個別經濟である。此際生産といふ概念は、廣義に、即ち一人間の欲望を充足するもの即ち財貨若くは勤勞(労働)を創出し、各人の若くは各消費經濟の消費的配慮の前に迄近づける總ての活動といふ意味に解せらるべきである。非獨立の生産經濟の特質は、一つ若くは幾つかの個別經濟の從屬經濟として、専らその給付が最後の消費に對して間接的であることにのみ存する。生産經濟は、消費經濟の生計若くは存立のために必要なる財貨其他の給付を創造し、消費經濟は之を消費する。併し又、消費經濟は、生産經濟の活動のために必要なる人材を提供し、若くは特に公的消費經濟に於ては社會的な(從つて超經濟的な)様々の給付を提供する。

さて、此らの各種類の個別經濟は、如何なる共通性質を有し、又、相互に如何なる異質を有するか。先づ、如何なる共通性質を有するかといふ問題に就て、ニックリッシュは、個別經濟(彼は經營と稱する)の共通性質を「經濟の單位」たることに見る。然も彼によれば、經濟若くは「經濟の生活」とは人間の欲望とその充足との間の「あきま」を架橋すること、人間の欲望を充足するために「價值」を捕捉し、生産し、準備することに存するものとする。家庭經濟に於ても、充足手段を消費のために準備する給付を行ふことがその任務であるから、家庭經濟も亦經濟である。マールベルグも、生産經濟と家庭經濟とは、サーヴィス(Dienst)を何かの方法にて果たすといふ點に於て相共通すると主張し、消費經濟と營利經濟とを對立することに反對する。此等の見解は確かに誤つてゐない。著者は、總ての個別經濟の共通性質を、「獨自の存在基礎と自立的な活動と計慮とを有する」經濟的組織體

たることに存すると見、次に此の點に就て稍、詳述せんと欲する。

1) 尙ほニックリッシュによれば、消費の準備をなすことまでが經濟であつて、消費そのものは、經濟とは別なる他の過程の一主要切片である。それは一生産過程並びに一分配過程でもあるが、併し消費そのものは「價值」には關しないで、

「力」(Krafte)に關する(Nicklisch, a. a. O. S. 19)

5) Mahlberg, Der Betriebsbegriff und das System der Betriebswirtschaftslehre, G. S., 2. Bd. S. 1ff. 尙ほ彼は「我々の意味に於ける總ての經營(彼の經營概念は後所に於て述べる)は、給付の提供者であり、又、給付の受納者である」(P. O. S. 7)と主張する。

即ち總ての個別經濟の第一の共通的特質は、經濟的組織體たることに存する。個別經濟は一つの組織體である。組織體に於て、自然的組織體と人工的組織體とを分つことが出来る。個別經濟は即ち人工的組織體である。それは人と物との結合によつて構成せられる。即ち個別經濟の要素は人的要素と物的要素と若くは労働と物的手段とより成る。個別經濟の種類(種類)の如何によつて、更に産業部門の如何によつて、人の構成若くは労働組織も、物の構成も、非常に様々である。併し如何なる種類の個別經濟に於ても、唯一人より成る場合を除けば、労働に於て「指揮」「統率」「監督」を行ふ労働即ち「管理」(Verwaltung)若くは指導的労働と「指揮」「監督」を受けて實行する労働即ち「執行的労働」とを分つことが出来る。従つて又、人に於て、管理者若くは統率者と受命者、從屬者とを分つことが出来る。物的手段としても、繰返し長く使用さるゝ使用手段と一回に消費さるゝ消費手段とは、如何なる種類の個別經濟に於ても一般に存在する。併し共通點として最も根本的なことの一つは、組織體としての次の三つの特質をもつてゐることである。即ち組織體とは、組織されたる存在物であつて、その本質は、

(1)開放的なものではなく限局的なものであること、(2)目的(統一的)を有して存立するものなること、(3)幾つかの細胞的要素よりなつて一全をなし、各要素、各細胞は夫々部分職能を擔當し、即ち機關(Organ)をなし、其の各細胞の活動は互に相互聯繫的、有機的なものであることに存する。斯の如く、人と物とを結合して一つの組織體、一つの個別經濟を創出することは、一般に組織(Organisation)と稱せられる。此場合、組織の概念は、行動概念(Tätigkeitbegriff)であり、組織活動とも稱しうべきである。此の意味に於ける組織は、二つの活動内容よりなる。合一(Einung)と編成若くは分化(Gliederung)とがこれである。即ち組織は、個々のバラバラの人若くは物を糾合し、然るのちにその内部で、各人及び各物的手段に夫々分掌的に部分的任務をあてがひ、かくて此らの各機關の活動が有機的、相互聯繫的に進行しゆくもの即ち一統一體たらしめる。⁶⁾

6) 此事はニックリッシュも強調する所であり、シユラム其他も亦、力説する所である(詳細は別著「經營組織論」参照)。

尙、此事は後述する所の所謂一人經營に於ては妥當しないが如くであるが、併し現代に於て以上述べたことが妥當しない場合は極めて僅かである。

一つの組織體の要素たる人と物とが其の結合より解かれて離散する場合、解體と呼ばれる。又、一つの組織體に於て、屢々組織改造若くは組織變更(Umorganisation)が行はれる。これは、組織體に於ける人と人との關係、人と物との關係、及び人と物との關係の規制を變更することであつて、常に組織體の目的遂行にとつて一層適當なものたらしめることが目標とせられる。組織體は、その存在を維持し若くは尙又更に之を強化せんがためには、常に此等の要素を及びその規制關係を組織體の目的遂行にとつて適當であるやうに維持し、更新し、場合

によつては改造しなければならぬ。組織體に於ては常に組織原則が支配する。此の組織原則が繰返し破られるならば、組織體の發展を期待しえないことは勿論、遂に解體死滅を餘儀なからしめられうる。従つて一つの組織體としての個別經濟に於ては、常に組織的思考(Organisatorisches Denken)によつて統率管理がなされねばならぬ。組織的思考とは、組織原則を十分に正しく認識し、此の原則の支配の實現及び維持に努めんがために展開せられる思考である。

かくて組織原則とは何かといふ問題がおこるが、文獻上、各論者が組織原則として掲げる所は必ずしも一致しない。此點に關する詳論は同様に別著「經營組織論」に之を譲る。たゞ此處には此點に關して、組織的思考として若くは組織原則として、精神的な倫理規範的なものを非常に強調する見解と、社會學的な心理學的な實證的なものを非常に強調する見解と、技術的なもの經濟的なものに重點を置く見解とが相對立してゐることを指摘し、且、此らの見解を簡単に紹介し且批判し、最後に著者の抱懐する主張を簡述するにとゞめる。然も大體に於て、第一の見解は獨逸に於てニックリッシュ及びその門下がとる所の見解であり、第二の見解は、フェヨルを中心とする佛蘭西の管理學派のとる所のものであり、第三の見解は、テイラーの科學的管理法を基とする米國の管理論及びその影響の下にある各國の管理論、組織論的文獻に於てとられるものである。

ニックリッシュは彼の長い間の研究生活に於て組織の問題に特に多く携はり來つたのであるが、彼は「組織する」(Organisieren)なる概念を「組織するとは有機的に活動することである、然も盲目的に破壊的にならなすに、建設的に、有機體にとつてその生成に適切なるやうに擴張的に若くは形成的に若くはたゞ補助的に、短言す

れば精神的實體として活動することである』と規定し、組織の根本法則として目的設定の法則 (Gesetz der Zwecksetzung)・形成の法則 (Gesetz der Gestaltung)・維持の法則 (Gesetz der Erhaltung) の三法則を擧げ⁸⁾。目的設定の法則とは、彼が良心の法則 (Gesetz des Gewissens)・意識の法則 (Gesetz der Bewusstseins)・自由の法則 (Gesetz der Freiheit)・精神の法則 (Gesetz des Geistes) とも稱する所のもので、『實現せらるべき目的は、その實現に協力する人々によつて自ら置かれ若くは承認せられてゐなければならぬ』といふことを意味する。⁹⁾ 經營には勞働共同體として「共同體目的」(Gemeinschaftszweck) が置かれる。良心とは、我々の精神の最深部であり、我々の意識の最中心の部分である。人は、良心に於て、自らに於て纏りたるものとして且つ同時に、より大なる單位の一員として、自らを自覺する。¹⁰⁾ 組織するとは良心に従つて活動してゐることを意味する。自由とは、又、良心に於て自由であること、良心に従つて意欲し且つ處理することを意味する。¹¹⁾ かくて彼に於て目的設定の法則とは、目的を自由の法則に従つて置くこと、良心に基いて置くことではなければならない。目的から組織が生まれる。置かれたる目的を到達するためには、無から何ものをも生じえないから、「目的基礎」(Zweckgründung) が形成されねばならぬ。形成の法則は、此の目的基礎の合一 (Einheit) 及び編成 (Gliederung) に關する法則であつて、合一及び編成の法則 (Gesetz der Einigung und Gliederung) とも稱せられ、¹²⁾ 第三の組織法則たる維持の法則と共に第一の根本法則から必然的に演繹されるもので——従つて嚴密に云へば組織の法則はたゞ一つ、目的設定の法則のみである。¹³⁾ 人間の意識の最深部より發する目的を外界に於て形成することに關するから、第一の法則の外界への投影である。¹⁴⁾ 良心なしには有機的統一體の認識が可能ではなく、我々の意識に於て第一の法

則が存しなければ、我々にとつて合一及び編成が可能ではない。まさに外界に於て統一體及び編成を斯様なものとして認識することが出来ない。人間の形成活動は——それは空間的方向に於てのみならず時間的方向(繼續)に於ても考へられる——合一し且つ編成する精神の深さ、純粹さ及び強さ、その經驗及び總意識に依存する。¹⁵⁾ 第三の組織法則、即ち維持の法則とは、一度形成せられたる「目的基礎」は、同一の始元状態に於て絶えず更新されねばならぬといふ、即ち維持されねばならぬといふ法則である。『此際、本質と力との何ものも失はれないで更新されたる實在が完全なる實在であるといふことが最も重要な要求である。』¹⁶⁾

- 7) Nicklisch, Der Weg aufwärts I, "Organisation," (以下單に Organisation と記す), 1. Aufl.
- 8) Nicklisch, Organisation, 2. Aufl., S. 66ff.
- 9) Nicklisch, Die Betriebswirtschaft, S. 17.
- 10) Nicklisch, Organische Auffassung der Betriebswirtschaft, Z. f. Hw. u. Hp. 18. Jahrg. Heft 2.
- 11) Boeckert, Organisations-Organisationsgesetz, Handwörterbuch der Betriebswirtschaft, V. Bd., S. 240.
- 12) Boeckert, a. a. O. S. 241.
- 13) Nicklisch, Die Betriebswirtschaft, S. 16.
- 14) Boeckert, a. a. O. S. 241.
- 15) Boeckert, a. a. O. S. 241. 尙ほ、ニックリッシュは、意識に就て、直接的なものと間接的なものとを分つ。彼によれば、間接的なものは我々の身體(間接の自己)及び我々の外部の世界を對象としてもつ。『我がそれを間接的なものとなづけるのはそれが我々の感性に依つて外部から内部に仲介されるからである。直接的意識同時に直接的自己意識及び總意識の擔ひ手は我々の良心である。それは本來我々の感性の仕事を要しない』(Organische Auffassung der Betriebswirtschaft)

16) Nicklisch, Die Betriebswirtschaft, S. 17—18.

佛蘭西のフェヨル學派は、殆んど専ら個別經濟に於ける人の組織、就中管理組織の問題を取扱ふものであるが此の陣營に於ける最良の理論家たるヴァニェクサンは、管理原則として次の八つのものを掲げる。¹⁷⁾

(一)上長の必要、(二)指揮と命令下授の統一、(三)イニシアチヴの彌漫(從屬者に出来るだけ多くイニシ)、(四)職權は責任と結ばれてゐなければならぬ、(五)負はされたる並びに承認されたる規律、靜的調和、(六)維持と發展即ち特に人の安定性(動的調和)、(七)利害の階調、若し階調しない時には一般の利益に特別の利益が從屬すること、(八)正當性と好意の合一。

即ち諸原則の列擧といふ點に、實證主義的特質が良く現はれてゐる。

17) Geck, Die französische Verwaltungslhre, Z. f. B. 1934, Heft. 1

米國の代表的管理論たるテイラー・システムは、勞働(作業)に就て分析的綜合的研究を徹底して、勞働の方法及び勞働の規制、適材の選擇、人的要素並びに物的要素の組織及びその管理に就て一定の標準を設け、この標準に總てを照準到達せしめんとする(標準化)根本思想に立脚するものであり、精神的、社會的、心理的な點よりも經濟的、物的、技術的な點に重點が置かれる。獨逸の文獻上、例へばヴァルプ、ル・クートル、メレロヴィッチも大體に於て斯る立場に立つものと見ることが出来る。

18) ヴァルプは、『それ(組織的態度)は技師的思考を限定する。經濟的諸設備は、その構造的要素を捕捉することが眼目である所の一裝置として把握されるべきである。斯様にしてみ、それが理解され且統御される』と述べてゐる (Wall, Kaufmännische Betriebswirtschaftslehre, S. 7)

19) ル・クートルの著“Betriebsorganisation”の内容の特質から、此事を推論しうる。

20) メレロヴィッチが組織の原則として掲ぐる所のものから明白である(大塚一朗教授譯「經營經濟學總論」三二一頁以下)

さて、私見によれば、人の組織の根本は精神的結合であるが、個別經濟は、單なる精神的結合として、其の生活活動を営みえない。精神的結合によつて目的を遂行するためには、手段を必要とし、物的規制を必要とする。精神的結合なくしては、如何に物的に整備し如何に豊富なる物的手段が存在するとも、目的の達成の最善を期するを得ない如く、精神的結合は又、調和せる且十分なる物的手段が存在し、最も適當せる諸制度が存在しなければ不可能であるか、若くは完全なものでありえない。¹⁸⁾更に若くは、假令、精神的結合が完全でありうるとするも、その目的の達成の最善を期することが出来ない。レーマンが述べてゐる如く、個別經濟に於ける組織は、(1)人の組織(人と人との間の規制)、(2)物の組織(物と物との間の規制)、(3)人と物との組織(人と物との間の規制)といふ三つの部分より成るが、人の組織に於ては、心理的なもの、精神的なもの、社會的なものが決定的重要性をもつに反して、物の組織に於ては技術的なものが決定的重要性をもつ。人と物との組織に於ては、部分的に心理的なものが部分的に技術的なものが支配する。従つて獨米佛に於ける上述せる如き三つの對立せる組織的思考若くは組織原則は、眞實には、決して對立するものではなく、互に相補充しあつて一體をなす所のものである。

21) フイツシャーも、『組織は決して單に、作られてゐる形態であるべきではない、組織は遙かにそれ以上のものである。それは、此の形態を成就する所の精神である。従つて組織は、精神的イデーにして、その生活現象のために合目的なる外面的形成を必要とするものである。形態の具現なき精神的イデーは未だ組織でない如く、他方に於て、精神なき組織形態は、

死せる硬直せるもの (Fischer, Die Grundlagen der Organisation, S. 16) と述べてゐる。

然るに、個別經濟は、經濟的範疇であり、經濟的組織體である。即ち經濟的目的を達成するための組織體であり、經濟的原則によつて支配され、經濟的原則によつて導かれる組織體である。従つて經濟的組織體としての個別經濟の組織原則として他の「經濟外の諸原則」の外に經濟的組織體に本來的なものとして、經濟的原則が聳立する。即ち此の意味に於て、個別經濟の本來の組織原則は經濟的原則である。

既に述べたる如く、經濟の本質は、人間の多種多様な經濟的並に文化的慾望をみたす所の價値を創造するために價値を費消することである。然も我々は、價値の創造(生産)のために費消せられたる價値を原價 (Kosten) 若くは費消 (Aufwand) と稱し、價値費消によつて生産せられたる價値を、給付 (Leistung) 若くは收果 (Ertrag) と稱する。自然經濟に於ては、生産經濟に於て、費消は財貨そのもの、費消より外のものではなく、給付は財貨そのもの、創出より外のものではないが、貨幣經濟に於ては、財貨の流れに對して貨幣(若くは所得)の流れが流するが故に、市場より費消せらるべき財貨を獲得するに對して、同時に、若くは前に(前拂)若くは後から(後拂)貨幣の支拂即ち支出 (Ausgabe) が行はれ、又、創出せる給付を市場に提供するに對しては、同時に、若くは前に(前受)若くは後から(後受)貨幣が市場より流入する(即ち賣上收入 Erlös)。然も費消するために獲得せる財貨は必ずしも直ちに若くは一度に生産のために消費せられないから、原價財 (Kostengüter) 若くは原價の貯蓄を生じ、又、他方に於て、創出したる給付は必ずしも直ちに外部に提供せられないから、收果財 (Ertragsgüter) 若くは收果の貯蓄を生ずる。個別經濟に於ける斯の財の貯蓄は、一般に財産 (Vermögen) と稱せられる。従つ

て、個別經濟に於て、賣上收入と給付若くは收果と、支出と費消とは同一ではない。更に、貨幣經濟に於て、財貨の流れと貨幣の流れが對流することは、總ての種類の個別經濟を二面的なものたらしめてゐる。先づ之を生産經濟に就て云へば、財貨若くは勤勞の費消及び創出そのもの、局面と、貨幣の流入・流出即ち收入・支出の局面とである。然も費消は給付(生産)及び賣上收入に先立つて行はれるが故にのみならず、較近の生産經濟(就中模の生)に於ては、直ちに悉くは費消せられない所の、従つて給付の對價即ち賣上收入として直ちに回収せられないで長い間投下せられたまゝで固定せられる所の固定原價財即ち所謂固定財産が非常に多いこと、又、收果財にも貯蓄が行はれること等によつて、單に給付に對する賣上收入のみを以て活動を行ふことをえない。生産經濟に於ける活動の基礎として、別個に多額の貨幣の調達が行はれ若くは原價財の投下が行はねばならぬ。之は資本 (Kapital) 若くは基金と稱せられる。此の資本投下による收入に對して、利子・配當の支拂、資本の返済等の支出が、又、追隨する。此等の收入・支出は、財政的收入、財政的支出と稱せられ、之に對して給付に對する收入即ち賣上收入は生産的収入若くは營業的収入とも稱せられ、給付のための支出は、生産的支出若くは營業的支出と稱せられる。即ち總ての生産經濟には、財政的(財政經濟的)局面と生産的(生産經濟的)局面とがあり、總ての生産經濟に於ける活動は、財政活動と生産活動とに大別することが出来る。²²⁾

22) 原價、收益、費消、財産、資本等、經營經濟學に於ける基礎的諸概念に關しては、後に詳細に取扱ふ。

生産經濟に於て、費消と賣上收入との間に餘剰を得ることを目的とするか否かによつて幾つかの種類を分ちうることは、直ぐ後に述べるが如くであるが、然も以上述べたることは、總ての種類の生産經濟に妥當する。次に

消費經濟に就て見るに、今日の貨幣經濟に於て、それは同様に二面的なものである。消費經濟に於ては、經濟的性質のものには非る給付(例へば私的消費經濟に於ては、育兒、看護、養育、娛樂等、公的消費經濟に於ては行政、治安維持、保健、災害防止、孤兒養老、救済扶助等)が行はれ、それに對して必要な支出に就て配慮し、且此の支出をなしえんがために收入を圖るのであつて、其の收入の主要源泉は私的消費經濟に於ては、その成員が生産經濟に於て活動することによつて得る賃銀俸給、及びその所有する特有財産より生ずる收益(利息、配當、)等の所得(Einkommen)であり、公的消費經濟に於ては租税及び官有財産より生ずる収益等(特に會計年度の)であり、收入が支出を超過する場合には財産がつくられ、不足する場合には負債によつて補ふ等、消費經濟に於ても其の財政經濟的局面若くは財政活動が存する。消費經濟に於ては今一つの局面として上述の如く經濟的性質には非る生産若くは給付が行はれるのであり、たゞそれに對して經濟的財貨(消費財貨)の消費が行はれる。然も同様に上述せる如く、此らの消費經濟に於ては、所得はその消費經濟の内部に於ては作られないで、外部、然も生産經濟に於て作られ、其處から此處に流入する。更に併し此の所得は、消費經濟に於て必要な財の購入の代價として若くは外部の生産經濟のサーヴィスに對する代價として或は消費經濟の内部で消費的消費のために活動してゐる人々(例へば女中等)に對する俸給賃銀として、或は貯蓄、租税、贈與等として、消費經濟から、直接に若くは間接に——即ち他の消費經濟を通じて——生産經濟に還流する。

個別經濟の經濟活動は、大體に於て斯の如きものであるから、その活動の局面に於て夫々異なる經濟的原則が支配する。然も個別經濟なる一つの自立的なる經濟的組織體に於ては、獨立的な計慮として、獨立的な計算として、經濟的原則が如何にして維持さるべきか若くは維持せられてゐるかどうかなら如何なる程度に維持せられてゐるか、豫め計畫され若くは後から吟味せられる。之を換言すれば、總ての種類の個別經濟の第二の共通的特質は自立的な活動と計慮とを有すること、即ち計算的思考(Kalkulatorisches Denken)が支配してゐることであつて、計算的思考とは、結局、次の四つの原則として次の四つの範式によつて現はれる所の思考である。

(1) 收支均衡の原則。收入支出に關する範式

收入 (Einnahme) を E 、支出 (Ausgabe) を A 、その差 (Unterschied) を U とすれば、 $E = A$ 及び $E - A = U$

(2) 給付若くは收果の超過の原則 (Prinzip der Mehrertrag)。收果原價に關する範式

給付若くは收果 (Leistung, Ertrag) を l とし、原價若くは費消 (Kosten od. Aufwand) を k とし、給付若くは收果を達成するためになされたる犠牲を e とし、その差即ち成果 (Erfolg) を c とすれば、 $l = k + e$ 及び $l - k = e$ (e が l より大なる時に經濟的である)。

(3) テンドウリーは費消を A 、結果を Z 、兩者の差を D にて表はし、從つて $Z - A = D$ の範式を構ふる (Ca. a. O. S. 64)

(3) 經濟性 (Wirtschaftlichkeit) の原則。經濟性に關する範式

經濟性を W とすれば、 $W = \frac{e}{k}$ 、若くは $\frac{l}{k}$

(4) テンドウリーは之に反して、經濟性の程度は、所望の差 (D_s) と到達せる差 (D) との比 $\frac{D}{D_s}$ であるとなす。

(4) 流動性 (Liquidität) の原則。流動性に關する範式

需要 (Bedarf) を b 、充足 (Deckung) を d とし、流動性を L とすれば、 $L = \frac{d}{b}$

斯る計算的思考は、經濟主體若くは經濟統率者 (Wirtschaftsführer) の統一的計畫的意思によつて統率さるゝ、個別經濟に於てのみ存するものである。此場合、原價、收果、成果、經濟性、流動性等の諸概念を貨幣經濟的範疇として措定する時には、個別經濟の種類如何によつて、此の四つの範式の重要性が異り、殆んど全く問題とならざる範式も、個別經濟の如何によつては、存しうる。例へば補給的生產經濟に於ては、給付超過の原則は問題にならない。併し此等の概念を、貨幣の流れに拘泥しないで措定する時には、補給的生產經濟に於ても、給付超過の原則は最重要の原則である。即ち總ての經濟は、一層大なる價値の創造を常に目的として活動する。ロビンソン・クルーソ物語は封鎖的自然經濟に於ける經濟的思考を相當展開してをり、彼の生活活動に於て、費消、收果、經濟性²⁵⁾の思考が決定的役割を演じてゐる。經濟が幼稚なる状態である場合には、收支均衡の原則、流動性の原則が先づ第一に注目せられるが、經濟精神が合理化さるゝと共に、給付超過の原則及び經濟性の原則が、益々凡る活動に徹底するに至る。

25) 此事は消費經濟に就て考ふれば特に明白である。例へば、従前には、家庭經濟は、收入と支出の適合を眼目したが、今日の「合理的家政」(rationale Hausführung)は、費消と收果との適合をも眼目としてゐる。文獻上、例へば、エンゲルは、その著「Rechnungsbuch der Hausfrau」に於て、家政とは「生活慾望の充足のために諸財貨が、適時に且十分なる量に、家族全體のために有效なる状態に於て常に存在することを配慮し、並びにその生活目的に適合する所の購入財貨の使用に就て配慮することである」と述べる。秩序ある家政 (Geordnete Haushalt)とは、收入と家族の生活目的のために必要なる支出との適合である。然るにフレデリックは、更に進んで、秩序ある家政とは、それのみならず、主婦及びその補助者の費消せるエネルギーと得たる給付との適合であるとする。(C. Fredrick, The new Housekeeping, Efficiency studies in House

Management) 私は、更に、主婦の個々の行動に就て、貨幣費消と非貨幣的結果(例へば滋養)との間の適合關係の考察が可能であると考へる。

經濟的原則若くは計算的思考を組織原則若くは組織的思考の一つとみるならば、個別經濟に於て、専ら組織的原則若くは組織的思考が支配するといひうる。併し經濟的原則若くは計算的思考に、經濟的ならざる爾餘の組織原則若くは思考を組織原則若くは組織的思考として對立するならば、二個の原則若くは思考が支配してゐるといはねばならぬ。

然らば、生産經濟と消費經濟とは相互に如何に異なるか。先づ、給付若くは職能が互に著しく異なるものであることは明らかである。レーマンは、上述せるマールベルグの見解に反駁的に、「總ての個別經濟の利益遂行職能から出立する時にも經營(レーマンに於ては生産經濟)と家政との間に根本的な相違が存する」と主張する。彼によれば、經營に於けると家政に於けるとで利益の性質は根本的に異つてゐる。家政は、人間の物質的精神的生存及び生殖といふ目的に關して直接的な種類の利益を果たすが、經營は總ての經濟の究極目的に關して間接的な種類の利益を果たす。家政は同時に人間の生物的勞働力を生産するといふ利益を果たし、又、經營の利益の生産は人間の生物的勞働力の消費の下に行はれるが、人間の勞働力の生産は、他の總ての生産と全く異なるものである。消費經濟若くは家庭經濟 (Hauswirtschaften) —— 短稱すれば家政 —— の經濟目的は、其處へ或る方法にて、且、或る原因により外部から流入する所の所得を、家庭の成員の欲望を出来るだけ良く且つ完全に充足しうるために、且、出来るならば尙ほ所得の一部分を將來の消費のために若くは財産形成(資本形成)のために貯蓄しうるために、合目的に使用

することである。家庭經濟の本質的特質は、それに於て消費される所得は自己の經濟活動から生じないで、外部から自由意思的にか又は強制によつて家庭經濟に供給されるといふことである。レーマンは、かくて生産經濟と家庭經濟との此の本質的相違は強調されねばならぬと強調する。²⁵⁾

26) 尙、レーマンに於て、家庭經濟の概念は、私的家政のみならず、公的家政 (Öffentliche Haushalte) をも包括する。『此際大抵の家政の活動が、私的家政の場合の如く、所與の所得を基とし、それに支出の大きさ及び構成を順應させねばならぬか又は、主宰権に基いて或る限界内で任意の大きさの所得をつくりうる所の公的家政が、必要なものと認められる支出を先づ確定し然るのちに此の支出のために相應的收入を以て充足を圖るかどうかに拘らない』(P. 10. S. 28 ff.)。

プリオンも亦、經濟の概念に「家政」を包含することに反対し、經濟とは「諸財貨の準備と關係する所の人間の活動」なりとし、財貨の消費を經濟の概念の外に置く。²⁷⁾

27) Prion, W., Die Lehre vom Wirtschaftsbetrieb, Erstes Buch, S. 7, S. 23 und S. 140.

ヘルトラインは、一般に、生産的經營 (II 生産經濟) に於てのみ「費消」と「給付」との數字的對立考量が可能であるとなし、消費經濟は、斯様な數字的對立考量が可能でないとなす。²⁸⁾

28) Hertlein, A., Die Kapital- und Erfolgsrechnung als Grundlage der Wirtschaftlichkeitsmessung, S. 7-8.

更に増地教授は、「消費經濟、殊に家事經濟に於ては、必ずしも常に經濟性を目標とするものではない。家事經濟に於ては、最大の欲望充足を期待することはあつても、此の場合の主觀的な欲望充足は測定不能であり、従つて費用との比較が出来ない」²⁹⁾ 而して家庭には傳統あり、趣味あり、經濟法則の實現を全然期待し得ない場

合が少くない。否むしろ經濟性の原理に忠實ならざる所に家庭の家庭たる所以があるといふことが出来るであらう」と述べてゐる。³⁰⁾

29) 増地庸治郎教授「經營經濟學」七八—七九頁、尙、教授に於て經濟性とは「投じたる費用以上に大なる給付を作り出すこと」「費用を小ならしめること」である。バーバーも『家庭は、現代に於て、曾てよりも尙一層主要的に、消費經濟的任務のみを有する。併し之を専ら經濟的考慮の下に實行することは、大抵の人にとつてたへがたいことであるであらう』(Pape, Die allgemeine Betriebswirtschaftslehre und ihre Stellung zu verwandten Disziplinen, Festgabe für Stern, 1925, S. 40) と述べてゐる。

プリオンが、經濟の概念より家政を除外するのは、家庭に於て行はれる所の自然科学的範疇としての物質的消費の點を注目したものであつて、その限りに於て勿論誤つてゐないが、併し、ニックリッシュが云ふ如く、家庭には、消費の準備を行ふ活動があり、更に、家庭經濟なる一財政主體の收支均衡、財産維持等の活動若くは問題が存在し、此らの活動は經濟的なものであることは、疑を容れない。我々が家庭經濟と云ふ時には、専ら家庭の經濟的側面のみを捉らへてゐるのであり、爾餘の部分は悉く考察の外に置かれる。ところで、ヘルトラインの云ふ如く、確かに、家庭經濟に於ては、生産經濟に於ける如く精密明確なる計算を實行することを妨害する事情が存在し、且、確かに家庭經濟若くは家政學の發展も、家庭に於ける計算の實行も、今尙不完全な状態にとどまつてゐる。³⁰⁾ 併し資本主義的生産經濟に於ける如く鋭敏明確にはないが、家庭經濟に於ても、上述せる計算的思考が展開せられるのであり、若し此等の計算的思考に背反せる行動が家庭に於て繰返し行はれるならば、家庭經濟の破滅を招来しうる。此事は、私的消費共同體に就ては、益々あてはまる。かくて、ヘルトライン及び増地教

授によつてなされたる兩種の經濟の區別は、程度の差のみであつて、根本的なものではない。³²⁾ 著者の見解によれば、家庭經濟と生産經濟との本質的相違はレーマンが的確に行ひたる如く、「用益」の若くは「經濟目的」の本質的相違にのみ、之を求めうる(ブリオンも、家政を經濟の概念より除外するのには、幾分かは此の根據に基いてゐる)。

30) ヴァルプは云ふ。家計は『幼稚なる収入支出計算を基としてゐる……。特に取替調達のための手段を蓄積することによつて家財の維持の目的を以て、(家計特殊の)著者註)形態を作りあぐること——これに將來を慮る節約活動の教化が結びついてゐるであらう——が可能であらう。併し斯様な發展には、生活の餘りに廣汎なる合理化及び一様化に對する嫌惡が對立してゐる。これは、恐らく又、家政の科學的研究及び培植が誇示すべき成果を持たない所以である』(Walp, Die Erholungsrechnung privater und öffentlicher Betriebe, S. 22)。確かに實際上、計算思考の鋭敏なる發露、その徹底的實行への強き要求は、資本主義的生産經濟に於てのみ認められる。

31) 現實に見る所の生産經濟に於ても、統率者の才能の不十分に基き、必ずしも常に經濟性の原則が實現せられてゐない。
32) 家庭に於て、主觀的欲望充足を問題とする限り、増地教授の見解は正當である。併し主觀的欲望充足を捨象して、猶、計算的思考が家庭經濟に於て存在する。増地教授の見解は、併し、經營經濟學の對象に關する一つの見解として、非常に重要な意味を有する。それは後所に於て述べる。

私的消費經濟に於ては、その家族が外部に於て得來たる所の所得と消費的支出とは、生産經濟に於ける生産的収入と生産的支出との如き明確なる密接なる應報的なる關係を有しない。又、その収入と「經濟的性質のものたるらざる給付」との間にも明確なる應報的なる關係を有しない。それに於ては、たゞ流動性の觀點よりの適合的關係(收支の均衡)が存するのみである。従つて収益的生産經濟に於けるが如き成果計算(消費收益計算)及び經濟性

計算は不可能であつて、給付單位當りの計算、特に所謂原價計算の如きものも、全く行はれえない。³³⁾ 經濟性思考は此處に於ても展開せられるが、其の具體的計算は生産經濟に於けるとは別個のものである。

33) 詳細は拙著「會計學の基礎的諸問題」参照

次に公的消費經濟に於ては、原則上對價なしに需要者にその給付を交附する。例へば裁判所、行政官衙、學校等に於て手数料、授業料をとることもあるが、それは費消と給付との永續的な比較秤量に基いて行はれるのではない。まして、通常、私的消費經濟の場合と同様に、經濟的な意味に於ける給付を缺くのであるから、經濟的な意味に於ける給付と費消との比較秤量は不可能である。即ち公的消費經濟も亦、私的消費經濟と同様に、ゲルドマッヘルの所謂寄附制約的經營(Beitragbedingte Betrieb)であり、³⁴⁾ 収益的生産經濟に於ける如き成果計算及び原價計算等の計算は一般に行はれえない。

34) Geldmacher, Kapitalbewertung und Kapitalverwaltung, S. 12

消費經濟に於て、私的消費經濟と公的消費經濟との間に、如何なる本質的差異が存するかに就ては、周知の如く、私經濟は「入るを計つて出づるを制す」といふ經濟原則を支柱とするに對して、公經濟は「出づるを計つて入るを制す」といふ經濟原則を支柱とする。これは、公經濟が其の主宰權に基いて課税の手段によつて、他の個別經濟に財政的に依存する生活態様をとつてゐることによるものであるが、勿論、レーマンが述べる如く(傍註²⁶⁾)、此の方法によつて「任意の大きさの所得を作りうる」可能性には、一定の限界が存する。

更に一般に公經濟——即ち公的消費經濟並びに公的生産經濟——は、³⁵⁾ 私經濟——即ち私的消費經濟並びに私的

生産經濟——に對して、政治的若くは社會的觀點の著しき影響の下に置かれてゐるといふ特質を有する。然も公經濟に於ける行動は、法律其他の行政的規定の極めて嚴格にして杓子定規的な非伸縮的な規制によつて束縛せられてゐる。行動は、此の頑固なる規制の下に、杓子定規的に反覆せられ、それを統制する法規の變更によつて——其の變更の手續も非常に煩雜で遅延しがちなものである——始めて、行動を變更しうる。上官と下屬との間に幾度か命令傳達、副命報告の書式が往來する(繁文縟禮)。従つて長い歲月のうちに、公經濟のうちに、私經濟に於けるとは對蹠的な特殊の雰囲気が発生した。所謂官僚主義(Bürokratie)がこれである。之に對して、私經濟、就中収益的生産經濟に於ては、一般に積極的なイニシアチヴに充ちたる所謂商業的精神(Kaufmännische Geist)が認められる。併し企業規模の擴大は、私的經濟、就中収益的生産經濟の此の特質を漸次消失せしめ、官僚主義的傾向を次第に強めしめる傾向を有する³⁵⁾。而して斯る官僚主義的傾向を出来る限り除去せんとする主張乃至は努力は、公經濟に就ても私的巨大大經濟に就ても存する。

35) 公經濟としてリーフマンは、公營造物、公經濟(狹義の)、公企業の三つを分つてゐるが、その不完全なることは増地博士の指摘せられるが如くである。(企業形態論二六七頁以下)

36) 此等の諸點は、特に、シュマーレンバッハ、ヴァルプ、マールベルク等によつて目立たせられた所である。

生産經濟のうち、収益的生産經濟は、その給付を外部に無代で提供しないで、買手より反對給付を、即ち賣上収入を受けることを要求するものであり、然も常に賣上収入が費消を超過することを、餘利即ち利益を得ることを目的とするものである。それはゲルドマッヘルの所謂収益制約的經營(Erlösbedingter Betrieb)であり、生

産經濟と消費經濟とが原則的に分離せる現代の經濟組織の下に於ては、同様にゲルドマッヘルが云ふ如く、「収益制約的經營は寄附制約的經營を扶養しなければならぬ」。即ち収益的生産經濟は、先づ第一に自己維持のために、自己の給付創造のために、資本の消費(即ち費消)を超えて賣上収入の剩餘を示さなければならない。かくて現代の經濟組織の下に於て殆んど總ての生産經濟は収益的生産經濟であること、且又、収益的生産經濟でなければならぬことは明らかである。然も又、収益的生産經濟に於ては、賣却せる給付に對する収入が、其給付のために要したる消費を補充しうるかどうかといふ考量が最も重要である。消費は様々の財貨に關係してをり、従つて様々の消費が存するが、収益が取引過程に於て消費を補充し、且つ斯くして經營の繼續的創造を可能ならしむるに十分であるか否かを考量しうるやうに、此らの消費をすべて何らかの方法で給付單位に映寫(projizieren)しなければならぬ。それ故に、此種の經營に於て總ての經濟的考察の焦點は、給付單位當りに就ての消費と收果との永續的な比較秤量に存する。³⁷⁾

37) Galmacher, a. a. O. S. 14

之に對して非収益的生産經濟は此の餘利を得ることを目的としないものであり、之には更に費用補償的生産經濟と補給的生産經濟とがある。前者は單に費用の補償をなすに足るだけの収入を得ることを以て満足し、餘利を得ることを目標としない生産經濟であり、後者は費用の填補をなすに足るだけの収入を得ることにすら關心せず、に、租税、寄附等の形式を通じて、然もその孰れの形式たるかに拘らず、結局は収益的生産經濟によつて維持せらるゝ所の、即ち収益的生産經濟の寄附によつて費用の一部若くは全部を償ふ所の生産經濟である。³⁸⁾ 非収益的生産

經濟は、他の觀點より、更に自給自足目的によつて消費經濟のうちに包括せらるゝ非収益的生產經濟と、所謂官公營事業としての若くは所謂社會事業・公益事業としての、自給自足的ならざる非収益的生產經濟とに分つことが出来る（官營公營事業には、非収益的のもの、収益的のもの）。消費經濟のうちに包括せらるゝ非収益的生產經濟は、その創造したる財貨若くは勤勞がその支配者たる消費經濟に於て使消さるゝものであつて、例へば消費組合が、消費する財貨を消費組合自身の工場に於て生産するが如きが之である。（尙、収益的生產經濟例へば百貨店が自己の販賣する商品を自己所有の工場に於て生産するが如き場合に、その工場が自ら製造せる製品を眞實の原價を以て納附する時に、之を非収益的生產經濟と稱すべきかどうかにか就いては、否と答へねばならぬ。蓋しそれは、収益的生產經濟の一環であつて、収益的生產經濟に於ける指導的原則（収益性原理）の下に經營せられてゐるからである）。

38) ローレンは、前者を「費用補償經營」(Kostendeckungsbetrieb) 後者を「補給經營」(Zuschussbetrieb) と稱す。Lohmann, M. R. Allgemeine Betriebswirtschaftslehre, S. 83.

収益的生產經濟のうちには、更に、本質を異にする二つの生產經濟が存在する。即ち現代の資本主義經濟の特質をなし、支配的なる生產經濟として存在する所の資本主義的生產經濟（例へば資本主義的工業即ちマヌファクチュア商店の如きが）と、資本主義經濟制度の成立以前より生產經濟として存在し、資本主義經濟に内生することによつて資本主義的の原則の影響の下に、此の經濟原則に順應して營利的生産を行ひつゝあるとはいへ、消費經濟との直接的結合のうちに活動してゐる生產經濟とがこれである。例へば、賃仕事 (Lohnwerk) を（ジュッヒヤが云ふ如く之には更に出仕事若くは出職 *Sitz* と宅仕事若くは居職 *Heimwerk* とがある）行ふ個別經濟、手工業

(Handwerk) 小規模の小賣商、封建經濟的農經濟(小作農業)、自己勞働的農經濟(自作農業)の如きは、非資本主義的収益的生產經濟である（平井泰太郎教授は、之を生業と稱する（『經』）『營學通論』二三頁以下、一九〇頁以下）。

39) 説明の便宜上、先づ工場工業より云へば、企業家たる資本家が工場、機械其他の生産手段を準備して、賃労働者即ち生産手段を自ら所有せず、たゞその勞働力を提供して其の報酬として賃銀を受ける労働者を多數、自由契約の下に雇傭し、之を一定の工場内に集中的に労働せしめ、然も一定の作業秩序、一定の計畫の下に、各々の纏りたる作業を幾つかの工程段階に分ち、労働者を適當に配置し、各部分労働が統一ある一體として進行するやうに生産を組織化せるものであつて、之を要するに、著しく資本強度的なる工場に於て著しく分業的に生産が行はるゝことをその生産技術的特質とするものである。

工場工業は機械的工場に於ける生産であるに反して、マヌファクチュアは、生産行程の大部分を手によつて行ひ、然も工場工業に於けると同様の労働組織化の下に、且つ企業家たる資本家と賃労働者といふ社會的關係の下に、生産を行ふものである。従つて工場工業が著しく資本強度的であるに反して、マヌファクチュアは著しく労働強度的である、換言すれば前者に於ては生産は著しく物的化、客観化、自動化せられてをり、後者に於ては猶、生産は著しく主觀的即ち人的である。40) 手工業 (Handwerk) とは、賃仕事と同様に注文生産たることを特色とするものであるが、注文に應じて原料を自ら仕入れ（若くは自ら生産し）、之に労働を加へて生産したる生産物をその原料價格、工賃（場合によつては更に、生産手段の損耗費、及び附加利益）、等の所謂原價計算を行ひたる上、一定の價格を以て之を賣却するものである。時には、需要を見越して貯藏生産を行ふこともあるが、工業經營の發展上第一段階的形態に於ては、之は自ら直接に消費者に之を販賣する（店持手工業）。更に社會經濟的に變化せる第二の發展形態は、所謂家内工業 (Hausindustrie) 若くは前貸工業制度 (Vorkaufsystem) である。（ハッソーは、前貸人及び彼の下に操業する家内工業は、唯一個の經營（形態）とは稱しえないと述

『Handw. a. u. O. S. 35]

家内工業とは、手工業的生産と消費者（及び小賣商、卸賣商）との間に問屋——ビュッヒャーの所謂前貸人（Vorkauf）——なる資本家が介在し、問屋は一方に於てその資本によつて手工業者にその資金の融通をなし、他方に於てその商業上の知識によつて生産の指導監督を行ひ、各手工業者が夫々の宅に於て製造したるものを集めて之を賣却し、且つ販路の開拓に努力するものであつて、従つて半商半工の性質を有するものである。尙、此場合、問屋が自ら原料を購入供給し、又生産手段を貸與することもある。而して問屋が手工業者に原料を供給する場合には、手工業者は、單なる下請業者として、下請賃のみを受け、全く、市場とは何ら直接に關係しないといふ状態に存するを通常とする。従つて商業的危険から免れてゐると共に問屋に極めて依存的なる、従つて又隷屬的な地位に立つ。併し問屋が手工業者に原料を支給せず、問屋が手工業者よりその製品を買取る場合（豫め注文言渡しの際に約定せる價格にて、若くは買取の際の折衝價格にて）にも、手工業者が問屋に對して隷屬的な地位に立つことには變りはない。手工業者は自ら作業者たると共に、その徒弟（年期上り、見習）若くは助手に對する指揮者即ち親方として、人的に緊密な關係に立つてゐる。

41) 農業のみならず、漁業、林業、牧畜等の原始生産部門に於て、資本主義的生產經濟たるものと、非資本主義的収益的生產經濟（封建經濟の並びに自己労働的）たるものとを分つことが出来る。原始生産部門に於ける資本主義的生產經濟とは例へば漁撈株式會社の如き、農業資本家が農業労働者を賃銀支拂の下に使役して、自らの計算と危険負擔の下に經營する場合の如きがこれである。

資本主義的生產經濟に於ては、現代の貨幣市場的經濟の本質に基いて、總ての計慮が根元的には最も明確に、貨幣價值的に、貨幣資本的に、即ち投下されたる貨幣額を越ゆる貨幣額の獲得（ $G-W-G'$ ）といふ指導的思考を以て行はれるに對して、非資本主義的収益的生產經濟に於ては、消費經濟との分離が不完全であること若くは原始的生產經濟として市場と接觸なき若くは貨幣の支出を伴はざる生産物に多く關係すること等の理由に基いて、

貨幣資本的思考の發現は多かれ少かれ不分明若くは不徹底である。

資本主義的生產經濟と非収益的生產經濟（公的並びに私的）との間に於ては、此點に關して一層の開きが存しうる。即ち非収益的生產經濟に於ては、營利でなしに公益其他の非營利的目的（無産者に對し財貨を廉價に供給すること、失業救済、私的生產經濟の模範たること等）が眼目とせられ、非常に屢々、貨幣的計慮若くは貨幣的原價計算が全く無視せられ、自然經濟的な數量的な計慮がなされ、其都度の貨幣のヴェールを無視せる實質的給付が行はれる。斯ることは、往々、公的収益的生產經濟に於ても認められうる（私的収益的生產經濟に於ても、全然斯る）。此事は、非収益的生產經濟、就中公經濟の一つの長所であり、公經濟の一つの存在根據でありうる。公的収益的生產經濟に就ては、次節に於て述べる。

第二節 企業概念・本質並びに種類

第一款 企業概念並びに本質

ある特定種類の若くは特定性質の個別經濟は、企業と稱せられる。然るに企業概念・本質に關して、幾つかの見解が對立してをり、未だ統一を見てゐない。企業（Unternehmung）若くは經濟的企業（Wirtschaftliche Unternehmung）の概念・本質に就て對立する代表的諸見解として次の五つを擧げうる。¹⁾

1) 尙ほ企業概念は、經濟的概念（經濟的企業）としての外に、他の意義にも（例へば技術的、法律的、統計的意義のものとして）用ひらるゝことは、ゾムバルト、リーガー、シエンブフルクの指摘する所である。

一、収益的生產經濟説

此の説は、企業とは収益的生產經濟であるとなし、斯くて、資本主義的生產經濟をも非資本主義的經濟をも包括し、更に私的のものをも公的のものをも包括する。従つて此の立場に立つものは、企業に於て私企業 (Private Unternehmung) と公企業 (Öffentliche U.) と及び兩者の折衷混合形態たる混合經濟的企業 (Gemischt-wirtschaftlichen U.) とを區別する。此の見解に立つ代表的學者は、國民經濟學者としてはパッソーであつて、彼は、營利・利益獲得の意圖 (Absicht des Erwerbes, der Gewinnerzielung) のみを、企業概念にとつて決定的意義を有するものと見る。『企業とは獨立的營利經濟である』。經營經濟學者に於ても、此の見解をとるものは、極めて多數である。

6) Richard Passow, Betrieb, Unternehmung, Konzern, S. 41ff. 尙、彼に於て「獨立的」とは、當該の經濟がその活動を自己の營利目的を追求するやうに作りあげること、その活動を、それによつて他の經濟の營利目的を増進するやうに作りあぐることを強ひられないことを意味する。

3) ホフマンは資本主義的企業が經營經濟的觀察の中心に立つことを承認しつつ、猶、企業概念を資本主義的企業に限定せず、非資本主義的生產經濟に迄擴張し兩種の収益的生產經濟は収益性追求といふ共通の問題關聯を有することをその根據とし、つゝする。(Hoffmann, Wirtschaftslehre der kaufmännischen Unternehmung, 向井梅次教授譯「經營學」五頁以下)。

二、企業家説若くは資本危險説

此の説は企業の本質を營利意圖にのみみないで、更に資本危險をも重視するものであつて、その代表的主張者としてリーガーは、企業とは企業家 (Unternehmer) によつて利用され、彼の營利目的に役立しめられる經營であるとなし、企業の本質を、企業家の本質から明らかならしめ、然も特に企業家と手工業者 (Handwerker) とを嚴密に區別して、企業の本質として企業家の特別の資本危險負擔を重要視する。従つて企業は収益的生產經濟の一種類であり、手工業、小營業、農業、公的収益的生產經濟等は概念内容から全く除外され、「貨幣經濟及び資本主義の擔當者にして代表者」たる所謂資本主義的企業のみが企業である。企業は、又、「總ての種類の物的生產要素を必要とする一營利經濟、即ち資本を必要とする一營利經濟である」。『常に云ふに足るほどの資本投下は、企業と稱しうる前提である』。企業に於てのみ屢々幾億の資本が投下されてゐるやうな巨大なる結合體が見られる。『これは、資本主義經濟に於てのみ可能なる一現象である』。

4) Rieger, Einführung in die Privatwirtschaftslehre, S. 41.

5) Rieger, a. a. O. S. 31 und S. 14ff. リーガーは「企業」といふ語の言語的内容は、何らかの態様にて危險に伴はれ且脅かされてゐる所の企て、即ち若干の重要性及び範圍の冒險と稱せらるべき行動——その良結果若くは成功的結果が自ら分らないで、然も他方に於てその失敗が著しき不利を伴はねばならぬ所の——觀念を含むものとし『安全 (Sicherheit) は總ての企業 (Unternehmung) ——經濟上の企業がその一つである(著者註)——の概念的否定に立ち至らしめる』ものであつて、此事は「經濟的企業に於ても全く同様」であり、『危険なき經濟を存立せしめる經濟形態に到達する刹那に、企業は消滅してをらねばならない。何となれば、企業は、その名前に値するためには、失敗しえなければならぬ、破産する可能性を有しなければならぬ』。『それ故に、我々は、それを企てる人、従つて企業家がそれによつて特別の危險に曝らされる時にのみ、一營利經濟を、企業と稱しうる』と述べてゐる。國民經濟學者リーフマンもその著「企業形態」の第一版に於ては、『資本危險は經濟的意味に於ける企業の本來的特質である』といふ見解をとつた(a. a. O. S. 3)。

6) Rieger, a. a. O. S. 15.

7) Rieger, a. a. O. S. 18ff.

企業家の特別の危険とは、リーガーによれば、**「勞しても損失しうるといふ危険に、然も『原則上、その貨幣的運命が全く不確實なる、著しき投資を行はねばならぬ』といふ資本危険に存する。」**

8) リーガーは尙、適度の利益を企業家の勞働に對する賃銀として見る立場から、「企業家は、手工業者、商業上若くは技術上の使用人、勞働者若くは自由職業者等として所得を求め無数の他の經濟主體よりも悪い地位に置かれてゐない、何となれば此らの人の所得も決して保全されてゐないから」といふ異論が行はれうることを豫想し、之に對して云ふ。それは正しいが企業家の危険はそれを超えてゐる。他の人たちには、少くとも彼等が働く時には支拂がなされる。企業家に於ては此事は確實ではない——全く反對に企業家は及ぶ限りに努力して勞働するも尙貨幣を損失しうる。(P. P. O. S. 126)

更に、リーガーに依れば、企業家と手工業者とは、言葉上の感じに於て全く正反對のものである如く、實質的に全く相反するものであつて、手工業者は前資本主義的な、組合的な (Zusammenhang) 存在であるに對して、企業家は全く資本主義及び營業自由の子供である。企業家は、資本主義的經濟形態の成熟と共に、典型として、その經濟形態の代表者として生じた。従つて、手工業者の知らない特別の貨幣的財政的問題を管理しなければならぬ。手工業者が市場に對する立場は、又、企業家とは異つてゐる。その勞務は、最後の消費者、彼が製造する所のもの、眞實の消費者と直接に接觸して行はれる。彼は、個々の顧客の注文に従つて働き、それに基づいて寸法をとり、材料を購入し、切斷する等のことをする。工場に於ては之と異り、不知の消費者の全體を以て働く。此の消費者の一全體は、たゞ近似的に數字的に見積りうるのみである。「企業家の特別の經營的、貨幣的任務は、まさに、彼が消費者と直接に連絡する場合が極めて稀であるといふことから生ずる」(C. a. O. S. 15—16)。

企業概念に於て、危険(冒險)をその本質的特質と見る見解に對して他の説(特に第)をとるものは市場の冒險が著しく制限せられ若くは全く存しないやうな多數の營利經濟が存在すること(例へば一定の顧客(固定的顧客)に對して活動する營利經濟、若くは局

所的な、従つて又容易に見とほしうべき顧客團に對して活動する營利經濟に於ては、市場の冒險が著しく制限せられてをり、又市場に於て獨占を有し競争なき營利經濟に於ては、市場の危險が存しない。兩方の場合に於て、それ故にのみ此らの經濟を企業と稱しなければならぬ程に著しく現はるゝ所の危險に就て正當に云々するを得ない。勿論)を指摘する。併し此の資

本危險説にとつて致命的なことは、此の説に於て云ふに足る程の資本の投下及び資本危險が企業概念の前提であるとすれば、小營利經濟に於ては冒險は絶対額としては僅少なものであるから、小營利經濟は企業概念に包括されないこととなり、大なる營利經濟のみが企業と見られねばならぬであらうが、冒險が營利經濟の規模と何らの關係が存しない所若くは僅かの關係しか存しない所(例へば獨占經濟)に於て、斯る區別は挫折するであらうといふことである。即ち大なる資本を有し規模が大であることは必ずしも常に資本危險が大であることを意味するものではない。

9) 第一の説をとる所のバツソーは、營利經濟即ち企業と見るが故に、「資本の投下」は企業概念にとつて必要でないとする。「蓋し資本の投下が全く意義を有しない若くは全く必要ならざる意義を有する獨立の營利經濟も存する」からである。既にマタヤも此の見解である (Der Unternehmungsgewinn, 1884, S. 133ff.)。更にバツソーは、「危険はたゞ總ての獨立の營利經濟の一つの——自明的なる——隨伴現象であるに過ぎない」「交換經濟的交通に於て獨立的に利益意圖を追究する總ての經營には、危険が入りこむ」といふ論據を以て、殊更に危険を企業の本質として記述する必要を認めない。(C. a. O. S. 73)。

更に、リーガーが行ひたる如く、企業の本質を、企業家の本質を明らかにすることによつて明らかならしめんと努めることは、確かに企業の本質を明らかならしめるに非常に役立つが、併し彼は尙、企業家の本質を十分明らかならしめてゐない。我々の見解によれば、企業家は、直ぐ後に述べるが如く、出資者にして同時に經營者

(即ち外部に對して代表的なる内部に對して絶對的なる指導的勞働を行ふもの)である人であるが、リーガーは企業家の本質要件として經營者たることを重視しない。

三、商業的収益的生產經濟說

此の說はライトナーがとる所のものであつて、企業とは「企業的に營まれる營利經濟」即ち資本主義的企業であるとなし、「手工業的に營まれる營利經濟」を非資本主義的生產經濟を除外する點に於て、リーガーと一致するが、然もリーガーとは資本主義的企業の内容を異にする。即ちリーガーに於ては、其の概念から公的經營が除外されるに反して、ライトナーに於ては「企業的に營まれる營利經濟」のうちには、私企業のみならず、公企業及び混合經濟的企業が包括される。¹⁰⁾

10) Leiner, Wirtschaftliche der Unternehmung, 1926, S. 25f. und S. 26 彼は、資本危険(第二說がとる所の)及び収益計算(次の第四說の或者がとる所の)を企業概念にとつて本質的なものと考へない。併し彼は實際上重要なものと考へる。

四、獨立の収益的生產經濟說

此の見解の代表的主張者は、國民經濟學者としてはシュモラー及びゾムバルトである。即ちシュモラーに依れば、獨立の營利經濟(Selbständige Erwerbswirtschaft)のみが企業である。然も此處に「獨立」とは特別の意味に用ひられてゐるのであつて、家政若くは消費經濟から眞實に分離せる經濟を意味する。ゾムバルトも企業の本質的核心を「營業の獨立化」(Verselbständigung des Geschäfts)に見る。¹¹⁾併し兩者に於ては、獨立性の標徴が何處に現はれてゐるかを明述してゐないのであるが、リーフマンは、明確に、其經濟に充當されたる財

産に關して特別の貨幣計算を行ひ且収益性計算(Rentabilitätsrechnung)が作られる所に企業が存するものとする。¹²⁾プリオンも、企業の特質を、營利經濟の計算的獨立化に見る。「企業と其他の經濟とを區別する決定的特質は、資本計算(Kapitalrechnung)である」¹³⁾

11) Prion a. a. O. S. 14. 尙、ゾムバルトは、企業概念に於て、營利努力の強度を重視する。彼は「資本主義的企業」に主として注目する。

12) Idem, Unternehmensformen, 3. Aufl. S. 5f.

13) 資本計算とは、プリオンによれば、計算上獨立せる營利經濟に充當されたる資本(企業資本(Unternehmungskapital))に就て行はるゝ計算であつて、簿記(一層正確に云へば、貨幣の收入支出を基として、財産の變動を、特別の技術を備ふる計算を以て記録するもの)、取引計算(所謂原價計算及び収益性計算)、豫算といふ本質上著しく異なるが密接に全體の一部をなしてゐる相互に補充しあふ所の三つの部分より成るものである。(Prion, a. a. O. S. 15ff. Z. 4 B. Jalug. I. S. 46)。「資本的基礎計算(Die kapitalistische Grundrechnung)は、—簡潔な範式にて示せば—資本的企業の經濟計畫は出来るだけ少き資本を以て出来るだけ大なる取引利益を得ることをめざしてゐるといふことを意味する。…經營者は資本的基礎計算を常に注目する。資本的基礎計算は、經營者に彼がその企業と正しき途上にあるかを示す。『資本的基礎計算は資本的思考のアルファとオメガを包含する。それは云はゞ企業の形態をとりたる經濟の包括概念を成す』。彼は、手工業(及び小營業)を企業と見ない。手工業に於ては家政が尙分離せられず、手工業者は家父、經營者、勞働者を一人に化體したるものである。手工業者が原價思考と秩序ある簿記をもち資本計算をもつに至ることは、其の從來の特性から脱することである。(a. a. O. S. 72)

尙プリオンは、此の見解をリーフマン、シュモラー等の見解に依據して、既にZeitschrift des Verbandes der Diplomkauffleute, 1924, Nr. 2に於て吐露してゐるのであつて、此處に於て彼は次の如く云つてゐる。「私は、リーフマンと共に、營

利經濟の此の計算的獨立を——若くはシュモラーと共にいへば——家政からの營業經營の計算的分離を、本來の特徴と稱しなければならぬと考へる。獨立的収益性計算の實行は、簿記及び貸借對照表なる特殊の商業的設備によつて保證せられる。兩者は營利經濟の企業への獨立化と共に發生した。此の敘述は、上來、プリオンの新著に於て吐露せる見解として紹介したるものに比して不十分であつて、特に、簿記及び貸借對照表なき場合には企業なしといふが如き主張の如くにもみられる。併し貸借對照表なくしても計算は可能であることは、フィンダイゼンの云ふが如くであり (Kindelsen, Die Unternehmensform als Rentabilitätsfaktor, S. 3.)、強調にすぎざる傾きがある。ライトナーは、プリオンの如くには徹底的に強調してゐないのであつて、たゞ「計算、採算 (Rechnen, Kalkulieren) 従つて又、語の最も廣い意味に於ける投機は、企業及び企業家の概念と不可分離に結ばれてゐる」と述べてゐる (Privatwirtschaftslehre der Unternehmung, 1919, S. 4)。フィンダイゼンも、此のライトナーの如き廣い意味に於ける方式化に賛成する (P. O. S. 4)。併しプリオンの新著に於ける上述の如き見解の吐露は、資本計算の内容を説明したるにとどまるものであつて、フィンダイゼンの反駁も此場合には妥當しない。

此の見解の下に於ても、企業は収益的生產經濟の一つの特別な形態であるが、その概念は私企業に局限せられないで、公企業及び混合經濟の企業を包括する。何となれば、後の二つの種類のものに於ても、營利目的を有し、且、資本を賦與せられ、獨立的資本計算を行ふからである。

此の見解に對しては、特に、企業の本質を營利にのみ見る所のパッソーによつて異論が發せられてゐる。¹⁴⁾

14) 即ちパッソーは、「家庭經濟」よりの分離を企業的概念的特質と見る見解を排する。先づ第一に、空間的、場所的分離の如きは企業概念には全く無關係である。「營業所有主が、その營業を經營する家屋に居住するか若くは全く他の場所とその家庭經濟をもつかどうかは、企業概念によつて何ら意味を有しえない。之に反して、計算上の分離 (私有財産と

營業財産、私的負債と營業負債との嚴密なる區別の實行、等) は、營業經營にとつて非常に重要な處置であつて、企業の規模が大なる程、その經營が合理的に行はれる程、益々一般化するものである。併しながら、他方に於て——就中農業に於て——斯の如き嚴密なる計算的分離は實行されえない。且又、相當規模の商工企業 (個人企業) に於ても、私有財産と營業財産との間の分離は往々明白には實行されえない。多くの財 (例へば建物、車、自動車) は私目的にも營業目的にも使用される。例へば有價證券の如きは、今日私的投資のために取得され、明日は營業目的 (例へば擔保提供) のために用ひられる。』公的企業に於ても、營利經營の財政活動と、一般的公的家政との間の區別は屢々缺陷的にのみ行はれる。 (Passow, a. a. O. S. 49—50)。

五、經營經濟學の認識對象として特殊的に企業概念を指定せんとする諸見解

此の見解に立つものうちに、更に様々の見解が對立する。先づレーマンは、家庭經濟の對立概念としての生產經濟を經營經濟と稱し、そのうち、營利目的に依つて支配される經營經濟を廣義の企業と稱する。經營經濟は、本來的生產活動と財政活動と二つの活動領域より成り立つ。財政活動上の單位 (「財政經濟」、經營經濟の財政經濟的方面) を彼は狹義の企業と稱する。¹⁵⁾

15) 拙著「經營經濟的會計學研究」五八頁以下参照。尙、斯る概念規定は、普及化してゐないが、併し何ら根據根底なきものでは決してない。例へば、企業形態と稱する時には、企業の自己資本構成關係を問題とするものであるが如き、その例である。

更に、企業概念にとつて營利意圖も亦本質的なものでないとなす見解が存する。此の見解は、既にマタヤ、ヒルデブランド等によつて主張せられた所であるが、¹⁶⁾ 輒近の經營經濟學者としては、増地教授のとる所である。¹⁷⁾

16) マタヤは、營利意圖を企業の本質に屬するものと稱する時には概念の不當の收縮なりとし、企業の客觀的特質は、一定の

財貨の交換のための生産にあつて、此の生産が行はるゝ意圖には存しないと述べてゐる (Matija, a. a. O. S. 136) Hildebrand, Erwerbswirtschaftliche, Genossenschaftliche und gemeinnützige Unternehmung. Z. f. B. Jahrg I. Heft 4. S. 342ff. 2. ルデブランドは、家政より獨立せる生産經濟を、營利を目的とせぬものをも包括して企業となし、且、企業家が企業に置く所の目的の如何によつて、營利企業と協同組合企業と公益企業とを分つ。

17) 『企業とは、其の所有者の公私を問はず、又、營利を目的とするか否かを問はず、生産單位としての經營 (本節第三) の『必要とする財貨と經營より生ずる貨物及び動勞の給付とを所有する所の獨立の組織である』となす。(増地教授前編書八〇頁)。

斯の如く明確にはないが、企業を「國家の機關」として、若くは「人の欲望充足價値の生産體」「國民の生活源泉」「所得形成所」として、若くは「社會的組織體」(經營社)として見んとする論者は、暗黙のうちに、企業概念から營利目的を捨象して、認識對象的に特別の概念を指定するものである。獨逸に於ける最近の經營經濟學界の風潮は、まさに、此の見解を、著しく浮揚せしめてゐる。

18) シェーンプフルクは、企業概念に就て、『特殊の歴史的範疇としての企業』(Unternehmung als partikular-historisch: Kategorie)と『普遍的歴史的範疇としての企業』(Unternehmung als universal-historische Kategorie)とを分つ。前者(資本主義的企業 Kapitalistische Unternehmung)は、『資本主義的に組織されたる市場に於て、剩餘價値及び剩餘價値部分——利益と稱せられる——の獲得及び蓄積による資本の最高利用のための永續的組織である』。而して此の限りに於て、リガーの見解に一致する。後者(企業一般 Unternehmung überhaupt 一層嚴密には經濟的企業一般 Wirtschaftliche Unternehmung überhaupt)は、彼によれば企業家意思の客觀化によつて到達される範疇であつて、『一般的經濟的意味に於ける企業家は、單獨に若くは他のものと結合して精神的及び肉體的諸力並びに綜合的若くは個別的の自己の若くは他人の財產

の冒險的投下の下に、社會の需要全體の伸張を可能ならしめ若くはその確保の向上を促進する所の充足價値を製出する所の一經濟主體である』。かくて企業とは、企業家が彼の生産經濟の設立及び運營を實現し且綜合經濟に於けるその存在を永續的構成體として確保する所の總ての行動及び處置の特殊の包括概念であるとなし、然も更に、シユムペーターの企業家職能の考察を基とし、又、『企業家を企業の一つの機關』として見るニックリッシュの態度を踏襲して、企業家の「企業組織」職能と責任的統率職能とを注目して、經濟的企業的一般概念を次の如く定義する。『企業は價値剩餘の永續的獲得を目的とする營利經濟(企業としての總ての典型的特徴をもてる)であつて、その獨立の經濟的構成體としての存在は、企業家の活動によつて確保せられ、企業家の責任的統率の下に立つものである。即ち企業家は生産手段を眞實に自意の下におき、且、一定の生産目的へのその使用を獨立的に且窮極的に決定する』。此の場合、企業の典型的(體質的)特徴とは、(1)綜合經濟内に於ける組織的單位たること、(2)生産經濟たること、(3)特定の意味に於ける危險經濟たること(即ち調達側に於てのみならず賣却側に於ても市場危險の擔當者たること)(4)營利經濟たること(4)がこれである。(Schönpfung, a. a. O. S. 15ff.)此の特徴の列擧のみに注目する限りは、先に第二説として述べたる見解に適合致するものと見なければならぬが、シェーンプフルクの此場合の概念規定の特質は「企業家」に對する考へ方そのものに存する。然も斯の如き企業家觀は全くナチスの若くは獨逸社會主義的見方——即ち獨逸國民勞働規程法 (Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit) の第一條、第二條に最も克明に表示せられてゐるところの——に外ならない。

さて、規範科學としての立場から企業概念の概念を指定するといふ立場に對しては、規範科學としての經營經濟學の是認否認の如何にかゝるものであり、後章に於て之を論判することとし、此處では、眞實に現存する通りに企業概念を把握することを眼目とするならば、所謂「獨立的」収益的生産經濟説が企業の本質を最も良く把握してゐるやうに思はれる。何となれば(個別)資本は營利經濟(収益的生産經濟)に於てのみ考へえられるものであり、且

計算なき（計算的思考の展開なき）營利經濟はありえない。然も企業は、經濟史的考察によつて明白である如く現代の資本主義經濟制度に於て本質的なる個別生產經濟として出現し發展し來つたものであつて、従つて歴史的存在である。企業の特質は、(1)營利意圖、(2)資本投下、(3)市場生産（商品生産）、(4)消費經濟との原則的分離の四つに存する。即ち企業とは、貨幣利益（資本収益）を得る目的を以て創出せられ、資本がそれに投下され、之を消費することによつて「價値あるもの」を商品として生産し、賣却し、資本の回收（使消せる資本）と利益（資本）獲得とに努める所の、消費經濟より獨立化せる生産經濟である。而して消費經濟の分離は、或は計算的獨立に、或は自然經濟的經濟考量の原則的揚棄に存する。此外に、非常に屢々、否、大抵の場合、場所的分離がその具體的特徴として現はれる。所謂資本主義的企業（然もリーガルの）は純粹な典型的なものではあるが、企業結合、生産獨占化への經濟的發展、公共の手によつて資本主義的精神の下に經營せらるゝ營利經濟の増大の趨勢に鑑みて、企業家危險説による概念指定は、窮屈にすぎるとなつた。¹⁹⁾

19) 以上述べたる外に存する企業に關する異なる見解——特にポール（Paul）の如く、「一經營に作業してゐる人々の間に分業及び社會的差別（著者註——ブルジョアとプロレタリアとの對存）の有する事」を以て企業の軌準とするが如く、著しく狭く指定する見解（社會的階級對立個別經濟説）——に就ては、パッソの前掲著書を參照

「獨立」的収益的生產經濟説に對して、然らば手工業も小營業も農經營も、その所有者・經營者の消費經濟から計算的に獨立し或は自然經濟的經濟考量を揚棄すれば、其他の點に於ては全く從來の儘であつても、非企業から企業に化するかといふ異論が擡頭するかもしれない。即ち計算的獨立、自然經濟的經濟考量の原則的揚棄といふ

ことを、極めて根據の薄弱な、外面的な本質的ならざるものとして輕視するのである。併し著者の見解によれば、經濟的精神の改造こそ根本的なものであつて、企業家的な經濟精神、企業家的な計算的思考が徹底し、それが其の収益的生產經濟の總ての生活局面に強く現はれ、かくて消費經濟との計算的獨立、自然經濟的思考の揚棄と貨幣經濟的思考の徹底化が成就されるならば、其場合、確かに非企業から企業に化したと稱しうるといふ見解である。消費經濟と完全に分離せざる収益的生產經濟（手工業）に於て、その會計が從來よりも著しく改良醇化せられ、獨立的収益的生產經濟の會計に漸次接近せんとする傾向は、次第に顯著となりつゝあり、それだけそれらのものが企業に近づきつゝあると見うるのであるが、併し今日尙、それらに於ては、完全に獨立化することを阻止する要素が残存してゐることを見逃すことが出来ない。然も分離の不完全なる収益的生產經濟も、企業も、共に収益的生產經濟たることに於て共通するものであり、後者は純粹なる典型的なる収益的生產經濟であるに對して、前者は不純粹なる同化的歸化的なる収益的生產經濟である。企業の本質を把握するに當つて、その純粹なるもの、その本質的なもの、その典型的なもののみを把握すべきであることは明らかである。

かくて企業は、消費經濟より分離せる収益的生產經濟である。それは貨幣經濟に於ける、然も貨幣資本主義的經濟に於ける典型的生產經濟であり、貨幣資本主義的經濟の特質によつて制約せられる所の計算的思考が最も明確に純粹に展開せられる。従つて企業の本質を一層明らかならしめるためには、先づ第一に、貨幣經濟の特質が明らかにせられねばならぬ。

現代は、所謂貨幣經濟・信用經濟・金融經濟を包括する意味に於ける貨幣經濟の時代である。總ての物財の交

21) Prion, a. a. O. S. 2ff.

企業の會計の本質が貨幣的計算に存することは、併し、リーガーによつて更に明確に強調せられた。彼によれば、企業は、貨幣所得——利益と稱せられる——を經濟生活に於ける活動によつて獲得するために設立せられたものである。企業の活動は企業家のために貨幣収益を得ることを目的とする。『今日の分業的經濟に於て「經濟すること」を云ふ時には、諸財貨の單なる製造若くは調達若くは管理とは必然的に異つたものを意味してをらねばならぬ。何となれば、之を以ては異なる經營間の結束は存しないからである。市場經濟に於て總てのものが眼目とする所の結びつきが加はらねばならぬ。』各經營の總有機體(國民)への配置は、今日の完成せる貨幣經濟に於て、貨幣によつて行はれるから、各經濟單位に全體の内部で負はされる所の財政的貨幣的問題の特性からのみ、「經濟する」といふ語の内容が演繹されうる。『即ち總ての經濟活動は貨幣に流注しなければならぬ。』「生産すること」と「經濟すること」は同一視せらるべきでない。然も貨幣經濟に於ては、「貨幣問題の解決は同時に總ての技術的任務の解決を意味する。交易に、市場に現はれる總ての財貨は、貨幣を経てのみ交換されるから、財貨生産及びそれに關聯する管理、分配等の任務は、貨幣獲得の問題によつて包括される。後者は一層上位のもの、一層包括的なものである。經濟は物質によつてでなしに貨幣によつて支配される。』²³⁾

22) Rieger, a. a. O. S. 41.

23) Rieger, a. a. O. S. 34.

企業が——より、良く且つより、正確にいへば企業家が——一般に成果に就て語りうるといふことのみならず、彼

が一般に一定の目標と計量の可能性を有しうることは、彼が如何なる經濟的ならざる考量をもつを要しないといふ事に、その根據を有する。彼の貨幣計算の外の總ての熟慮(例へば教養の増進、人類の進歩)は、彼にとつて無關係事である。彼にとつて専ら貨幣での成果が決定的である。企業は、たゞ、數字的に確定せられうる價值にのみ、即ち價格を有するに價值にのみ關係する。而して此の價值は企業に於て消費若くは収益として現はれる。

リーガーの述べる所は、極端にすぎる所があるが、併し企業の本質をなす所のものを最も鋭く目立たせた點に於て注目すべきである。著者の見解によれば、消費經濟より獨立せる生産經濟としての企業は、一般的購買力としての貨幣利益(より多く)を目指して活動する經濟組織體であり、得られたる利益を、所得として各企業家が如何に消費するかといふことには關與しない。²⁴⁾

24) 此等の點に就ては第二分冊に於て詳論する。

企業も亦、同様に物的要素と人的要素とより成るが、此の物的要素を準備し維持するために必要な資金(若くは物的手段)は、他の個別經濟(各個の家庭經濟、他)より醸出せられる。その貨幣價值的總額は資本と稱せられ、其の醸出者は出資者と稱せられる。企業に於ける労働にも指導的労働と執行的労働とがある。外部に對して代表者として立ち、内部に於て絶對的(最高)指導的労働を行ふ人々は、經營者若くは經營統率者(Betriebsführer)と稱せられてゐる。出資者のうちには、企業の經營に參與するものと、資本を醸出するにとゞまり企業の經營に參與しないものがある。之に對して、經營者のうちには、經營者にして同時に出資者であるものと、當該企業には何らの出資を有しない經營者とがある。企業に於て出資者にして同時に經營者たる人は、企業家とよばれる。²⁵⁾

25) 元來、企業家とは、企業の經營上必要な資本を出資し調達して自ら企業を經營する人を意味するから、彼が企業に於ける總ての活動を自ら行ひ、従つて指導的勞働と執行的勞働とを區別する必要もなく、又、區別しえない所の、所謂一人經營 (One man business, Alleinbetrieb) の場合にも彼は企業家である。企業家を出資者にして同時に經營者であるものと定義しなければならなくなつたのは企業の出資者にして企業の指導的勞働に従事せず單に資本を醸出するにとどまるものが發生し且益々數多くなり來たれることに基くものである。企業家たらざる經營者は企業家の代辦者として、企業家的性格に於て企業家的職能を代行するものである。

中西寅雄教授及び馬場敬治教授が詳細に論述せられてゐる如く、株式會社に於ては、出資者であるが企業家ではないところの、何等企業の指導的勞働に参加することなく、専ら出資資本に對する配當を受くることを目的とする所の、多數の株主が存在する。(中西寅雄教授「經營經濟學」四四五頁以下、馬場敬治教授「經營學の基礎的諸問題」二三五頁以下)。

企業家の概念・本質に關しても、人により異なる見解の存することは、上述せし所より既に明かである。今、此處に之を要約的に列擧すれば、次の如くである。(1)企業の所有者 (Eigentümer)、企業そのものが有する資本危險の究極的擔當者たることのみを、企業家の本質と見、企業家が企業に於て自ら活動するか否かは、枝葉の問題であるとするもの。リーガー・フィンダイセン等は此の見解である。(Krieger, a. O. S. 121. Fintelson, a. a. O. S. 5-6)。此の見解に立つもの、間に於ても、企業に關する見解の如何によつて、企業家に對する異なる見解が存立しうる。特にリーガーに於ては、企業家は、手工業者と嚴密に區別せられ、資本主義經濟に於ける典型的經濟主體として把握される。(2)プリオンは、「資本主義的企業を實現する人」を企業家と稱する。『公的經濟の實現者も、公的經濟が資本主義的企業の特質をもつ限り、企業家と見らるべきである』。且、彼は經濟統率者 (Betriebsführer) と經營指揮者 (Betriebsleiter) とを區別し、前者は「經營指揮者以上のものであつて、全體に於ける經濟の實現者であり、全體に於ける經濟經營の統率者であり、活動してゐる企

業家 (Prion, a. a. O. Driesch Bach, S. 421)。獨逸の國民勞働規制法も亦「經營に於て活動してゐる企業家が經營統率者である」と述べてゐる。(3)企業家の概念を本文に於て述べたる如く規定するものとしては、中西教授、馬場教授等を擧げうる。

併し企業家の概念・本質が特に問題になるのは、資本が多數株式に分たれ、従つて多數の有限責任の出資者より構成され、然もその出資者のうち多數のものが、單なる出資者たるにとどまることを通常とする所の、株式會社の場合に就てである。從來文獻上、屢、「株主は企業家であるか」といふことが問題とせられた。

單に資本増殖のために配當と、投下資本維持のために株價の維持 (及び望むらくは株價) の騰貴とのみを目的とし、それ以外に何らの關心を有しない所の多數の株主は企業家と稱せらるべきであるか。既に著者が述べたる見解に従へば、企業家とは出資者にして同時に經營者であるものであるが故に、投機的なる株主、單なる金貸資本家としての株主は企業家でない。然るに文獻上、斯の如き株主も亦、企業家であるとなす見解が之を否定する見解 (例へば、中西寅雄教授、馬場敬治教授) と對立してゐる。此點に就てリーガーは、一つの別個の見解を述べてゐる。リーガーによれば、斯様な株主を其の企業と結合してゐるものは單に貨幣的利害にすぎないが、『それにも拘らず、此場合、株主が株式會社の擔當者と思はれなければならないといふ見解を固持する。然も株主が資本を醸出した人であるが故に、株主に先づ第一に危險を負はされるが故に、且つ最後に、利益が、株主に配當として歸屬するが故にである。株主が管理に直接に何ら關係しないこと、大抵の場合又少しも注意を拂はないことは正しいが、併しそれは決定的なことではありえない。然も、爾餘の企業形態に於ても企業家たる性質は活動若くは非活動に依存しないが故に決定的なことではありえないのである。』『一合名會社に於て此の社員若くはあの社員が決定的權限を有するかどうか、社員の一人が自由に營業執行に携はるか且つ總てを若き精力ある出資者に任せるかどうか、一個人商人が全營業管理を行ふ經驗ある支配人をもつかどうかは、此らの人々が企業家であることを何ら變ぜしめない。誰も、古き經驗に富む支配人を企業家と稱するといふ思想に立ち至らないであらう。』『それ

は株式會社に於て何故に異つてをるべきであるか。最高の管理機關は、法律により株主總會に結合せられたる株主である。取締役はその意思に依存的である。彼は單に代理人である。彼は彼の行爲及び不行爲に關して辯明の義務を負ひ且つ何時でも解任される。かくして何ら企業家らしくない。『株式會社の擔當者はそれ故に株主である、恐らく一層良く云へば株主の全體即ち株主團 (Aktionärschaft) である。個々の人としてではなしに、云はば企業を擔ふ所の資本力の代表として資本的思考の化體者としての株主團である、任意の刹那に於て、此の株主團を具體的に具表する人々に關係なく、又、株主團が一定の場合に於てその手中に委ねられたる勢威を如何に眞實に現はすかに關係なく、從つて企業家としての性質は個々の株主に授けられないで、ただ株主の全體のみが企業家たる名前に對する權利を有する。かくして短期の投機的なる株主のために生ずる疑懼も一掃される。個々の株主が如何なる動機から且つ非常に短い期間同行しようとも、株主團は企業そのものと同様に永續的なものである。而して同行者の一人は彼の代りの人を置く時にのみ消失し得る。從つて會社は人々の非常に頻繁なる變轉に影響されずにとどまるのである。取締役は株主たるを要しない國に於ては、特に取締役が必ずしも常に株主ではないといふことも、此場合、一つの論據となるであらう。(Krieger, a. a. O. S. 123ff.)

リーガーの以上の如き所論は確に多くの首肯しうべき所を含むけれども、私見は、中西教授及び馬場教授と同様に、企業家の概念から管理活動執行者たる性格を喪失せしむべきでないと考へる。蓋し資本の醸出者のみを以てしては、換言すれば勞働によつて運動せしめられざる資本のみを以てしては、企業及び企業の生活がありえないからである。從つて本來の企業家なる概念も、資本の醸出、資本危険の負擔の外に、經濟活動の執行を要素として包含しなければならぬ。而して此の本來の企業家の外に、單なる出資者たるもの、及び單なる經營者たるものが派生的に存在してゐるのである。勿論本來の企業家を完全企業家と稱し、單なる出資者たるものを不完全企業家と稱し、或は、上田貞次郎博士の如く、前者を勤勞企業者、後者を不動勞企業者と稱することは、何ら、概念上の支障を生じない。我々は、ただ、單なる出資者としての株主の本質を十分に的確に把握すればたるのである。(尙、村本福松教授「經營原論」六〇頁以下、松井辰之助教授「經營學

講座八九一九〇頁等参照)。

第二款 企業の種類

我々の意味に於ける企業概念も亦、私企業のみならず、公企業、混合經濟的企業を包括し、更に又、協同組合的企業 (Genossenschaftliche Unternehmung) をも包括する。協同組合的企業は、協同組合として設立經營さるゝ企業であり、其の組合員相互の間に於ては全く相互扶助的なものであるが、外部に對しては全く収益的な生産經濟をなし、然も共同事業たるが故に、一個人の収益的生產經濟の場合よりも、遙かに明確に、資本主義的企業と殆んど同様に、消費經濟より獨立化してゐる。從つて明らかに企業である。次に此等の各種類の企業に就て、若干の考察を試みよう。

私企業、私企業に於て、その出資資本關係の如何及び最高の企業意思の所在の如何によつて、幾つかの企業形態 (Unternehmungsformen) を分つことが出来る。然も此らの關係は、通常、法律によつても規定せられる所となつてゐるから、從來法律の見地よりの企業形態の類別として、即ち所謂「企業法律形態」として取扱はれた所と大體に於て一致する。併し此等の關係にして未だ法律上の規定として現はれてゐないものもあり、更に、名目的には法律上の或形態に屬するも、實質的には異なるものがあり、從つて企業の名目的形態と實質的形態とを區別しなければならぬことが屢々存在する。即ち實際上、租税(租税)上の理由、相續上の理由、有能の使用人の優遇若くは引きとめ策、能率刺戟の手段たらしめること等、様々の理由より、法律的に假裝が行はれることがあ

る。單に店の裝飾として、信用をたかめる手段として、假裝が行はれることもある。かくて例へば實質的には個人企業たるも、家族其他のものを形式的に社員とすることによつて、法律的に合名會社、合資會社若しくは株式會社として假裝する。従つて形式的なる法律形態と實質的なる經濟形態とを區別することが必要であり、例へば、リーによつて企業の實質的經濟形態を分つ試みがなされてゐるが、たゞ、法律によつて規定せられてゐる形態を無視し輕視することは、行き過ぎである。法律は、多くは、既に存する事實關係を法文化せるものであり、若くは法律によつて事實關係が明確にせられるものである。かくて、著者は、ヴァルプと同様に、先づ法律形態を明らかにし、次に、經濟形態的に之を考察しなほすといふ態度をとる。

我々は先づ私企業に就て、個人企業 (Einzelunternehmung) と集團企業とを類別する。前者は資本を出資し資本危險を負擔し資本收益を收得するものが一個人であり、後者は之に反して二人以上であるものである。集團企業は、法律上法人として取扱はるゝや否やに従ひ、會社企業と組合企業との區別を生じ、會社企業は更に法律上、合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社、有限會社に分たれ、組合企業は匿名組合及び當座組合等の別を有する。²¹⁾此等の諸企業形態は、資本の醸出及び離脱の關係(株式若しくは他の自由に譲渡しうる證券に分たれてゐるか、若しくは譲渡即ち脱退の非常に困難なものであるかどうか)に於て、出資者の特質即ち出資者が同時に經營者であるか否かに就て、法定諸機關として如何なるものがあるか、資本危險が如何やうに負擔され、責任が如何なる程度に亘るか(そのメンバーが悉く若しくは部分的に無限責任社員であるか、有限責任社員であるか)等の諸點に於て、夫々多かれ少かれ特質を有するものである。此外に、獨逸には船舶共同組合 (Reederei)、鑛山會社 (Gewerkschaft) なる特殊の企業形態があり、又、我國の有限會社の模範となりたるものとして、獨逸に

有限責任會社 (Gesellschaft mit beschränkter Haftung) が、英國に私會社 (Private limited company) がある。

英米に於ては、我國の合名、合資會社に相當するものは General Partnership と Limited Partnership とがあるが、法人としてではなく、組合として取扱はれる。

獨逸に於ては、特殊なる組合として、航海業に於てのみ見出される船舶共有組合なるものが歴史的に傳へ來たられ、今尙存在してゐる。それは獨逸商法四八四—五一〇條に規定せられる所となつてゐて、數人の人が彼等の共有に屬する船舶を共同の計算を以て、航海による營利のために使用する時に作られるもので、船舶持分 (Schiffspart) の所有者即ち船舶共有者 (Mitbesitzer) は、船舶共有組合の資金需要に従ひ、その契約上の出資額を超えても支拂をなす義務を有し、此の義務の免除は、一定の場合に於て、残りの船舶共有者のため、船舶持分を無代で委讓すること (Abandonierung) によつて可能である。船舶共有組合の負債に對する責任は、場合によつて異り、船舶共有者は、或場合には船舶財産 (即ち船舶と一定の航海の運賃) を以て有限責任を有するのみであり、他の場合には、各自の私有財産を含めて全財産を以て責任を有するが、併しただ分前に、即ち船舶持分に於ける夫々の所有額の大きさに比例して責任を有するのみである。損益の計算は一航海の終了後に船舶持分に比例して行はれる。利益の拂渡の代りに留保を行ふことが可能である。船舶持分の讓渡は可能であるから、一共有者の死若しくは私的破産によつて船舶共有組合の解消を來たすことがない。(詳細は、Lahnert, a. a. O. S. 226ff.)

鑛山會社とは、獨逸に於て本來鑛山業に於てのみ中世に發達し、且つ現在も尙ほ専ら鑛山業に於て適用される特殊の企業形態であつて、その持分所有者は本來勞働者達であつたのであるが、後に資本調達^{資本調達}の要求からクックス (Kux) と呼ばれる、資本持分が発生したのである。かくてそれは純粹に資本企業と見らるべきものであるが、一定の基礎資本を表示するを要せず、又、クックスは、通常の株式の如く券面額 (Nennwert) を有せず、専ら、百分の一とか千分の一とか云ふやうに會社財産の切片を表示するものである。蓋し鑛山業は、大なる資本需要を有する著しく自然依存的なる經營である。其の

埋藏内容の豫測が困難であるために資本需要の額と時期を豫め正確に見積ることは殆んど不可能である。然も鑛山業は、爆發等の災害によつて資本蕩盡の危険に著しく脅かされてゐる。鑛山會社(ゲヴェルクシャフト)が株式會社と異なる所は、資本需要に應じて社員(Coworker)は追加資(Zulasse)の義務を有し、資本の増加が株式會社に於けるよりも遙かに容易であるといふことである。各社員はゲヴェルクシャフトの事業經營及び負債辨済のために必要なる追加拂込を無制限の額に於て行ふ義務を有するが、又そのクツクスの處分(Thatsierung)によつて、特に禁止の約定が存しない限り、出資義務を免れることが出来る。(此場合に、ゲヴェルクシャフトはそのクツクスを自身の側で最も良く換金する可能性を有する。)併しゲヴェルクシャフトは、實際上、その資本調達を圓滑ならしめんがためには、その資本需要及びその充足の計算に於て各社員の支拂能力を考慮することを要する。

クツクスの譲渡は一八六五年以來、文書面によつて且社員名簿(Coworkerbuch)に於ける名義書替によつて可能であるが、株式に比し其の流通性は遙かに低いことも、出資者にとつて一短所をなす。ゲヴェルクシャフトは又、何時にても、過剰の資本をその社員に返済することが出来る。

有限責任會社は、獨逸に於て一八九二年以來有限責任會社法によつて認められ規定せられてゐる企業形態であつて、全部有限責任社員より成るが、株式の形態に於て資本關係が成立するものではなく、監査役なる機關も存しうるが、存在しなければならぬといふのではなく、通例、又、設けられない。株式會社と比較し、特に設立手續が簡單であり(検査の強制も發起者報告の強制も存しない)社員の數は少くとも二名であることが法律上要求される。此の設立手續の簡單なることが此の企業形態を著しく増加せしめたる原因の一つである。

社員は、有限責任社員として、資本危険を出資額に、及び場合によつては追加出資義務(併し之は會社の定款に於て明白に規定されてをらねばならぬ)に限られてゐる。企業の資本需要に應じて追加出資若くは新基礎出資によつて基礎資本を増加することは何時でも可能であり、困難が存しない。又、基礎資本を増加することなしに、企業の資本需要を充足す

る可能性も、容易に且つ相當多様に與へられてゐる。例へば、有限責任會社の資本需要は、非常に屢々持分所有者の貸付金によつて充足される。社員は普通の社員としては、營業執行には何ら關係をせず、特別の營業執行者が任命される。此の營業執行者は、社員でありうるが、併し又社員であるを要しない。而して別に社員總會なる最高意思決定機關が存する。持分は賣却しうべきであり相續しうべきであるが、實際上、持分を譲渡することは全く困難であり、兎に角、株式會社に於けるとは比較にならぬ程困難である。社員の同意が殆んど常に必要である、特に會社の定款中、追加出資義務が規定せられてゐる時には、社員の同意が絶対に必要である。此の持分に就ては市場は存在しないし、又、存在しえない。その持分を取引所に上場しえないことが、有限責任會社の本質の一をなすものであつて、若し取引所に上場しうるならば、それは最早株式會社である。かくて社員の變化は少く、會社と社員との間に、株式會社に於けるよりも遙かに密接なる關係が作られる。それは、又、株式會社よりも公開性に支配されることが遙かに少い。又、廣き公衆に頼らないから、その創立も其の解散も一層靜穩に行はれうる。

有限責任會社は、『經營經濟的に見れば、合名會社若くは人的集團企業と株式會社との中間形態と稱しうる』(Friedrich, P. O. S. 133) それは人的企業と純粹の資本企業との過渡形態として人的企業の相貌をも資本企業の相貌をももつ。有限責任會社に於て疑もなく、貨幣的關與が前面に立つてゐるが、何らかの人的關係と人的拘束とが出資者間の結合帶として協力して居り、單に貨幣のみが出資者間の結合帶をなすとは云はれ得ない。資本の任意移轉權は上述の如く相當制限せられてゐるから、それを純粹の資本會社と稱するを得ない。有限責任會社に關與する者は通例、人的に、貨幣的に、企業に拘束されてゐる。(Kriegar, P. O. S. 108)

英國に於ける私會社は獨逸の有限責任會社と略々本質を同じうするものであつて、たゞ株式の發行が認められてゐる點に於て相違する。併し株式譲渡の權利が制限せられ、會社の株式、社債を一般公衆より募集するを得ざるが故に、此に點於ても實質的に有限責任會社と殆んど異なる所を有しない。此の企業形態は、英國に於て逐年増加し來たり、大體、公會社

一に對し九若くはそれ以上の割合を示してゐる。(英國の私會社の發展に關する統計に就ては、増地唐治郎博士「企業形態論」一〇一頁以下參照)

我國に於ては、有限會社法が昭和十三年四月五日公布され、法人としての企業形態の一つに加はつたのであるが、獨逸の有限責任會社法及び英國の私會社を基とするものであつて、社員總數は原則上五十人を超ゆることを得ざるものとし資本總額は一萬圓以上たること、出資一口の金額は均一とし百圓を下らざること(全額拂込を要す)、各出資の口數に應じての各社員持分に就ては、原則上社員總會の決議により譲渡しうるものとし、又、之を質權の目的となすことも出来る。會社の管理のために、一人若くは數人の取締役を置くことを要し、定款に別段の定めなき時は會社の業務執行は取締役の過半數を以て決することとし、監査役(一人若くは數人)を設けることは任意である。又、有限會社は他の有限會社と若くは株式會社と合併することを得るし、株式會社は、社債の償還を完了せる限り、總株主の一致による總會の決議を以て有限會社に組織を變更し得る。又、有限會社は總社員一致による總會の決議を以て株式會社に組織を變更することも出来る。株主總會の決議をなすべき場合に、總社員の同意あるときは書面による決議をなすことが出来、此の書面による決議は總會の決議と同一の效力を有するから、議決權の行使が、株式會社の場合に比し著しく簡易化せられた。尙、有限會社に於て生じうべき多くの不正行爲の危険を防止するために、多くの罰則を規定してゐる。尙、英國の私會社も我國の有限會社も、獨逸の有限責任會社と同様に、貸借對照表公表の義務を規定せられてゐない。

さて以上に於て、法律上規定せられてゐる重要な私企業形態を簡単に概観したのであるが、次に企業の經濟的類別として、フリッツ・レーマン及びヴァルプは先づ個人企業と會社企業とを分ち、會社企業を更に、企業家會社(Unternehmungsgesellschaft)、投下會社(Einlagegesellschaft)及び資本會社(Kapitalgesellschaft)に分けてゐる。ヴァルプによれば、經濟的個人企業の特質は企業資本と企業管理が一つの手に結合せられてゐることに存

し、企業家會社に於ては、企業資本と企業管理が數人の完全企業家(Vollunternehmer)に分たれてゐるもの(その數は其の本質上制限せられてゐなければならぬ)であり、又、投下會社の特質は、若干の人がその責任を制限して管理權能なしに、だが企業に對する人的關係(特に統制權に於て現はるゝ所の)を保持して一企業に出資を行ふといふことに存するものである。最後に資本會社は管理權能及び人的關係なき多數の出資者の存在を特質とする。

(即ち此の區別は、所謂「企業の非個人化」(Entpersönlichung)の程度に基くものであり、此の意味に於て、企業家會社、投下會社を個人企業と共に人的企業(Personalunternehmung)と稱し、資本會社を資本的企業(Kapitalunternehmung)と稱しうる)。然も此等の經濟的形態は、『寧ろ非常に様々の法律形態に於て存在しうる』のであつて、例へば、經濟的個人的企業は、合名、合資、有限責任會社、株式會社として存在する(個人會社 Einmann-gesellschaft)『企業家會社の法律形態は合名會社であるが、併しそれは、個人企業所有者と同一の地位に立つ資本及び管理上の關與者を有する所の個人企業としても存在しうる。投下會社の法律形態は、合資會社及び匿名組合であるが、他の法律形態としても現はれうる(例へば極めて僅かの株主を有する株式合資會社として)。資本會社の法律的代表形態は株式會社、株式合資會社、及び部分的に有限責任會社等であるが、此場合にも、例へば多數の關與者を有する通常の合資會社及び合名會社(特に古き家族企業に於て)等の如く、他の法律形態としても存しうる。

26) Fritz Lehmann, Rechtsformen und Wirtschaftstypen der privaten Unternehmung, 1925. Walb, Die Kaufmännische Betriebswirtschaftslehre, S. 11. ff.

協同組合的企業、協同組合的企業とは、手工業、中小商工業、農業等の中産階級的産業家を保護助成する所の特別の法規に基いて設立經營せられる企業であつて（總ての協同組合は企業であるのではない。營利を目的とする獨立組合等は企業）、私企業ではあるが、個々の産業家が相互扶助の精神を以て結合して協同的企業を形成したものであるといふ點に於て特質を有する。協同組合的企業にも(1)有限責任のもの(2)無限責任のもの(3)保證責任のもの、別が存する。組合員の數も持分の數も制限せられないことを通常とする。

公企業、公企業は、先づ其の經營主體の如何によつて國營(國立)企業、府縣營企業、市町村營企業に分れ、又その經營主體たる行政官廳若くは公共團體に對する存立の態度の如何によつて次の二つを分つことが出来る。

(1) 本來の行政經營 (Regiebetrieb) の特別會計主體として經營せられるもの、特別會計主體として獨立の資本を有し、獨立の資本計算が行はれうる(例へば瓦斯、水道經營、電車經營、國有鐵山、國有鐵道、專賣局)

(2) 公共團體の所有する財産を株式會社若くは有限責任會社なる私企業形態にて活用するといふ公企業形態。此場合、公的株式會社若くは公的有限責任會社は私法(商法、民法)の下に規制せられ、かくて取締役、監査役株主若くは社員總會なる法定機關が設けられ、夫々が法律の規定する任務を擔當するが、實質的には第一の公企業形態と異なる所は多くはない。蓋し表面上、財團及び經營の獨立性が非常に著しいやうであるが、取締役も監査役も公共團體であり、總會を形成するものも公共團體であり、根本に於て常に同一の場所、同一の意思、恐らく又同一の——勢力ある——人若くは黨であることは、プリオンが指摘するが如くである(此の企業形態は獨逸に於て屢代表的な例は「合同工業株式會社」)

27) Kurt Wiesenfeld, Die Wirtschaft der öffentlichen Hand, G.A. BWL, Bd. 2, S. 163 ff. Priou, a. a. O. S. 55 ff.

公企業の存在の理由は、國防上の理由(私企業たる場合、緩急の場合の動員)、私企業の獨占利益壟斷を排除せんとする社會化意圖、特殊重要産業の發展助成の理由(特に試験的に新しき種類の生産事)、公共團體の收入源泉たらしめる理由等に基づくものである。斯の如く存在の理由としては様々のものが存しうるが、公企業としての性質は、いづれも、収益性計算、資本計算を獨立に行ふ所の公共團體による収益的生產經濟たることに存する。

混合經濟的企業 混合經濟的企業は、私企業と公企業との結合をめざしたるものであつて、獨立の法人を成し獨自の資本を有し、獨立の資本計算を行ふが故に、企業の一種類であることは明らかである。之には更に次の如き諸形態がある。²⁸⁾

- (1) 私企業に公共團體が資本を以て参加してゐる形態
- (2) 私企業に公共團體がたゞ利益の分配に参加してゐる形態
- (3) 公共團體が資本参加も利益参加も行はないうで、法律を以て行政的管理權を執行しうる様に規定してゐる形態。特に所謂公共事業(Public utilities)に關して、瓦斯、水道、電力、運送等の料金決定、其他の價格政策につき基準を定め、又、經營計畫につき最後の決定權を掌握するが如き形態従つて場合によつては損失補償をなす。

28) 企業形態は、本來、出資資本關係の如何に従ひ分たれるものであるから、嚴密にいへば、混合經濟的企業に於て此の三つの形態を分つことに對しては、第一のもののみが混合經濟的企業であつて、第二及び第三のものは混合經濟的企業ではなく私企業であるといふ有力なる異論が發せられ、増地博士は、第二のものに就て、之を混合經濟的企業の一つとなす異

リーフマンの見解を反駁せられてゐる。「企業形態論」二七四頁。併し第二及び第三の種類のもは、純粹の私企業とは著しれるものであることは明白であり、假令資本の参加は存しなくとも、強權的に利潤の分配に若くは經營管理に参加し、此の参加を甘受することなくしては存立するを得ないといふ點に於て、之を混合經濟的企業の一種類と見るをうべきである。

混合經濟的企業の存在の理由は、公企業の存在の理由と同一の理由、即ち國防上の理由、私企業の獨占利益の排除、特殊重要産業の助成の理由の外に、國民經濟上非常に重要な特權を與へたる場合若くは國家其他の公共團體の行使すべき事項を代行せしめる場合、その管理權若くは監査權掌握の必要に基くものであり、更に場合によつては、公企業の管理上の缺點の緩和、公共團體の資金の不足、補完等の理由に基くものである。²⁹⁾混合經濟的企業に於ても、特別の法律によつて設立され、特別の法律に基いて經營を執行するものが少くない。混合經濟的企業には、勿論、株式會社形態をとるもの、有限責任會社形態をとるもの等の別がある。我國に於ては、株式會社形態をとり、且公共團體が資本参加を行ふ形態をとる場合、持株を公私、夫々半分づつとなせるものが最も多い(南滿道會社、産業組合中央金庫、北支開發會社、中支振興會社)。

29) 各國に於て中央銀行は一般に混合經濟的企業として存在する。それは一方に於て兌換券の發行の特權を與へたることによつて監督を嚴重にし、且、國家の經濟政策に基いて管理權を行使せんとすることに存すると共に、他方に於て國家自身の獨斷專行(特に不換紙幣濫發の如き)を制し、相互に制肘しあふ機構とすることによつて其の信用を保持し高めんとすることに存する。

企業形態の發展に於ける傾向 現代に於て猶支配的存在である所の私企業の諸形態に就て、その史的發展を考察するに、個人企業は、そのうち最も原始的なものであり、一般に、個人企業から集團企業へ、然も先づ人的

集團企業起り、それから更に資本的集團企業が發生發達したること、而して資本的集團企業が生産能力上より見て、益々壓倒的地位を獲得し來たれることが明白である。云ふ迄もなく、個人企業が悉く消滅して人的集團企業となり、人的集團企業が悉く消滅して資本的集團企業となつたのではないから、あらゆる生産部門に於ける發展を考察し、之を學問的に検討吟味することに依つて、第一に、企業形態の史的發展に於ける一般的法則性を把握することが出來、次に、各企業形態の適存性即ち如何なる條件の下に夫々が存在し、存続しうるかを、若くは夫々を存在し、存続せしむる經濟的根據を、換言すれば夫々の形態の所謂長短を明らかにすることが出来る。

企業形態の斯の如き史的發展は、後述する所の經營形態の發展と表裏の關係にある。従つて斯る發展を促がし且つ制約したる最も主要なる動因は、第一には人口の増加、交通技術の發達、通信、宣傳、廣告設備の充實等に基く統一的大量需要の出現(若くは需要の統一的大量化の可能性の出現)、第二には生産技術(保管技術、建築技術等を含めて)の發展に基く統一的大量生産の可能性の出現を基として、斯の如き生産關係方面の發展を可能ならしむべき企業の財政關係方面の發展が要求せられるに至つたこと、即ち大規模の固定設備のために巨額の資本を必要とすること、及び斯の如く大規模の固定的諸設備を必要とすることは資本危険が極めて大なることを意味すること更に企業の規模が大となり、綜合經濟現象が極めて錯綜化し、企業の内部生活も外部の他の經濟との交通生活も益々複雑化するに従ひ、企業の活動、就中管理活動が量的にも質的にも極めて重要にして困難なる多種の問題の前に立つに至り、企業の管理組織若くは企業家の活動組織が此の状態變化に適應して改變せられねばならなくなつたこと等に基くものである。何故に資本危険が極めて大となるかは需要の統一的大量化の可能性を豫想し見積

ることにて、企業は冒險しなければならぬこと、此の見積りを誤ることは企業の資本使消を極めて不經濟的ならしめ、資本の消耗的死亡に立ち至らしめうることを、固定的諸設備を所有すること多ければ多い程、然も特殊なる固定的設備を有すること多ければ多い程、企業が統一的大量需要の増大減退、及びその性質の大なる變化等に對して生産を擴張收縮し、或は轉業清算する能力が弱まり、就中生産過剩、賣行停滯、操業不足等の状態の下に於て資本蕩盡、資本喪失の危険が極めて大きいこと等に職として由るものである。

即ち要約するに、企業の立場より見れば、企業形態の發展派生を促がし、若くは制約したる最も主要なる動因は、(1)資本需要が増大したこと、(2)資本危険が増大したこと、(3)企業家の活動、就中管理が複雑化、難澁化し、智能と技倆の集中若くは活動の分化、専門化の必要が強化したこと等である。合名會社、合資會社等の人的集團企業の發展は、主として、商業の發展(特に貿易の發展とそれに基づく資本危険の増大)に基くものであり、今日に於けるが如き資本的企業の發展は主として、工業其他の固定資本を極めて多く必要とする産業部門に就て生じたといひうる。

然らば此の三つの最も主要なる動因は、企業形態の發展派生を如何やうに制約するかといふに、資本需要が増大したることは、此の資本需要を充足することが可能であり、且容易でもあり、出来るだけ有利であるやうに、出資關係、資本收益分配關係を機構化するに至らしめる。一般に、一個人の出資力若くは資本調達力は著しく限られたものであるから、此の資本需要充足の動因は、企業に出資者として資本を投下し、且つ資本收益の分配に與るものの數を殖やさしむるやうに作用する。かくして個人企業から人的集團企業へ、更にそれから資本的集團

企業への轉化が進行する。然も先づ出資者たると同時に、經營者たるもの、即ち企業家の數の増加へ(即ち合名會社及び組合企業の一部)進み、次に單に出資額のみ責任を制限し、且つ出資により資本收益の分配に與ることのみを欲し、經營者として企業の活動に参加することを欲しないか若くは参加するほどに優れた技能なき人々を引き入れることに進む。此際、斯の如き種類の出資者として企業の資本關係から離脱(即ち持分を讓渡)する自由を著しく制限することに甘んずるもののみ限定してゐるもの(合資會社、匿名組合等)と、更に資本の調達を容易ならしめ、且つ一般に更に多く資本を糾合しうるやうにするために、企業の資本關係から自由に離脱しうることを欲する人々にも擴延することに進むもの(株式會社、株式合資會社)とを、發展段階的に分ちうる。然も後の種類のものに於ては、一般に出資額の限定に於ても、資本の調達の可能性が考慮さるゝやうに、出資關係が機構化せられてゐる(一株の金額が相對的に少額なること、分割拂込の制度が行はれてゐること)。資本調達可能性の問題は自己資本の問題にのみとゞまらず、他人資本にも存在しうる。又、企業の設立の場合にのみならず、企業の日常生活経過中にも存しうる。而して一般に信用の形式による資本調達若くは金融は自己資本が大であればある程(更に資本危険が小であればある程)容易に且つ有利なる條件の下に可能である。従つて他人資本の調達可能性も亦、自己資本の調達可能性をこえて、間接に企業形態の形成に、多かれ少かれ影響を及ぼしうる。

第二に、資本危険が増大したることは、資本喪失の危険を出来るだけ制限し、且つ出来るだけ分散するやうに企業の資本關係を機構化するに至らしめる。資本喪失の危険制限(Risikoerschänkung)は、企業に資本を出資せる個々の出資者の立場からと、出資せられたる資本の保有者としての企業の立場と、二つの立場から考察され

ねばならぬ。就中、株式會社の場合に於ける如く、企業の資金が通常多數の株主によつて、多數の株式に分たれて醸出せられてをり、株主は株金額の限度に於てのみ資本危険を負担する企業形態に於て特に然りである。著者が、此の二つの立場を分つて考察せんとすると同似的に、フィンダイゼンは「先づ第一に私經濟的な點から、次に又經營經濟的な點から」危険制限を分ち考察してゐる。彼によれば、私經濟的危険制限は企業家と企業との間の關係に着目する。而して企業の經營から生ずる危険を企業家の私的財産（會社財産の反對）に關して制限することに向けられてゐる。經營經濟的な意味に於ける危険制限に對する企業形態の意義は、經營經濟の秩序的なる経過に於て生ずる所の危険多き取引を經營經濟から分離することを得しめることに存する。成功するか成功しないかが尙ほ不明なる新しき發明の利用（Ausbeutung）を子會社の手に委ねる時には危険の隔離と稱しうる。危険は斯様にして子會社に投下せる資本に制限される。而して私經濟の意味に於ける危険制限の可能性は「立法の其都度の状態によつて決定される」。『従つて此場合、それは自然法的・經濟的必然性をなさないで、國家の其都度の經濟政策の結果である』。私見によれば、危険制限のために法律上獨立する子會社を設立する場合を（後に複合的企業形態として考察する所の）度外視するも、個々の出資者の立場（即ちフィンダイゼンの所謂私經濟的な點）よりすれば企業に出資せる（若くは出資契約せる）金額の限度に於てのみ資本の危険を分擔し、彼の残りの私有財産が害なはれずにとゞまるといふ限りに於て危険制限が存在し、又、企業の立場（即ちフィンダイゼンの所謂經營經濟的な點）よりすれば個々の出資者の破産（私的財産の喪失）によつて生存を脅かさるゝことなきやうに、企業形態が形成せしめらるゝといふ點に於て、危険制限の傾向が認められる。而して現代に於て個人企業及び合名會社

の形態は、此種の危険制限を許さず、資本的集團企業、就中株式會社が最も良く之を許すことは云ふ迄もない。次に危険の分散は後に取扱ふ經營形態を危険分散の原則に適合する様に形成することによつて行はるゝものであつて、場所的危険分散にもせよ、時間的危険分散にもせよ、物的危険分散にもせよ、巨大なる資本を以てして最も效果的に危険分散が可能である場合が頗る多い。フィンダイゼンは、まさに的確に次の如く云ふ。『之を要するに、それ故に、危険分散に關して、財産若くは資本の高度集中を許す所の企業形態が、危険分散を危険相殺（Risikoaussgleich）を「自らに於て」一層良く可能ならしめるといふことが云はれる。危険相殺の可能性は資本と共に遞増的に増大する』。かくして我々は、資本危険が増大したることも亦、個人企業から集團企業への、殊に資本的集團企業の典型たる株式會社への轉化を促すものであることを知るのである。然も個々の出資者の立場よりすれば、その投資危険の制限の可能性及び危険分散の可能性が多ければ多い程、安んじて出資の意思を強むるものであつて、此の點からも資本の糾合、資本の調達が容易となるものである。

30) Findisen, a. a. O. S. 34 ff.

第三に、企業家の活動、就中管理活動の複雑化、難澁化も、企業形態を個人企業から人的集團企業へ、更にそれから資本的集團企業へ轉化せしめんとするものである。此の問題は企業の管理組織問題として詳論せらるべき問題であるから、此處にはただその主軸を極めて簡単に描き出すにとどめたい。企業家は既に述べたる如く出資者にして經營者であり、然も企業は原則上出来る限り多くの資本収益を擧ぐることを目的とするものであるが、この資本収益を如何なる大さに於て廣らしうるかは經營者の手腕に著しく依存するものであり、従つて管理組織

の適否に著しく依存するものであるから、企業の管理組織關係も亦企業形態形成の一主要制約たると共に、第一に、企業家の數を増加して頭腦と技倆の集中若くは職掌の分化によつて之に順應せんとする傾向を生ぜしめ、第二に、個々の企業家の死亡若くは脱退によつて企業の運命が出来るだけ支配せられることがないやうに、企業の管理活動の人的組織の補充若くは再編成が容易であるやうに、所謂非個人化 (Entpersönlichung) せんとする方向への進みも現はれ、第三に、第一及び第二の傾向化から一般に生ずる所の悪しき結果を緩和し、除去するため企業家の能力を潜在せしめず、之を十分發揮せしめるやうに刺戟するやうに、更に又、企業家の責任の稀薄化を防止し、或は無責任を維持するやうに企業の組織關係を編成せんとする傾向が現はれる。第三の傾向は、單に出資者たるにとどまり、企業の指導的活動に参加せざる多數の社員の存在する事實と、密接なる關係に立つてゐることは云ふ迄もない。斯くして、企業家の活動、就中管理活動の複雑化、難澁化も、個人企業から人的集團企業への、更に資本的集團企業への發展の一主要モメントであることは明らかである。

以上述べたる主要動因の外に、企業形態の發展派生を制約する様々の動因がある。就中、租税上の關係が企業形態を異にすることに基いて異なる場合、租税上の理由から所謂組織變更、即ち企業形態の變改が行はれることがある。これは云ふ迄もなく、第二次的な動因である。更に企業間の自由競争を避け合同によつて生産者獨占を形成せんとする場合にも、例へば幾つかの個人企業が一つの集團企業となり、或は幾つかの人的集團企業が一つの株式會社となることが少なくない。此の現象は、併し、企業の結合として、區別して考察を進めたい。更に又、企業の財政上の理由から企業形態の變改が行はれることがある。例へば、企業の債權者たるものが出資者若くは

企業家に變ずることによつて、個人企業が集團企業に、人的集團企業が、資本的集團企業に轉化するが如きがこれである。企業の相續的繼承にまつはる事情も、企業形態變改を惹起することがある。

例へば、營業全體を數人の兄弟に相續せしむることによつて個人企業が、合名會社、株式會社に化することがあり、又例へば、前所有者の息子が營業承繼に於て未だ經驗の十分ならざる場合、その事業執行上の責任を制限するために個人企業を合名會社に化することがある。或は個人企業家が老齡のために營業から脱退せんがために近親者を社員として引き入れることによつて過渡的に合名會社が設立されることがある。

國家の經濟政策が企業形態に相當著しく影響を及ぼすものである。かくて新産業發展のため當初公企業若くは混合經濟的企業として設立されたものが基礎確立後に私企業に改變され (純粹に資本主義的なる經濟政策)、反對に私企業特に公共事業を營む私企業が公企業化され (國家社會主義的なる經濟政策)、國防の觀點から同様に公企業化される (國防經濟政策) ことは屢々であり、更に著しく公共的なる事業 (銀行、保險等) に就ては、私企業として營まれる場合或る企業形態 (株式會社、相互會社) に限定せられてゐる。數年前以後に於ける經濟統制の強化、及び特に獨逸に於て見られる如く、一つの世界觀の下にその世界觀を經濟の實際に強制的に實現せしめんとする國家經濟政策は、企業形態に、相當の改變を生ぜしめつゝある。その最も顯著なる例は、ナチス政權確立後に於ける有限責任會社の抑止政策である。

即ちナチス政權の確立以來、自ら責任を負ふ企業家、従つて個人企業及び人的會社を資本會社より優遇するといふ國家社會主義的經濟政策の古くからの要求は、多方面に亘つて法律上の規定となつて現はれた。先づ第一に、一九三四年七月五日の「資本會社の組織變更に関する法律」は、匿名的資本團體としての企業形態から企業家の自己責任を有する企業形

態に轉向することを容易ならしむるを目的とするものである。即ち、此の法律によつて、組織變更の際に財産の轉移に關して商法の形式的規定を解除し、今後は、清算なしに總權利繼承の方法で行ひうることとなり、組織變更に關する決議の際に自己の株式及び營業持分の取扱を簡易ならしめ、又、商號權の領域に於ても手續處理が簡易ならしめられた。立法上の

第一表
獨逸に於ける企業の設立と解散¹⁾

企業の動き	1935	1934	1933
株式會社 { 設立	41	61	95
{ 解散	1495	2397	600
有限責任會社 { 設立	1495	3297	3283
{ 解散	8892	4890	4367
政府の命により消滅せるもの	5443	3920	3661
組合(Genossenschaft) { 設立	1838	3853	1641
{ 解散	1969	2030	1616
個人商店、合資會社、合名會社 { 設立	15002	13082	9355
{ 解散	15713	13611	14188
政府の命により消滅せるもの	13398	11888	12056

1) Wirtschaft und Statistik, 1936所載

の意味に於ける資本會社は、株式會社、株式合資會社及び有限責任會社である。次に租税法に於ても、此等の法律形態を合名會社、合資會社に、及び個人企業に組織變更することを助成するために、「資本會社の組織變更と解散の場合の租税輕減に關する法律」が制定され(一九三四年七月五日)、之に基いて多數の租税輕減が保證されるに至つた。即ち會社税(Gesellschaftsteuer)割増金を含めての創立利得税(Grundwertsteuer)、價値增加税(Werthwachssteuer)、市町村(市町村聯合)税、附加の税(營業購入税 Gewerbeschaffungssteuer)賣上税、所得税、社團税(Körperschaftsteuer)、營業税等は、此等の租税が資本會社を人的會社及び個人企業に變更する場合に生ずる限り、徴收せられない。尙ほ、此の法律の適用は、一八三四年の七月一日に於て存在してをり、且その組織變更若くは解散を、一九三六年十二月三十一日迄に終結したる資本會社に限定さ

れる。

此の組織變更を獎勵せる立法は、如何程の効果を齎らしてゐるかは、會社の設立及び解散に關する上掲の統計が之を明白に示してゐる。

此の統計によつて、經濟立法の企業形態選擇への影響の非常に著しいことが判明する。一九三五年に於て、一九三四年及び一九三三年に對して、人的會社及び殊に個人企業の設立のみが増加してゐる。設立總數に於けるパーセンテージも壓倒的である。株式會社も有限責任會社も前年に比して、大約1/3だけ設立の數を減少してゐる。新しく設立されたる協同組合は、主として、牛乳販賣組合其他農産物の秩序ある市場關係を確保するために結成したる農業上の組合である。資本會社に於て、設立とは反對に、解散の數は、一九三五年に於て前二年度よりも増加し、人的會社は減少してゐる。尙ほ、此の法律に基いて個人企業及び人的會社に組織變更されたる資本會社の數は次の如くである。(Fritz Hauke, Betriebsdisposition in statlich geführter Wirtschaft, Z. f. B. 1936, Heft 1)

經營形態に關する法律上の規定は存しない。併し企業形態に關する斯の如き立法によつて、手工業及び中、小經營が間接的保護を受けてゐることは明らかである。

尙、一九三三年十二月三十一日に於て、獨逸に於て株式會社の數は總計九一四八、その基礎資本總計二〇六億三千五百萬マルクであつて、資本額の多寡に従ひ區別して之を表示すれば、第二表の如くである。又一九三五年十二月三十一日に於て、獨逸の株式會社の總數は七八四〇となり、其の資本額の如何に基く増減を表示すれば、第三表の如くである。(Curt Fischer, Die Reform des deutschen Aktienrechts, Z. f. B. Jahrg. 1936, Heft 2, S. 185)

株式會社	有限責任會社
1934年 41	85
1935年 308	1972

今日獨逸に於ては、有限責任會社なる法律形態の存続か廢止かの問題が論議せられてゐる。クルト・フイッシャーは彼の論文「Das Schicksal der GmbH」(Z. f. B. 1937, Heft 1. und 2.)に於て此の問題を

取扱ひ、先づ廢止論者の一人として最も尖鋭せる態度をとり且論理的に間然なき論證を行つてゐる所のグロスマン・ドエルト (Grossmann-Doerth) の注目すべき主張を擧げる。

グロスマン・ドエルト (一九三一年チエッコスロバキヤに於ける第五回獨逸法律家會議に於て吐露したる意見 "Reform des Gesetzes betreffend die GmbH" (Sonderdruck aus Gutachtenband) は、容易なる設立、不正直なる營業行動を誘發する所の會社形態が屢々濫用されるのは不思議な事ではなく、輕率なる法律の絶對的に自明的なる歸結であつて、有限責任會社なる會社形態は經濟によつてではなしに國家によつて創出されたものであることを指摘し、此の企業形態が非難せらるべく且就中害蟲と稱せらるべき重點は、此の會社形態が紳士的な商人をも、その全體の機構に基いて、即ち自己の限られざる利益機會に於て債權者に危険を轉嫁して危険な營業を行ふといふ此の容易なる且法律によつて公然と認せられたる可能性を利用することを誘惑されることにあると述べてゐる。彼は、經濟の實際界が有限責任會社に於ける有限責任の必要及び善き點を、此の企業形態存続の辨護者が主張する如くには信じてゐないといふ事實を指示する。有限責任は二面を有し、債務者の立場に於ては非常に有利で望ましいことであるが、債權者の立場に於ては全く反對である。實際界に於て大なる債權者、銀行等は、法律が有限責任會社なる法律形態に於ける有限責任を認めてゐるにも拘らず、一般に、有限責任社員が個人的保證を行ふ場合にのみ信用を與へる。此の事實がグロスマン・ドエルトに於て、特に確乎たる論據の一つとなつてゐるのであるが、之に反して、有限責任會社存続の最も熱心なる主張者の一人として、O. Schmidt は (前掲著書に於て)、有限責任會社は「經濟的領域に於ける指導者のための大學」なりとし、「若し有限責任會社がその存立に於て侵害されるとすれば、營業熱心の自然的相續法 (Credithrecht) が廢絶されるであらう」と述べ、此の企業形態に於ける有限責任及び信用能力の點に就て、著しく一方的な且論駁しうる主張をなしてゐる。責任の有限なることは一般にたゞ汚名的なものをも有するのではない。それはたゞ、各人がその財産から一部分を分離し、獨立の目的に拘束することを意味するもので、此の目的を果したための諸事象はただ此の目的のためにあてがわれたる財産にのみ關係するといふ効果をもつもの

第二表

基礎資本 マルク	數		總資本 マルク	
	數	%	數	%
5000—50000	1134	12.4	2084	0.1
50000—100000	1202	13.1	6970	0.3
100000—500000	3117	34.1	72510	3.5
500000—1000000	1103	12.1	72410	3.5
1000000—3000000	1512	16.5	239600	11.6
3000000—20000000	906	9.9	588900	28.5
20000000を 超ゆるもの	174	1.9	1081000	52.5
計	9148	100	2063474	100

第三表

基礎資本 マルク	1935		1933		増減1933—35	
	數	%	數	%	數	%
5000以下	118	1.5	1134	12.4	-391	-2.8
5000—50000	625	8.1				
50000—100000	999	12.8	1202	14.1	-203	-0.3
100000—500000	2672	34.0	3117	34.1	-445	-0.1
500000—1000000	997	12.7	1103	12.1	-106	+0.6
1000000—5000000	1779	22.7	2418	26.4	-162	+2.4
5000000—20000000	477	6.1				
20000000を 超ゆるもの	175	2.1	174	1.9	-1	+0.2
計	7840	100	9148	100	-1308	

である。有限責任は別除せる財産團と同一の限界を信用に對して引くものである。それは何等不明瞭ならしめるものでな

く、反對に、別除することによつて明白ならしめる。従つて無限責任の合名會社及び無限責任の個人商人が債權者の立場から原則上一層確實にして信用しうべきものと稱するは誤つてゐる』(P. 10. 5. 13)。併しシュミットの此の主張はグロスマン・ドエルトが指摘したる銀行及び大なる債權者が有限責任會社に對してとる態度に鑑みて、正しいとは稱し難い。更に有限責任會社を辨護する第三の論據として、シュミット及びグロイシュタイン(Groszstein)等によつて「家族の保護」の觀點が強調されてゐる。即ちシュミットはいふ。「家族は少くともその自己の財産基礎に於ける經營生活の危険なる渦巻から保護せらるべきである」。グロイシュタインはいふ。「……第三の理由(經濟による有限責任會社の選擇に對する)は、人間的なものである。それは家族の保護である。其家族を、罪なき家族が總ての營業形態に於て保護せられない所の營業危険から脱せしめることのために有限責任會社の主要社員を咎むべきであるか……恐らく一層正しくは、何故に罪なき家族が總ての營業形態に於て保護せられないかが借問さるべきであらう。其場合、有限責任會社が此點に於て模範的であるといふ確證に到達する」(「Die GmbH in der neuen Wirtschaft」 in der Wochenschrift Deutsche Zukunft, 30. 6. 1935)

フィッシャー自身も亦、有限責任會社の廢止への要求は全く正當であることを強調する。有限責任會社法の改正によつてそれを改造せんとする提唱を、彼は詳細に吟味し、然も、「總ての改正は、それが有限責任會社制度に於ける弊害を眞面目に攻撃せんと欲する時には、此の法律形態の斯様に行きすぎたる改造及び他の會社形態——合資會社、株式會社——への接近を何故に有限責任會社が一般に廢止せらるべきでないかに就てもはや有力なる理由も見られないほどに、強行しなければならぬ」といふ結論に到達してゐる。彼によれば、有限責任の特權に對する中心的な理由及び内面的正當性は資本所有者と營業執行者との間の分離といふ事實に存し、資本の所有者と營業執行者とが人的に一致する所ではどこでも、會社の債務に對して無限責任の正當なる要求を法律は規定してゐるが、今日存在する有限責任會社の約4/5を營業執行者としての社員が所有してをり、従つて此の兩者の分離が存しない。然も他方に於て、其の社員の責任の制限なくしては有限責任會社はもはや存在理由を有しえない。有限責任會社に於ては、有限責任は自己目的であつて、その維持か解消かによ

つて、有限責任會社の運命が浮沈する。(詳細は前掲論文一七二頁以下参照)。

我國の有限會社は、獨逸の有限責任會社に於て生じたる幾つかの短所の考慮の下に慎重に法律に於て創作せられたるものであつて、獨逸に於ける斯の如き論争を其儘此處に採用することは許されない。寧ろその將來に於て如何なる發展をとり如何なる長所短所を示すかを注目すべきである。

第三款 複合的企業形態

企業結合及び複合的企業の概念 企業の結合(Zusammenschlüsse, Combination and Consolidation)とは、從來法律上並びに經濟上夫々獨立の經濟單位として生活し居りたる二つ以上の企業が經濟的にも法律的にも合一して一企業と化し、若くは法律上従つて形式上は尙ほ獨立の經濟單位として存するが、經濟的に、従つて實質的に獨立性を失ひ或は多かれ少かれ相互的に活動の自由を束縛さるゝに至ることを云ふ。而して企業結合形態若くは集中形態は、先づ第一に其の結合の緊密性の程度に従ひ、聯合(Kooperationen)合同——然も不完全合同(コンツルン)と完全合同とに分たれる。聯合とは、之に参加せる各企業が夫々法律上も經濟上(即ち資本上)も獨立性を保持し、契約によつて一定の事項につき束縛的協定を行ひたるものであり、結合の緊密性の比較的に弱いものである。完全合同は、合同せる各企業が法律上も經濟上も獨立性を失ひ、一つの企業として合體するものであつて、結合の緊密性の最も強いものである。不完全合同は、聯合と合同との中間形態であつて、合同せる各企業は法律上(形式)なほ獨立性を保持するが、經濟的實質的に獨立性を有しないものである。完全合同は勿論、不完

全合同も實質的には全く一つの企業であるから、我々は之を複合的企業と稱する。

企業の結合には、更に市場に於ける競争排除、獨占を目的とするものと、單に供給者の數の減少を來たしたるに過ぎぬか或は非獨占的なる結合(例へば一定の職能の共同的遂行)にすぎぬものがある。獨占的な企業結合は、云ふ迄もなく同一の産業部門に於てのみ形成さるゝものであり、従つて水平的結合であるが、非獨占的な企業結合には、水平的結合の外に、垂直的結合即ち生産工程上、前に接続する産業部門若くは(並び)後に接続する産業部門との間の結合もありうる。

我々にとつて、後述する如く、複合的企業形態のみならず、高度の企業聯合、就中カルテルも亦、その管理組織、會計組織、其他の問題を取扱ふべき所の經濟組織體をなす。それは個々の企業によつて構成せられてゐるものであつて、間接的存在であり、依存的組織形態であるが、プリオンが云ふ如く、「一カルテルに所屬する諸經濟經營が、是迄彼に従屬してゐた一定の任務をカルテルに委譲し、且、カルテルに於て、此の任務を擔當し且特別の態様にて之を實行する所の新しい經營が発生する」(彼は「カルテル經濟經營」Kartellwirtschaftsbetriebと稱する)ものである。¹⁾

1) Priou, a. a. O. S. 88 und 91

然も聯合、就中カルテルは、非常に屢々複合的企業に發展する過渡形態をなすものであり、低度のカルテルは又、高度のカルテルへの發展過程をなすものである。従つて複合的企業の諸形態を概観する前に、カルテルの諸形態を概観するを適當とする。

カルテルの概念、カルテル (Kartell, cartel) は獨占的聯合であり、従つて聯合の一種類、一形態である。非獨占的聯合には、例へば同業組合、工業組合、商業組合等がある。²⁾ 非獨占的聯合は、非獨占的に、各企業の職能の一部分を結合(中集)するもの、「經營生活の或る領域を共働するもの」であつて、一般に、一般的な、技術的な、若くは商業的な問題の共同的解決を内容とする弛き結合である。例へば、それは範圍上、(イ) 市場分析、景氣研究、技術的問題等に關する單なる研究團體に類似するもの、(ロ) 一定の任務を眞實に集中的に實行するもの(例へば信用統制、共同廣告、共同購入、共同發送、共同倉庫、販賣其他の組織の共同利用、共同輸入加工等) (ハ) 經營の内部的仕事(統一簿記、計)に關するもの、(ニ) 考案、製造處理の交換、經驗交換等を分ちうる。³⁾

2) ヴァルプは之を「小聯合」(Kleine Kooperationen) 若くは「利益結合」(Interessenverbindung) として述べてゐる。

3) Sommer, A., Die Kartellmigliedschaft als betriebswirtschaftliches Problem, Z. f. hwF., Jahrg. 1931 S. 514 ff.

之に反して、カルテルは生産獨占の問題として資本主義發展過程上に太き線を引きたるものであつて、競争排除の目的をもつ活動束縛的協定、一獨占組織である。總ての職能結合がカルテルであるわけではなく、又總てのカルテルは職能結合を伴ふものでもない。多くのカルテルは職能結合を伴ふが、例へば條件カルテル、計算カルテルの如く職能の結合を伴はざるものがある。併し本來のカルテルは、それが益々強化充實し來たるにつれ、非獨占的聯合に於ける如き種類の職能結合にも大いに努むるに至るものである。現代に於ける多くのカルテルは、本來の獨占的協定の外に、此らの重要な職能を共同的に或は集中的に遂行してゐる。⁴⁾

4) ファインダイゼンは、「カルテルは經營經濟的に考察すれば、數個の經營の職能の結合を齎らす」と述べてゐる。」

(Friedeisen, Die Unternehmensform als Rentabilitätsfaktor, S. 163)

カルテルの種類(形態) カルテルには様々の種類(形態)がある。先づ第一に、独占の種類(需要者独占若くは供給者独占)の如何によつて「購買者カルテル」と「供給者カルテル」とを分つことが出来る(之に對してプリオ⁶⁾の獨立のまゝの經濟經營の、その財貨の賣却の實行に關する協定である)。次に結合程度の強弱、競争排除の強弱、カルテルの特別機關整備の如何等の觀點から、ニツクリツシユの如く、低次カルテル(Kartell niedriger Ordnung)——その任務解決のために特別の機關を保持しないもの——と組織的カルテル(Organisierte Kartell)——カルテルの目的に相應的に組織されてゐるもの——とに分つことが出来る。リーフマンは、低級カルテルと高級カルテルを分ち、前者に屬するものとして地域カルテル、價格カルテル、生産カルテルを、後者に屬するものとして注文分配カルテル、利益分配カルテル、供給分配カルテルを挙げる。メレロヴィツチを、低級カルテルと高級カルテルとを分ち、前者に屬するものとして條件カルテル、價格カルテルを挙げ、後者に屬するものとして割當カルテル及び地域カルテル、販賣カルテル、生産カルテルを挙げる。兩者に於て、分類の基準が異なることは明らかである。ヴァルプは、寧ろ規制せられる生活領域の如何若くは經營職能の如何によつて、購入カルテル(Einkaufskartell)若くは防衛カルテル(Abwehrkartell)、^(ロ)製造カルテル(Fabrikationskartell)、^(ハ)販賣カルテル(Verkaufskartell)を分ち、價格カルテルは、販路(顧客保全)販賣數量及び販賣價格を規制するものとしてゐる。従つてヴァルプに於ては、販賣カルテルは地域カルテル、價格カルテル等の包括概念である。以上述べたるカルテルの種類の外に、計算カルテル(Kalkulationskartell)がある。併し計算カルテル、條件カルテル、購

入カルテル等は販賣市場への作用力が弱いか又は間接的であるといふ理由から、カルテルでないと主張するものもある(例へば⁹⁾リ)。更に又、カルテルの地域的效力範圍若くは協定範圍の如何によつて、内國カルテルと國際カルテルとを分ちうる。最後に、企業の間で自由意思的に形成したものであるが、國家が強制的に形成したものであるかによつて、自由カルテルと強制カルテルとを分つことが出来る。

- 5) R. Passow, Kartell, 1930, S. 72 ff.
- 6) Nielsch, Kartellrechtshandlung, S.
- 7) 大塚一郎教授譯「經營經濟學總論」五〇頁
- 8) Wall, a. a. S. 18 O.
- 9) 特に計算カルテルをカルテルと見うるか否かに關する見解の對立に就ては、國弘員人氏論文「計算カルテル」(日本經濟學會編「最近に於ける經營學上の諸問題」第一節所載)參照

以下、此等各種のカルテルの本質を明らかならしめよう。

(イ) 購入カルテル(Einkaufskartell) 若くは共同購入

重要諸原料の購入價格の最高限を協定し、或は共同購入組合(Einkaufsgemeinschaft)を作つて、重要諸原料の購入を集中化し、以て有利なる購入條件を獲得し、購入市場に於ける地位を強めんとするものである。購入カルテルは實際上稀である。その理由は、(1)一般に購買者間の競争は供給者間の競争の如くには烈しくないこと(2)購入カルテルの組織に著しい困難が存すること(購買者の數の多いこと其他)等である。

(ロ) 條件カルテル

販賣上の特殊サーヴィス(例へば見本)品(品の送附)、引渡條件及び支拂條件の最重要の點(最も競争になりやすい點、例へば引拂の方法、包装)を協定し、此點に於て競争を排除せんとするもので、著しく個別的なる生産の行はるゝ部門に於て、一層強き結合が行はれない場合に主として作られる。往々共同現金取立所が設けらるゝことがある。

(ハ) 價格カルテル (Preiskartell)

製品の賣價に關して協定せるもので、特に、最低價格若しくは統一價格に關する協定、品質の差異とか販賣領域(内國と)とか運賃状態(カルテルの内部で貨率)とか生産費とかに基く價格差別の協定の如きがこれである。此場合、自由競争は、商品の品質、包装、買手に對する特別有利状態等によつて、なほ行はるゝ餘地が存する。又、統一價格の場合には、生産費の減少を圖ることによつて収益を増大する可能性が存する。價格カルテルは、需要減退、賣行停滯の時に、或る價格状態に於て各經營が最小の損失状態若しくは相對的に最も有利なる状態でありうる場合に、その價格を維持することを目標として形成さるゝを通常とする。併し不況の際に自由競争による價格下落を阻止し價格を回復維持するためにのみならず、景氣上昇の場合に價格引上げによつて需要の幾分かを抑制するにも役立つものである。

入札カルテル (Submissionkartell) 若くはリング (Ring) は、價格カルテルの一變種とも見られべきものである。これは密約的なものであり、入札のために召喚されたる商店が互に協談して、一商店のみが供給價格を入札し、残りのものはたゞそれより高い價格で假裝入札を行ふにすぎないといふやうにしたる協定である。注文の落札を得たる商店は、残りの入札カルテル参加者に貨幣を以て内部的に補償支拂を行ひ、若くは落札後に其

の注文數量を各参加者に分配する。此場合、此點に於て割當カルテルに近似する。供給を共同して行ひ、豫算、計畫、作圖其他の必要なる豫備的研究を共同の計算に於て行ひうる。

價格カルテルは、之を更に廣く規定する時には、原價財の購入價格の最高限の協定の如きも包括しうる。併し著者は之は購入カルテルに屬するものとして、價格カルテルは賣價にのみ關するものと限定する。

(ニ) 計算カルテル (Kalkulationskartell)

計算カルテルとは、その参加企業が、單に一定の價格の遵守でなしに、一定の計算方法を、及びその計算方法より生ずる價格を遵守することの義務を負ふカルテルである。¹⁰⁾ 計算カルテルは、その製品が非常に多様であり且つ非常に屢々變化するため價格最低限を確置することが出来ないといふ場合に、従つて價格最低限を規約するといふ通常的手段(價格カルテル)にて満足しえない場合に作られる。一般に、注文を受けて個別生産を行ふ工場の間で、計算カルテルを作らんとする要望が起る原因が多く藏されてゐる。手工業に於て計算カルテルの存在は稀でなす。之に反し、一般に、商企業に於ては、存在せざるを通常とする。

10) Schnalbach, Selbstkostenrechnung und Preispolitik, 6. Aufl. S. 293. 拙文「カルテル價格政策」参照

(ホ) 地域カルテル (Gebietskartell) 若くは販路カルテル (Absatzgebietkartell)

顧客圏若くは供給地域を場所的に分配し、互に其の販路を侵さざることを協定するものである。即ちカルテルの成員は、大抵その經營位置を基として地圖的に限定される販路をあてがはれ、それによつて、その活動領域は制限されるが、その領域の内部では獨占販賣しうるのである。

販路の分割は個々の企業の間でなしに企業の一群と企業の一群との間に行はれうる。従つて一地域カルテルの内部に於て更に地域カルテル其他のカルテルが形成されてゐることが非常に屢々である。然も又、販路の分割は一國の内部に於て行はるゝ外、國際的に従つて國際カルテルとして行はることが少くない。販路の分配が困難である場合には、往々次のやうな處置がとられる。即ち各群に非競争獨占領域が宛てがはれ、此の外に競争領域が定められ、これに對しては何らのカルテル的拘束が存しない、而して各群は供給價格及び供給條件に關する一定の拘束を遵守すれば全領域に供給を行つて差支へはないといふやうに。

(ハ) 生産カルテル (Produktionskartell)

生産カルテルは、製品の需要状態に生産數量を適合せしめんがために各參加經營の生産高に關して行はるゝ協定である。これには、割當 (Kontingentierung) を行はざるものと、行ふものがある。前者は單なる生産制限カルテルであつて、總てのカルテル經營に於ける労働時間の短縮、休日の増加、生産手段の休止若しくは生産制限(例へば紡績會社に於ける紡織機等の休止)によつて、或は報償を受けて若干の工場が休業すること等によつて行はるゝもので、カルテル參加經營は、契約期間中は、カルテル統轄部の同意なしには、生産設備を擴張し、生産能力の一層大なる新しき作業機械によつて製造過程を合理化すべきでないといふことが約定される。後者は割當カルテルと稱せられ、内國市場に對する總生産の最高限度を期間的(數ヶ月、半ヶ年、一ヶ年毎等)に確定し、此の一定の最高限を、各カルテル經營の過去一定期間の眞實の賣却若しくは生産高、若しくは生産能力等に基いて分配する。

生産カルテルと價格カルテルとは、正に正反對の價格政策をなす。即ち後者に於ては價格の規則によつて數量

に影響が及ぼされるに對して、前者に於ては、數量の規制によつて價格を規制せんとするものである。その夫々の意義に就ては、別の場所に於て詳論する。

生産カルテルの概念はメレロヴィツチに於て、一層廣く解せられる。即ち生産數量に關するのみならず、生産の様式及び技術の規制、例へば規格化、典型化にも及ぶものとする。¹¹⁾ ヴァルプも製造カルテルは、生産數量及び場合によつては生産實行を(標準化、典型化)、近頃又幾分か設備の擴張をも規制してゐるものとしてゐる。¹²⁾ ヒントナーは、標準化、典型化に關する契約を行ひこれによつて生産費を引下げんとする、かくの如きカルテルを製造カルテル (Fertigungskartell)、専門化カルテル若しくは専門化聯合 (Spezialisierungskartell-od-Verbände) 標準化聯合 (Normierungsverbände) 等と稱する。¹³⁾ 獨逸の専門化カルテル (例へば獨逸馬車製造聯合、獨逸封筒製造機聯合) は、専門化と同時に割當協定 (Kontingentierung) をも實行してゐる。此の割當協定の手段によつて、各個の企業に規則的販賣が確保される。専門化は、疑ひもなく、割當交換 (Quotentausch) によつても成立する。

(例へばそれは、ヒントナーによれば、製鋼業聯合に於て及び歴延針金ジンデカート (Waldrahn syndikat) に於て可能である。)

11) 大塚一朗教授「經營經濟總論」五一頁

12) Walb, a. a. O. S. 18

13) Hinuner, Kartellprobleme, Z. f. B. Jahrg. 1933, Heft 10, S. 590 ff.

(ト) 販賣カルテル (Verkaufskartell) 若しくは共同販賣 (Syndikat)

カルテルの特別の共同販賣機關を設立して、此の販賣共同體 (Verkaufsgemeinschaft) に販賣を集中し、カル

テル参加經營の個々の販賣を禁ずる協定であつて、その協定は内國及び外國に於ける總ての製品の總販賣に及ぶことがあり、内國のみに限らるゝことがあり、又一定の完製品若くは半製品に限らるゝことがある。その販賣活動はカルテルの一成員に、一商會に、一銀行に若くは集中的に組織されたる販賣所に委ねられる。販賣組合がその成員に對する法律的地位の規定は様々でありうるが、大體(一)販賣組合は販賣仲介者、成員の委任所たるにとどまり、供給はカルテル成員の名前を以て行はれ、カルテル成員のみが購賣契約上の權利義務を有する(販賣所は保證に立ちうる)、といふ形態、(仲介ジンジカート、Vermittlungssyndikat)及び(二)販賣所は恰も問屋の如き地位に立ち(常に會社形態をとる)、従つて組合の名前を以て販賣所が計算書を用意し且つ之を送附し、又、計算額の取立を行ふといふ形態、及び(三)販賣組合は一會社形態をとつて、カルテル成員に對しては買手として立ち及び一般市場に對しては供給者として販賣業務を行ひ、然もカルテル成員から一定の計算價格にて製品を受けとり、之を賣却し且つ販賣組合費を差引きたる賣却利益を供給割當額の比に於て成員に分配する(反對に販賣價格が計算價格よりも小さく、販賣損失を生ずる場合には、各成員に相當的に負擔せしめる)といふ形態とが存する¹⁴⁾。

14) 第三の形態をとるものとしては、獨逸のライン・ウエストフアリア石炭ジンジカートが最も著名である。其外に例へば加里ジンジカート、鋼製品聯合等がある。此らのものに於ては此の目的のために設立されたる株式會社若くは有限責任會社(中央販賣所)が注文を受取り、前以て決定されたる注文割當率に基き、且運送費の有利なる工場といふ觀點に出来るだけ従つて之を分配する。送り狀も書く。聯合加盟工場は生産し發送するのみである。

(チ) 利潤分配カルテル (Gewinnverteilungskartell)

これは、各加盟企業が、一期間中に得たる利益を協定せる方法によつて各自に計算して、之を「カルテル中央部」に納入し、若くは統一的に「カルテル中央部」に於て計算し、之を其の期間中各企業の果たしたる給付に(生産量、販賣量等)従つて分配することを協定するものであつて、企業の目的たる利益の共同計算を行ふことから既に明らかなる如く、高度のカルテルの形態であり、販賣カルテルも亦その最高度のものに於ては、實質上、利潤分配カルテルをなしてゐることは上述せる所より明らかである。反對に又、單なる利潤分配カルテルも、更に高度化し組織化するに従ひ、必然的に共同販賣組織となる¹⁵⁾。

15) 利潤分配カルテルは、米國の文獻上、Joint Accounting System, Profit Pool, 英國の文獻上、Joint-purse Arrangement¹⁾とよばれてゐる。

(リ) 國際カルテル

一國の内部に於てカルテルが形成され、従つて國內に於てカルテルが販賣數量を規制することによつて價格を高く維持し若くは吊上げうる状態にある場合には、過剰生産數量の捌口を得んがために、尙又さなくとも一般に一層良き収益性を得んがために、外國の市場に對してダンピングを行ふと云ふ差別的價格政策がとらるゝことがある。斯る政策が各國の企業家に於て相互的に行はるゝ時には、互にその内國市場を攪亂することとなり、カルテルの効果を著しく弱きものたらしめるであらう。従つて内國カルテルは、此の意味に於て國際的企業家獨占協定即ち國際カルテルの成立の下に、その存立を一層よく保全せられうるものと云ひうる。ダンピングが行はれな

い場合に於ても、カルテルが國際的に形成せられてゐない時には、外國の企業家の國內進出の可能性によつて内國カルテルの獨占地位が少からず相對的なものたらしめらるゝものである。

かくして國際カルテルが企業家獨占の進展上必然的に發生するものであることが明らかとなつたが、然も各國の産業事情及びその發達狀態の相違、立法の相違、各國の經濟政策が著しく國家主義的であること等のために國際カルテルの成立及びその持続は障礙を蒙つてゐるのであるけれども、國際間の經濟關係が益々密接となり、各國の商品が同一市場に於て競争をなすこと益々多く益々激しくなると共に、國際カルテルが益々多く成立するに至つてゐる。現在國際カルテルは多數の地域狭き國々が互に境を接して存在する歐洲に於て、然も世界大戰後幾つかの獨立國に分裂するに至りたるものが形式的に國際カルテルの數を増加せしめたといふ事情も加つて、最も多く存在する。其の形態としては、上述せる總ての種類が可能であるが、最も多く存在するものは地域カルテルである。國際的地域カルテルには、夫々の加盟企業の自國に於ける顧客保全にとどまるものと、更に第三國の市場の分配の協定にまで進みたるものがある。國際的生産割當カルテルがその數に於て之に次ぐものであり、國際的價格カルテル・共同販賣・生産制限カルテル等は稀である。¹⁶⁾

16) 國際カルテルとしては、國際軌條生産者聯合 (International Railmakers Association) 國際粗鋼カルテル (Internationale Rohstahlgemeinschaft) 等が著名である。

國際カルテルは、夫々の國に於てカルテルの形式に於て、或は又トラスト・コンツェルンの形式に於て、更に其他の形式に於て獨占が成立してゐること、若くは少くとも生産者の數が非常に少ないことをその前提とする。

内國カルテルに於ても又、生産者の數が餘りに多くないことが豫定條件となつてゐる。蓋し一産業部門に於ける企業家の數が多い程、之を一つのカルテルに結合することは困難であるからである。國際カルテルは内國カルテルに比し結合の弛いものであることは冗言を要しない。

カルテルの高度のものは、一般に、低度のものをその要素として内包し若くは低度のものの幾つかの組合せをなしてゐる。¹⁷⁾ 併し又、カルテルが從來形成せられなかつた産業部門にその適用を見るに至ることによつて生じたる低度の新しき形態のもの^(特に計算)もある。

17) 此點に於て、相當の程度まで、カルテルの諸形態のうちには辨證法的發展を認めることが出来る。武村忠雄教授は『單純なる價格カルテルは單にカルテルの原始形態であるばかりでなく、又、元素形態でもある』と述べてゐる(三田學會雜誌 三〇ノ九「カルテル諸形態の質的高度化過程」三四頁参照)

複合的企業の諸形態 既に述べたるが如く、複合的企業形態の二つの根本的典型は、**完全合同**と**コンツェルン**(Konzern)とである。前者は、此の合同に参加せる各企業が法律上も經濟上も獨立性を失ひ、一つの企業として合一化するものであつて、結合の緊密性の最も強きものである。コンツェルンとは、その構成員が法律上(形式上)夫々獨立性を保持するが、實質的には資本關係に於て極めて密接なるつながりを有し、従つて管理上全部的に若くは部分的に統一的意思の下に立ち、統一的計畫に従つて管理さるゝ企業團體である。而して完全合同に於て獨占的のものは**トラスト**(Trust)と稱せられ、非獨占的のものは**フジオン**(Fusion)と稱せられる。¹⁸⁾ 完全合同には、獨占的のものにも非獨占的のものにも、(1) **吸收合同**(公然併合 **Outright Merger** 直接併合 **Unitary Merger**)と(2) **新設合同**若く

は對等的合同 (Consolidation) との別がある。前者は、一巨大企業が群小企業を吸収するものであつて、吸収會社は被吸收會社の總ての權利義務を承繼し、被吸收會社は消滅する。後者は、總ての被合同會社が新設の會社として合一するため夫々解消して新會社即ち合同會社 (Consolidated Corporation) を設立し、之に融解するものである。コンツェルンにも獨占的コンツェルンと非獨占的コンツェルンとがある。¹⁹⁾ 法律上の獨立性を全く形式的なものとして輕視する論者に於ては、コンツェルンは、被結合諸企業が法律上獨立性を有する點を除けば、トラストと同一の效果を生じうるものとして、兩者の區別を無視若くは輕視する。かくて文獻上、屢々兩概念は差別なく用ひられ、若くは、コンツェルンをも含めて専らトラストといふ言葉が用ひられてゐるが、法律上の獨立性を保持することは非常に多くの經濟的意義を有する (此事は後述する) から、兩者を概念上嚴密に區別すべきである。

18) Fusion の概念に就ても異説の存することは、例へば Conynon-Banett がその著 "Corporation Procedure" に於て、Fusion を完全合同と不完全合同とを包括する廣義の合同の概念として用ひてゐる。

19) トラストとコンツェルンを斯の如く區別することは、獨逸及び我國の文獻上一般に支持せられる所である。例へば、Hirschstein (Artikel "Konzern" in HwB. d. Bw. Bd. III. Sp. 848), Prion (a. a. O. S. 93) 及び一九三〇年一月三十日の獨逸聯邦財政省の判斷、一九三七年の新株式會社法第十五條の規定等を擧げうる。

此の意味に於けるコンツェルンを一方に於てカルテルと、他方に於てトラストと對比するに、獨占的コンツェルンは、カルテル、トラストと同様に、それは市場に對して彼らの意圖する影響を及ぼすこと若くは市場を支配することを目的とするが、カルテルよりも結合の程度の強きものであり、永續的性質を遙かに多く有する。クルゼが云ふ如く、カルテルは利害の共通性 (Interessengemeinschaft) に基くものであり、コンツェルンは密接なる利害關係 (Interessenverflechtung) に基

くものである。(L. Kruse, Die Konzerngehilfe im Lichte der Pflichtrevision, Z. f. B. Jahrg. 1934, Heft. 1, S. 56) 他方に於て獨占的なる水平的コンツェルンはトラストよりも結合程度の弱きものであり、兎に角、それは、カルテルとトラストとの中間形態と見ることが出来るものである。即ち中西寅雄教授が明確に叙述せられてゐる如く、コンツェルンは、形式的にはその構成員の獨立性を維持する限りに於て、カルテル的性質のものとしてトラストと區別せられ、實質的にはその構成員の獨立性を喪失せる限りに於て、トラスト的性質のものとしてカルテルと區別せられる (『經營經濟學』四六二頁) トラストの概念に關しても様々の見解が對立してゐるのであつて、其の結果として、トラストとコンツェルンとの區別に關しても、上述せる一般の見解とは異なる見解を生じてゐる。

抑々トラストなる名稱を以て呼ばれたる企業結合形態は、米國に於て一八八〇年代の始めに、スタンダード・オイル會社として出現したるものであつて、即ち「本來のトラスト」若くは「議決權信託」と稱せらるゝものが之である。これは同一産業部門の企業を、法律上、從つて表面上獨立を保ちつゝ、財政上管理上全く一つに化したる企業組織形態に結合せんとするものであつて、各個の企業の持分 (株式) の所有者がその持分券 (株券) を受託しその代りに議決權なき所謂信託證書 (Trust-certificate) を受けとるのであつて、受託者はこれによつて議決權を掌握することを得て財政的にのみならず管理的に統一をなしたたのである。此の本來のトラストは、獨占的性質のものであること、及び信任信託といふ關係に於てつながれてゐることを特質として有してゐる。此の二つの特質の孰れか一つのみをトラストの本質として見ることから、先づトラストの概念に關して異説が生じた。

即ち、リーフマンに従へば、トラストに於てはカルテルに於けると同様に、「獨占的傾向」がその本質をなすものであり、トラストは獨占的コンツェルン及び獨占的フジオンである。彼の外に獨占をトラストの主要なる本質なりとするものと (J. Naphali, Saitzew, Leinich, Beckerahl, Hinfarding, Passow 等を擧げることが出来る。然るにヒルビヒによれば、トラストにとつて本質的なものは獨占的性質ではなしに、信託關係である。彼はトラストの本質的特徴は次の如くである

とする。(イ) 從來獨立しをれる企業の結合に基くものであることを特質とするところの一所有共同體 (Besitzgemeinschaft) たること。トラストの組織に於ては、所有權の移轉は何ら行はれないで、たゞ管理及び販賣のために信託的委任が存するのみである。それは出来るだけ良く利用し盡すために所謂受託者 (私人でも法人でもありうる) の手中に利害と資本を總括することを意味する。(ロ) 所有共同體と同時に統一の創造行爲 (Kreativität) に基く新統一體の形成が相提携して行はれる。(ハ) 統一的指揮が、即ち被結合企業の所有主若くは統率者より構成されることの一聯合 (Konsortium) が作られ、その持分に比例して營業政策及び經營執行に參與する。(ニ) 持參せる財産持分に關する處分權は、持參者になほ殘留する。(ホ) カルテル及び利益共同組合に對して、トラストは、一定の時日に限られないで永久的なものとして設立されるといふ點に於て區別される。かくてヒルビヒはトラストの概念を次の如く規定する。即ちトラストは、「共同の目的を到達する目的で一回の創造行爲に基き從來獨立せる各個企業の財政的結合を基とする經濟的有機體」である。然らばヒルビヒはトラストとコンツェルンの區別が何處に存するものと見るかといふに、彼によれば、コンツェルンとは、「一權力地位に基いて從來獨立せる諸企業を總括することによつて若くは編成することによつて連續的に發生した所の財政的基礎の上に設立されたる經濟的有機體である」。(Hilbig, Organisches Denken in der Wirtschaft, 1935, S. 53 ff.)

リーフマン (彼の論述は甚だ不明確なる所は存するが) に於てもヒルビヒに於ても、本來のトラストにトラストの概念を固定してゐるに反して、今日に於ける文獻上の支配的見解は既に述べたる如く、トラストの概念を轉化せる意味に、即ち從來獨立の企業として並存しをりたる幾つかの企業が、法律上の獨立性をも喪失して獨占性質を有する一つの企業單位として化合したる形態として規定する。(例へばメレロヴィッチは「トラストは諸企業の法律的、經濟的獨立性が廢棄されて單一の企業が成立するといふ様にして出來た企業集結である」と定義を下したる後、「企業集結は直接、間接に市場の獨占的支配を追求する」(大塚一朗譯「經營經濟學總論」五八一—五九頁) と述べてゐる。

20) 例へば、Schaffner, Wiedenfald 等の學者が之に屬する。(即ち Schaffner は、コンツェルンをトラストと一致するものと稱

し、Wiedenfald は、トラストをコンツェルンの一種とする。此場合、トラストは、「本來のトラスト」に局限される。リーフマンも、「トラストは獨占的コンツェルンに外ならない」といふことによつて、トラストとコンツェルンの區別を著しくせばめてゐるのみならず、他の所で又「トラストは必ずしも獨占的地位を占めない」といふことによつて、首尾一貫に陥つてゐる。更に若くは「トラストに於てコンツェルンに於けると同一の組織形態が存する」が故に、トラストなる概念を一般に解消する方がよいといふ論據をとるものも存する。

尙、企業結合形態の一つとして文獻上、**限々利益共同組合** (Interessengemeinschaft) があげられる。それは、利益の共同分配の契約を核心とする結合形態であるが、利益共同組合の概念も、人によりて様々に規定せられてゐる。先づリーガーは利益共同組合の概念を最も包括的に規定し、最もルーズな條件協定 (Konvention) から最も強固なるカルテル化に至る迄を若くは合同 (Fusion) の直前に至る迄を、利益共同組合と稱する。その論據とする所は、此ら總ての形成物の特質が、一定クライスを一層密接に互に結合せしむる所のもは、利益の共同性であるといふことに存するといふことである。

(Reger, a. a. O. S. 136)。ヴァルプも亦、利益共同組合の概念が非常に廣く把握され、實際上此の概念のうちに全く弛き申合 (相互に友誼的なる援助に基く企業結合) も並びに一種のトラスト形態を生ずる企業結合も包括されること、即ち「その概念は最も單純なる形態に於ける並存 (Nebenander) から全く強固なる統一化 (Vereinheitlichung) までを包括する」ことを指摘してゐる。かくてヴァルプは「本來の意味」くは「狹義」に於ける利益共同組合と之を區別し、此の「本來の意味」若くは「狹義」に於ける利益共同組合を、所謂小聯合若くは「利益結合」と區別する。彼によれば、「本來の意味」に於ける利益共同組合は、カルテル及び小聯合とトラストと及びコンツェルンとの中間形態であつて、契約上の協定を資本關與、利益の共同分配、及び管理の多かれ少かれ共同的なる規制 (監査役の交換、特別の上位委員會、特別の尖頭會社の設立) によつて、強化せんとするものである。尙、彼は斯る意味に於ける利益共同組合は戰後時代に著しく採用されたが、時日を経ると共に特に利益共同分配に關して著しき利害の背反を生じ、その全盛時代は既に去り、今日それ

はたゞ完全合同への前階段として問題になるものと稱してよいと述べてゐる。(Walb, a.o. S. 18) (戦後時代に一時的によく採用された理由として、プリオンは特にフジオンの方法が費用を多く要したことをあげてゐる(Prion a. o. S. 93)。利益共同組合の概念は更に他の論者によつて、獨立の企業間に利益分配協定が存する總ての場合を指稱するものと規定せられてゐる。然るに利益分配協定は、様々の企業結合の結合手段たりうるものである。即ち最も弱き程度のものでしては單に利益分配の協定が行はれてゐるにとゞまり、基礎資本の點、管理の點に於て夫々何らの關係を有することなく、たゞ資本危険相殺の目的のみを以て利益分配協定を締結してゐるにとゞまるものがあり、更に進んでは、基礎資本及び管理の點に於てはなほ獨立性を有するも、獨占の目的を帯びて形成されるもの即ちカルテルとしての利益共同組合、即ち所謂利益分配カルテルが存する(リーフマンは、利益分配協定にして「その産業全體を包括し、當該産業に於ける獨占的地位の確保を目的とするものは、利益分配カルテルとなるのであると述べてゐる。」竹内謙二解説「リーフマン企業組織論」二四三―四頁参照)。基礎資本及び管理の點に於て獨立性が失はれたる利益共同組合は、コンツェルンに外ならない。即ち次に述ぶる如く、利益分配協定は、コンツェルン形成の一手段である。更にそれは、複合コンツェルンの形成の一手段でもありうる。

コンツェルンの諸形態 コンツェルンに於て様々の觀點から幾つかの類型を分つことが出来る。先づ水平的コンツェルンと垂直的コンツェルンとを、及び此の二つのものの混合形態としてのT型コンツェルン及び更にそれの複合せるコンツェルンを區別しうる外に、第二に、財務經濟的に指向せるコンツェルン (finanzwirtschaftlich orientierte Konzerne) 即ちコンツェルンの銀行若しくは中央財政部或は中央管理部によつて、所屬コンツェルン經營の金融の管理が行はれるものと、生産經濟的に指向せるコンツェルン (Produktionswirtschaftlich orientierte Konzerne) 即ち統一的管理を財政管理のみならず生産過程に擴延し、當該コンツェルン全體に於ける合理的觀

點の下に異なる生産段階、異なる製品の調整、均一化、分業的規制を行ふものと、及び販賣指向的コンツェルン (Absatzorientierte Konzerne) 即ち財政及び生産過程の統一的管理と共に販賣にも管理を擴延してゐるものとを分つことが出来る。但し全く非組織的に構成せられ且つごつちやませにせられてゐるコンツェルンも存する。併し就中コンツェルンにとつて、財政的統一管理の存することが特に重要であつて、コンツェルンは、往々財政的トラスト、財政的フジオン若しくは財政的經營共同體、財政的管理共同體とも稱せらるゝことがある。

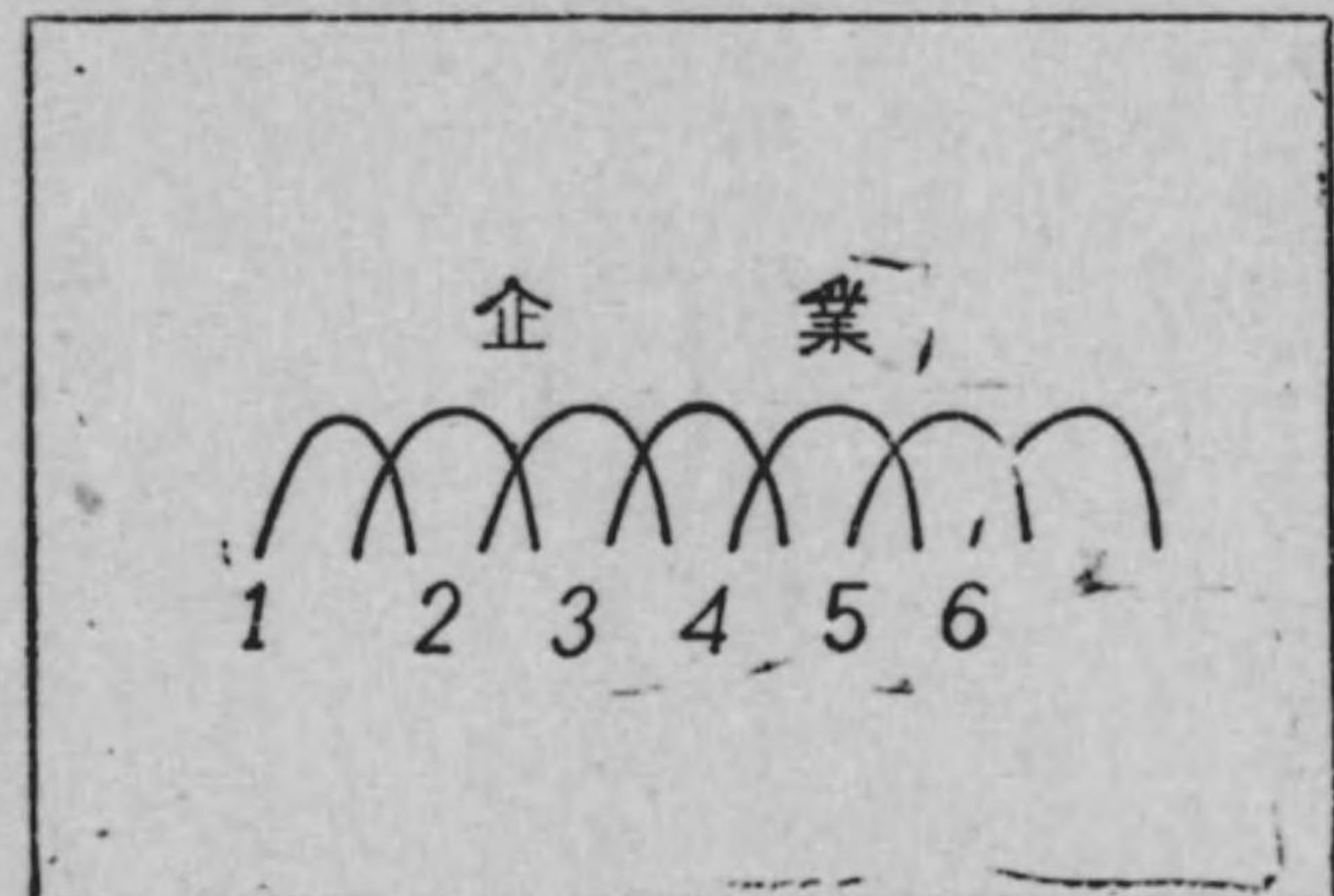
第三に、内國コンツェルンと國際コンツェルンとを分つことが出来る。國際コンツェルンは、獨占的發展過程上の必然物として出現したる外、外國に於て法律上獨立せる生産企業若しくは購入販賣企業を設立若しくは併合する方を經濟的に合理的ならしめる所の若しくは之を強制するところの法律上、政治上、並びに經濟上(特に關稅其他の稅制)の事情にも基いてゐる。

第四に、最も重要な種別であるが、資本上並びに管理上のつながりあひが對等的、同格的である場合と、支配的、從屬的である場合とを區別することが出来る。

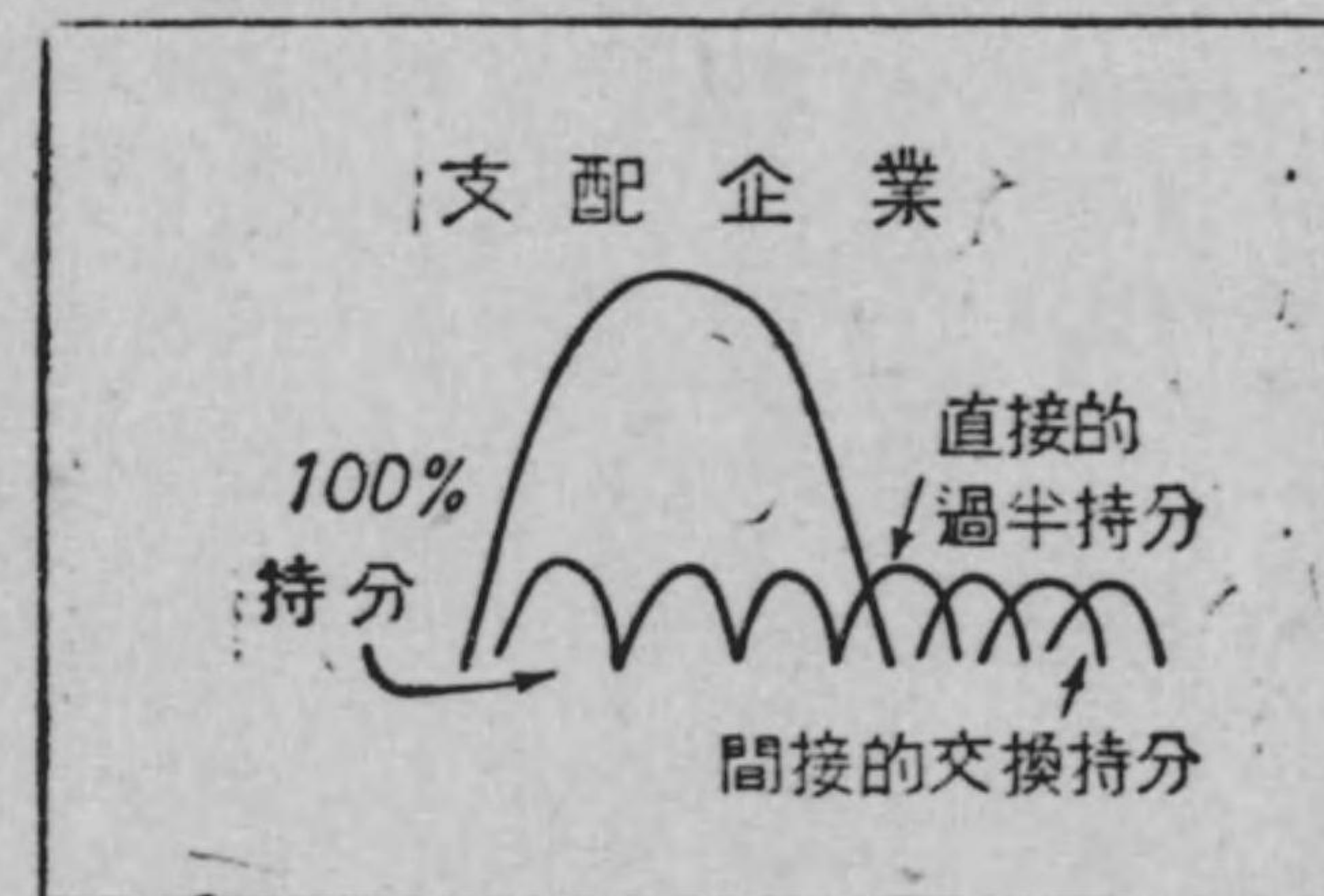
然も資本上のつながりあひの手段としては、(1)株式交換による相互的參加(各企業の同盟的並立―民主的原則を以て構成さるゝコンツェルン)、(2)株式若しくは持分(例へば有限)の所有による一方的參加(支配―君主的原则を以て構成さるゝコンツェルン)、(3)支配會社と從屬會社との間の中間機構としての所有會社 (Haltegesellschaft) 若しくは財政會社 (Finanzierungsgesellschaft) の設立、(4)覆蓋會社 (Dachgesellschaft) としてのトラスト若しくは持株會社 (Holding Company) によるコンツェルン等があり、管理のつながりあひの手段として

は、(1)取締役、監査役の派遣若しくは相互的交換、(2)管理共同委員若しくは管理會社の設置設立(管理會社を有するコンツェルン)、(3)支配企業の最高管理部に於て、當該コンツェルン全體の統一的な管理が行はるゝ仕組、等がある。資本のつながりあひが對等的である場合には、管理のつながりあひも對等的であり、資本のつな

民主的の原則を以て構成さるゝコンツェルン

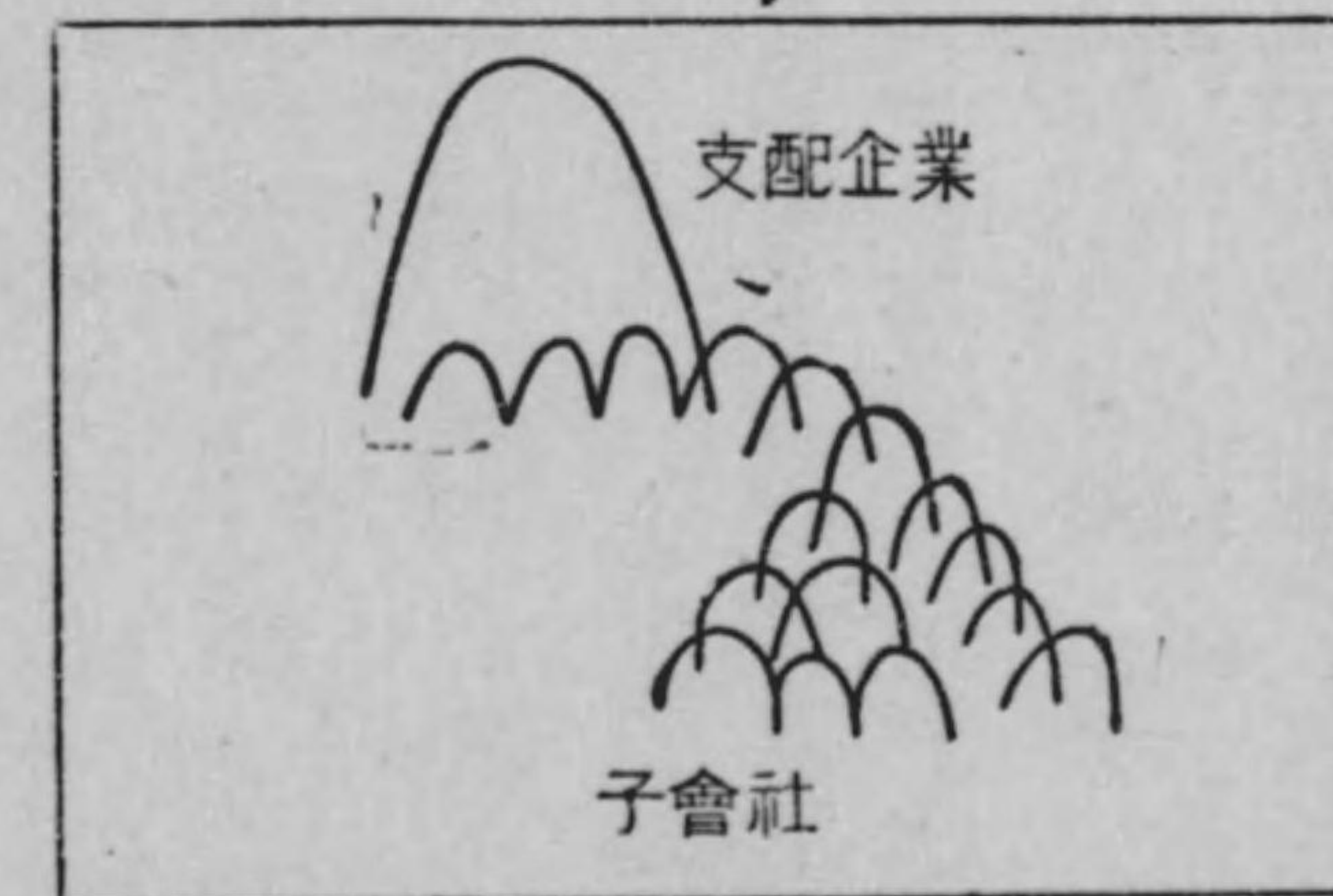


君主的の原則と咬嚼的の支配を以て構成さるゝコンツェルン



※支配的の参加と相互的の参加との組合せであり、子會社の幾つかのものが他の企業と相互的の参加を行つてゐるために、間接的の支配が行はれることになる。

君主的の原則と教會制度的の構成をもてるコンツェルン

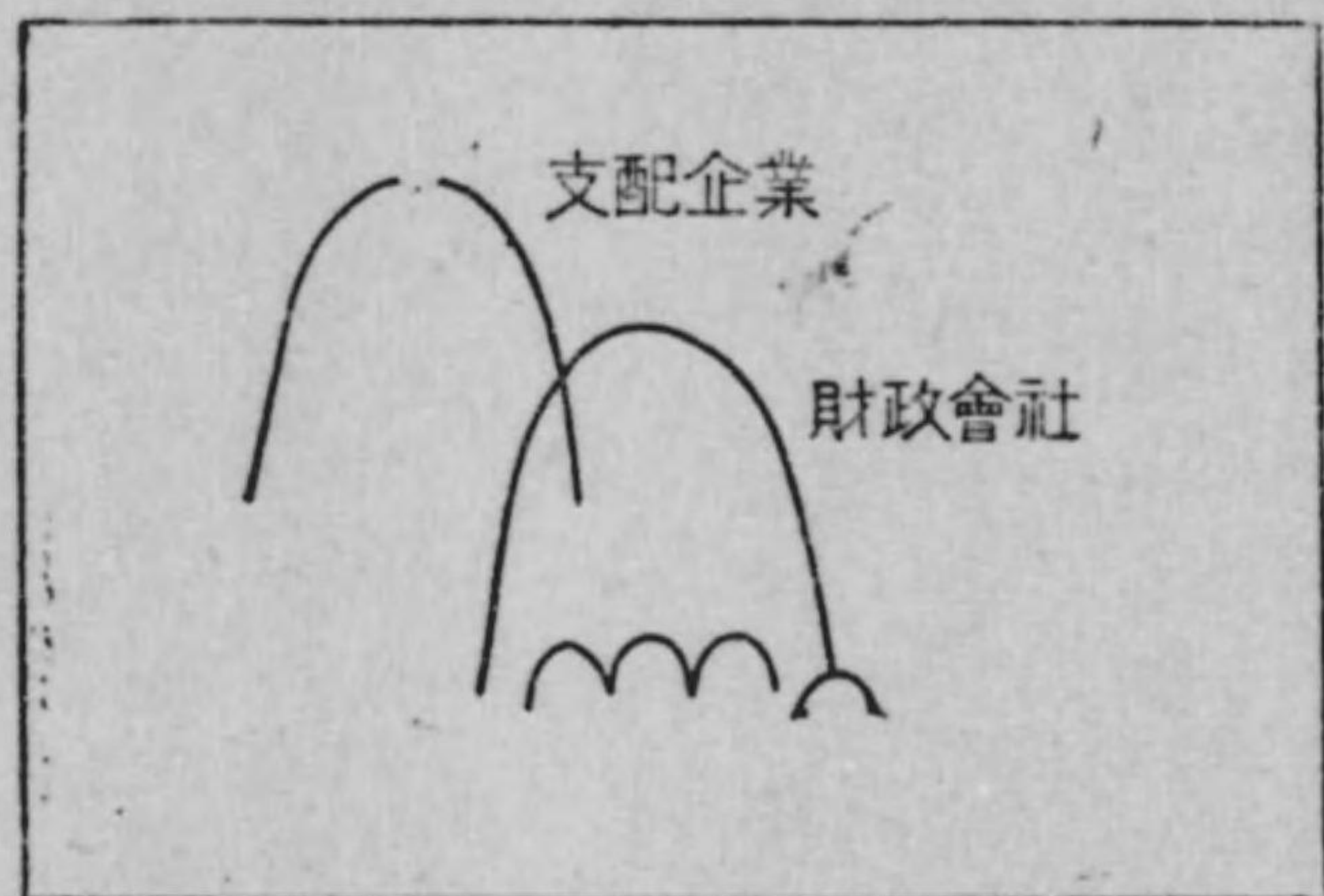


子會社は、更に幾つかの從屬會社を有する支配會社をなしてゐる。

がらあひが君主的である場合には、管理のつながりあひも君主的である。併し此の外に管理的支配若しくは管理的つながりあひが極めて強固である場合には、(1)單純なる利益共同分配協定(利益共同組合 Interessengemeinschaft)によつて、(2)貸付金許與による一方的の参加によつて、(3)全部の若しくは最も重要な部分の設備を長期的に賃借することによつて (賃借共同體 Pachtungsgemeinschaft—これは他面より見れば管理の委託であ

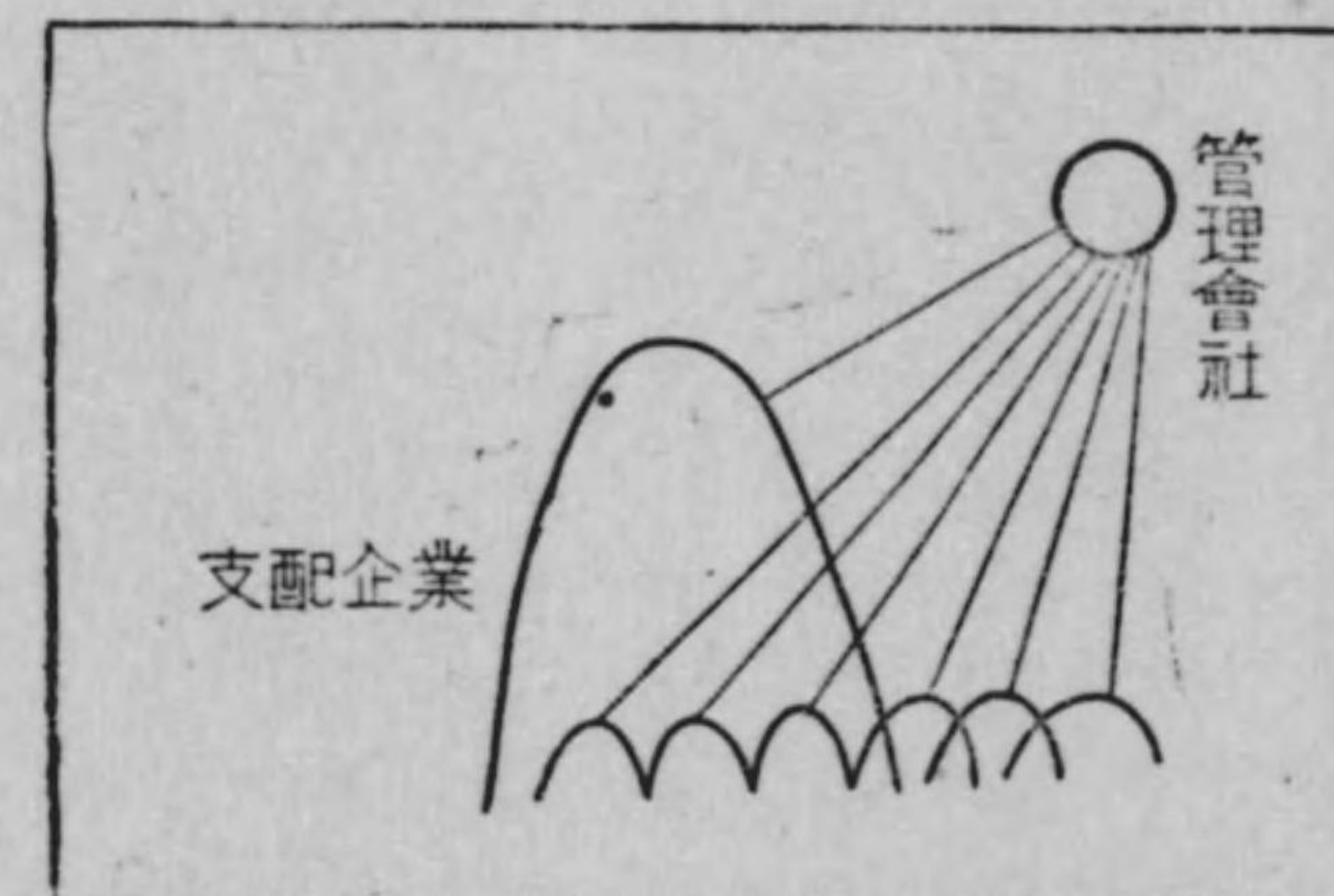
る)、(4)設備の共同所有・共同利用によつて(經營共同體 Betriebsgemeinschaft)、(5)共同販賣組織によつて(販賣共同體 Vertriebsgemeinschaft)によつて、更に(5)専ら管理共同體(Verwaltungsgemeinschaft)を作ることによつても、實質的にコンツェルンを作りうる。支配企業は從屬企業の管理のみを行ふにとどまつてゐる場合(覆蓋會社)もあり、管理の外に從屬の企業と同様の業務を営むこともある(残りの總ての場合。尙、覆蓋會社)

中間機關としての所有會社若しくは財政會社の下に教會制度的の構成をもてるコンツェルン



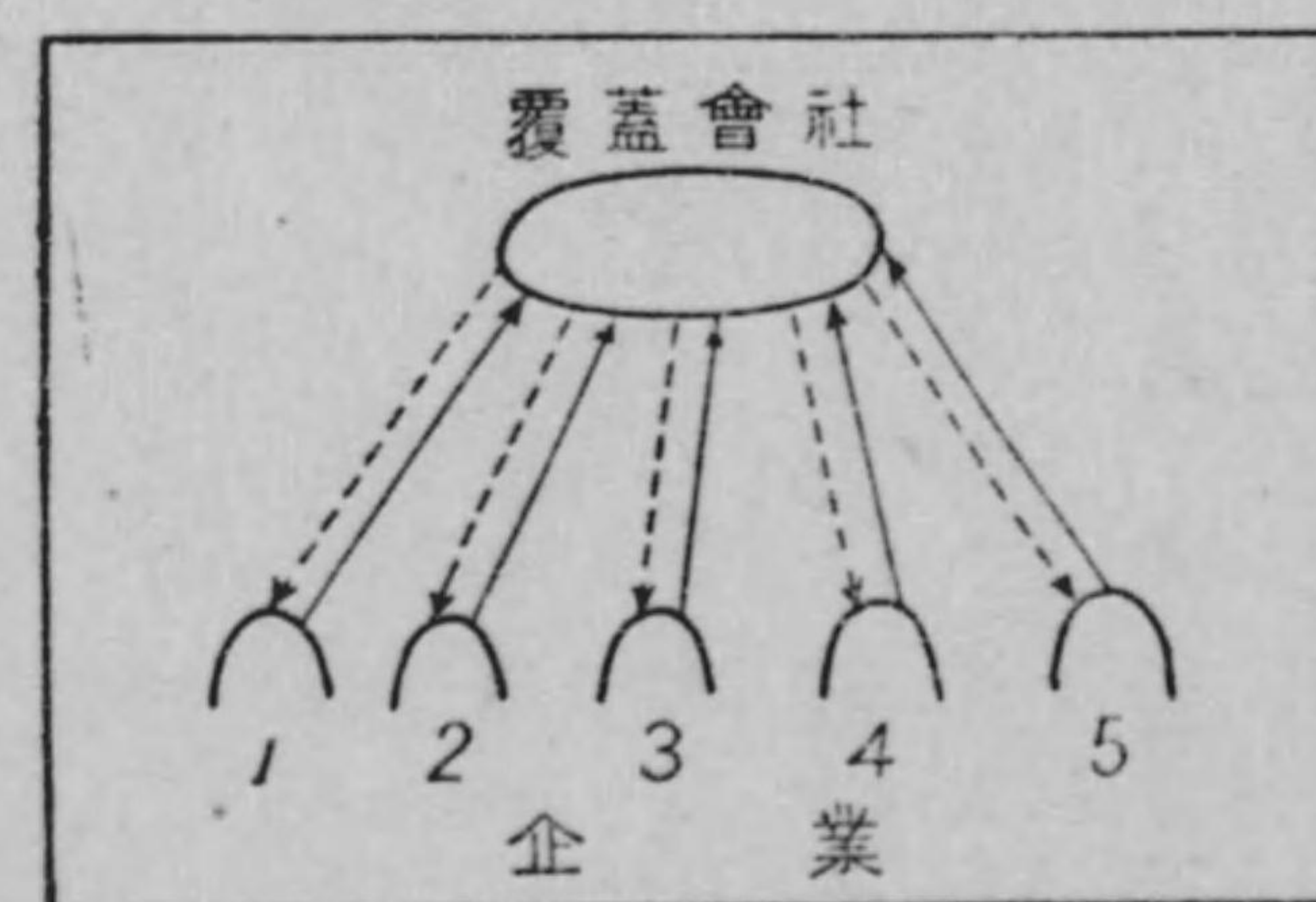
※此のコンツェルンに於ては、支配企業自身も生産經營であつて、コンツェルンを構成するために、特に財政機關を創設せるものである。電氣事業及び人絹工業に於て特にとられてゐる。

管理會社を有するコンツェルン



※支配會社は、その所有權を管理會社に歸し著くは自ら保持しうる。

覆蓋會社によるコンツェルン



從屬企業は、生産經營でも販賣經營でもありうる。

21) 君主的のコンツェルンには、更に、(1)單純なる形態のものと、(2)咬嚼的の支配を伴ふものと、(3)教會制度的の基礎の上に立つものがある。第三の形態のものに於ては、所謂ピラミッド型が作られる。

特に注目を必要とするは、議決權信託(ストラ)によるコンツェルン、及び就中、持株會社によるコンツェルンである。トラストコンツェルンに於ては、各種の企業は、その株式を少數の管理者の團體に若くは覆蓋會社に委託會社に委託し、その代りに議決權なき有價證券(議決權信託證書)を受けとる。而してこれが本來のトラストである。他の種のコンツェルンとは反對に、トラストコンツェルンは、株券の集中によつて成立する。従つて、屢々「持分」[Beteiligungen]なる項目にて抽象的に表示さるゝにすぎぬといへ、上位會社の貸借對照表に於て、コンツェルンの全財産が表示さるゝこととなる。²²⁾

²²⁾ Kruse, a. a. O.

持株會社は、コンツェルンの形成にとつて最も合目的なる連結形態である。持株會社の概念に就ても様々の説が存するが、著者の見解によれば、非獨占的若くは獨占的コンツェルン形成上の特別の機關であつて、支配企業そのものとして若くは支配企業の別動機關として、從屬企業の株式を支配目的のために所有し、財政的管理的統轄を統一的に確保保全する機構を具ふるものである。従つて持株會社は、支配企業そのものとしても、支配企業とは別個の存在物としても存在し、然も後者の場合、支配企業と從屬企業との中間在物としても、上位統轄物としても存在する(上述せる第²³⁾四、第五)。從屬會社が更に從屬會社を有し、かくして持株會社の下に更に持株會社が存在することがあり、此場合、下位の持株會社(即ち從屬會社として、更に從屬會社を有する持株會社)は中間持株會社(Intermediate holding company)と稱せられる。又、純粹の所有・支配會社を純粹持株會社(Pure holding company)と稱し、所謂事業と支配を併せて行ふ持株會社を親持株會社若くは親事業會社(Parent company or Parent operating company)

と特稱するものがある。²³⁾ 持株會社の本質は、證券代位(Effektensubstitution)といふことに存する。此處に證券代位とは持株會社が自己の株式及び社債の發行によつて一般投資家より糾集したる資金を以て、從屬會社の株式を取得すること、即ち證券の置換を意味する。²⁴⁾

²³⁾ Bonbright and Means, 西野嘉一郎氏著「近代株式會社論」四八頁以下参照。

²⁴⁾ Liehmann, Effektensubstitution, Z. f. B. 1931 Jahrg. S. 489, ff.

トラストの形態 トラストも、コンツェルンに於けると同様に、單純結合形態(單純トラスト)でも複合結合形態(複合トラスト)でもありうる。トラストは、カルテルと同様に獨占的なものであるから、云ふ迄もなく同一種の産業部門に於てのみ形成さるゝものであり、従つて水平的結合であつて、此點に於てコンツェルン、^(及び利益)共同組合)と異なる所を有する。

フジオン及びトラストの企業形態は個人企業でも合名會社でも有限會社の形態でもありうるが、資本の調達の容易なること、及び合同せられたる各個經營の多くは既に株式會社の形態をとつてゐること等の理由で、株式會社の形態をとるものが絶對多數である。^(殊にトラストは總て株式會社形態であるといひえよう)

複合的企業形態の發展に於ける法則性 複合的企業形態の發展には様々の動因が作用し來たつたのであるが、併し就中最も根本的な動因は、企業の利潤追求要求であり収益性改善への努力(特に世界大戰後に於ける獨逸及び一九二九年の恐慌後に於ける世界各國に於ける必死的な苦難克服の努力)である。企業の原價原則、収益性原則に立脚せる經營規模の擴大、經營の合成(第三節参照)従つて固定資本需要の壓倒的増加は、一方に於て資本危險の増

大に基き自由競争を排除して獨占への發展を促し、他方に於て最も容易に且有利に、資本節約的に事業を運営し支配する可能性を利用しつくすことにすゝみ、かくて、弱き企業結合から漸次に強き結合に轉化し、然も更に結合の強さを弱めることなしに、水平的な合同から垂直的な合同に、更に複合的合同に發展せんとして、又、資本危険の分散と制限の有利を利用せんとして、今日見るが如きコンツェルンの著しき發展を遂ぐるに至つたものである。尤も、持株會社の如きコンツェルン形態の發生の直接の動機は、アンチトラスト法に對する抜け道をつくることにあつたが、斯の如き法律的理由は、今日に於けるが如きコンツェルンの發展に對する動因としては、極めて微々たるものであつたと見なければならぬ。

今日、トラスト・コンツェルンの形成によつて産業の所謂寡頭支配が、益々著しく實現されつゝあるのであるが、然も持分参加及び利益分配協定其他既に述べたる如き諸手段の外に、他の諸手段をも藉つて事業の聯繫、事業の支配が行はれるのであつて、支配の網、聯繫の網は全く縦横に様々に張りめぐらされてゐるのである。殊に、トラスト・コンツェルンを形成することなしに、高級カルテルを形成し、その支配權を掌握することによつても、此の寡頭支配は實現する。勿論、前の場合に比して弱體なものであるが、併しその代りに、一層廣範圍なものでありうる。

斯の如き産業界に於ける少數者獨裁は一般大衆の利害を、産業上の弱者の利害を容易に侵害しうべきであり、斯くて又、國家の産業統制の必要が擡頭し、複合的企業形態の發展に對して一方に於て抑制が他方に於て合目的な助成が行はれる。

25) 資本主義的な巨大企業が無數に存在する米國に於て、合同に對して常に統制抑壓が試みられきたつたこと、最近の年に於ては、持株會社に對しても此の抑壓が行なはれつゝあることは、此事に對する顯著なる例證である。

第四款 結 言

さて以上述べたる所は、各企業形態並びに、各複合的企業形態(及び獨占的聯合)の本質を明らかならしめ、且、その發展趨勢に就て一言したるにとどまるのであつて、各形態の適格性、特に資本經濟及び勞働經濟の觀點より見たるその長所、短所等の考察に就ては、すべて之を本書の後の場所及び他の場所に保留する。

第三節 經營の概念、種類並びに其の形態

第一款 經營の概念

經營の概念は、日常の慣用概念として、先づ第一に、企業の經營とか學校の經營とかいふやうに、或は又、休業後の經營、再開始といふやうに、行動概念として即ち經營すること、(Betreiben, Betriebsmachen)といふ意味をもつ。行動概念として指定することは、學問上、特に社會學上、(從つて經營社會學上)併し又經營經濟學上(純粹に經濟的に)も認められる。然も其場合、行動としての經營は、「經營統率者の活動」といふ意味にも、或は廣く、一活動の目的意識的なる、組織的なる執行といふ意味にも、若くは豫め行ひたる準備を基礎として一定の規制の下に繰返へざるゝ活動といふ意味にも、「人間の組織的繼續的協働」といふ意味にも用ひられる。

- 1) 一般の慣用語として經營の概念が就中行動を意味し、之を組織的單位として把握することは、寧ろ轉化せる意味に於てである (Töndury, a. a. O. S. 70) ことは、獨逸及び我國に於てのみならず、伊太利の Azienda なる語も、語の意味上、以前に官房學者によつて使用されたる「行動」(Handlung) なる語に合致するものであることより明らかである。併しそれは「行動」なる語よりも遙かに著しく組織的單位の一思想を含むものである。
- 2) 例へばマックス・ヴェーバーは、社會學的基礎概念としての經營を『一定種類の總ての繼續的目的活動』として指定する。經營の反對は變轉的な技術的に非繼續的な活動である (Max Weber, Soziologische Grundbegriffe in G. d. S. III)。フリークスは一層詳細に經營の概念を取扱ひ、然も之を社會學的經驗對象として一層狭く指定し、「人間の多數が一目的手段組織 (Zweckmitelssystem) によつて協働する所の社會單位」のみを、「空間的に拘束せられたる、時間的に規整されたる、技術的設備を備へつけられたる人間の共働であつて、特殊の社會的關係、社會的過程及び關係形成體 (Beziehungsgebilde) がそれから發生するが如きもの」を經營として指定する。かくて彼に於ては、自給自足的個別經濟及び一人經營 (Alleinbetrieb) は、社會學的考察から、社會學的經營概念から除外せられる。シュミット・フリードレンダーは、『社會的意味に於ける經營とは、一定の空間に於て、一定の時に、一定の物的手段を以て行はれる人間の協働であつて、社會關係及び社會過程を伴ふものである。即ち人間を互に結束し (Integrieren) 且互に解きはなす (Differenzieren) 行動である』と述べてゐる (Der Betrieb als soziologisches Erkenntnisobjekt, Z. f. B. Jahrg. 1932, Heft 10, S. 611)。テンドウリーも、社會的概念としての經營は、『固定的設備によつて確保されたる必然聯繫なる組織的手段による一定の結果の繼續的達成の目的を以てする、統一的意思の下に於ける行動の永續的總括である』となす (Töndury, Einzelwirtschaft, Betrieb und Unternehmung, S. Z. B. 41 Jahrg. S. 230)
- 3) 例へばライトナーは、『經營は繼續的經濟活動の總體』であると述べてゐる (Wirtschaftslehre der Unternehmung, S. 23) 之に對して行動概念としての經營を Wirtschaften, Betriebsführung (Management) と稱し、經營 (Betrieb)

の概念を一つの組織體として若くは一つの準備されたる設備として指定することが日常の言語慣用上にも學問上にも認められる。然も第一に、「仕事場」「作業場」(Werstatt) といふ意味に狭く規定する慣用並びに専門學者の概念規定が見受けられる。然も此の場合「仕事場」としての經營を純粹に技術的に解せんとする見解が見られる。従來獨逸の國民經濟學者は經營の概念を規定することが少ないのであるが、例へばゾムバルト³⁾、アモン⁴⁾、シユタイニッチェル⁵⁾、フォン・ゴットル⁶⁾等の論述に於て經營を個別經濟に於ける技術的なもの若くは装置とする見解を見る。

- 3) Sonnhart, Der Moderne Kapitalismus, I. Aufl. Bd. I, S. 5 f. 中西寅雄教授「經營經濟學」八〇頁以下。ゾムバルトは、該書の第二版 (S. 12) に於ては、經營の概念を作業經營と經濟經營 (Wirtschaftsbetrieb) との上位概念なりとなすに至つた。彼に於て、此の上位概念としての經營は、作業行為たると經濟行為たるを問はず、『繼續的な行為の爲の仕組である』。
- 4) Anon, Grundzüge der Volkswirtschaftslehre, S. 46 ff. 中西寅雄教授「經營經濟學」八三頁以下
- 5) Steinizer, Haushalt, Betrieb, Unternehmung, Grundriss der Sozialökonomik, W. Abt., I. Teil, 1925, S. 123. 彼は、『經營は常に技術的單位である。その技術的任務の大き若くは困難の如何に従ひ小さきものであれ、範圍廣きものであれ、單純であれ複雑であれ』と述べてゐる。
- 6) v. Gottl, Wirtschaft und Technik, Grundriss der Sozialökonomik, II. Abt., S. 233. 彼は、經營を、『一度きりに行はれる準備を基とする技術的過程の永續的實行』といふ意味にのみ定義する。

經營經濟學者(若くは所謂私經濟學者)に於ても、リーガー⁷⁾、ゾエルハイム⁸⁾、アッラー⁹⁾、メレロヴィッチ¹⁰⁾、ヘラワー¹¹⁾、ホフマン等は此の見解である。

- 7) リーガーによれば、經營は具體的形態であり、企業にとつて技術的基礎にすぎぬものである。即ち企業とは、經營が利益追求なる企業の指導的思想 (leitende Idee) を以て包括せられてゐるものである (a. a. O. S. 40) 尙、詳細は、拙著「會計學の基礎的諸問題」参照。
- 8) ソエルハイムに於ては、個別經濟が技術的關係に於て考察される時經營と稱せられる (Zur Methodologie und Systematik der Einzelwirtschaftslehre, Archiv d. F. u. L. Jahrg. 1927)
- 9) アウラーによれば「經營に於ては工藝的方面が前面に立つ。それは統一的生産場所に關する。經營は企業の一主要部分である。企業は經營によつて活動する。」 (Allgemeine kaufmännische Betriebswirtschaft in Handbuch des deutschen Kaufmanns, S. 315)
- 10) K. Mellerowicz, Allgemeine Betriebswirtschaftslehre der Unternehmung I. Aufl.: S. 5ff. (佐々木吉郎教授「經營概念に就ての一考察」(經營經濟研究第五冊) 九七頁以下参照) 但し第二版に於ては、經營に多くの種類を認め、經營經濟學に於て對象となるものはたとへば經濟經營のみであるといふ理由の下に、經營を經濟經營と同義語と見る。
- 11) ハラワーも、經營を企業が其の目的を達成せんと努める手段として、先づ第一に技術的な概念として見る。(Satz, Betrieb und Unternehmung, Z. f. B. Jahrg. 1934, S. 353)
- 12) ホフマンは「經營は企業の物的基礎である」「企業は上位概念で經營は下位概念である」と主張する。(Wirtschaftslehre der kaufmännischen Unternehmung, S. 16. 向井梅次教授譯「ホフマン經營學」一頁以下)。

學問的立場に於て、一つの組織體若くは設備としての經營の概念を斯く純粹に技術的に自然科学的範疇として把握することは、主張者の學問的立場と極めて密接なる重大なる關係に立つてゐる。即ち此の見解に立つ學者の殆んど總て (リーガー、アウラー) は、經營を技術的範疇と見る當然の結果として經營を研究對象とすることを拒否

し、企業を以てその研究對象たるべきものとする。經營は營利的目的のためにも用ひられべき手段である。

「作業場」としての經營は之を純粹に技術的のみに考察しうる外に、尙、中西寅雄教授が明確に述べらるゝ如く所謂經濟技術的範疇としても指定せられうる。¹³⁾ 經濟技術的に然も、狹義の生産(即ち製造)の意味に用ひることは、文獻上相當行き互つてゐる。¹⁴⁾

- 13) 中西寅雄教授「經營費用論」六頁以下
- 14) 例へば「主要簿記」(Hauptbuchhaltung)に對する「經營簿記」(Betriebsbuchhaltung)、「販賣間接費」(Handlungskosten)に對する「經營間接費」(Betriebsunkosten)なる言葉、總利益 (Gesamtgewinn)に對する經營利益 (Betriebsgewinn)なる言葉の如きも、製造過程に若くは作業活動にのみ關聯せる言葉である。

經營の概念を、經濟的なものでも技術的なものでも、社會的なものでもありうる所の一つの機構一つの組織體であるとなす見解は、テンドウリー、シェーンプフルク、プリオン等によつて、最も徹底的に主張せられてゐる。テンドウリーは經營の概念指定を社會學の領域に求めん (若くは社會學的に指定せん) とするものであるが、社會學的に指定せられたる意味に於ける經營は、純粹に形式的に把握さるべきであるといふ見解をとり、「經營は技術的單位でも經濟的單位でも政治的單位でも其他の單位でもないが、技術的單位、經濟的單位若くは他の種類の單位は事情に従ひ、經營の形態をとりうる」とする。¹⁷⁾

シェーンプフルクも亦、テンドウリーの此の見解を基として、經營の概念を指定し、「經營」とは、「封鎖性」(Geschlossenheit)「繼續性」(Dauer)「必然的聯繫性」(Zwangsläufigkeit)なる特質を有する社會的形成體で

あるとなす。「封鎖的社會的形成體としての經營は、同一態様にて反覆する目的を時間的に限られずに反覆遂行するために、統一的組織計畫に基いて作られ、且前以て行はれたる一定の物的準備を基礎とする・永續的組織である」。而して云ふ。總ての社會的形成體は、經營なる形態をとるものではなく、經營形態なき社會的形成體の存在が可能である。經濟的組織體は經營なる形態を有しうる、一經營は經濟的に組織せられうる。¹⁸⁾

プリオンは、ベトライベン (Betreiben) なる語からベトリープ (Betrieb) なる語が生じたことを基として、先づ經營の概念を、遊戯、運動、社交、家政、經濟等の「一活動の目的意識的な計畫的組織體」として、把握する。然も經濟の經營とは、「人間による經濟活動の計畫的組織體」であつて、此場合、經營の標徴は、(1) 任務即ち製造さるべき財貨、(2) 人間、(3) 組織 (「經營の活動の經過の合目的なる形式」「果たさるべき」) (4) 經濟性 (出來るべき費用を以て生活維持のために) の四つである。¹⁹⁾

17) Töndury, Einzelwirtschaft, Betrieb und Unternehmung, S. 232 尙、彼は研究の對象としての經營概念に於て組織的單位としての思考が本質的であると述べてゐる (Wesen und Aufgabe……, S. 70)

18) Schönflug, a. a. O. S. 104ff.

19) Prion, a. a. O. S. 23ff.

此の見解は上述の如くゾムバルトが「輓近資本主義」の第二版以來とる所であつて、此らの經營學者によつて更に徹底せられたものである。

尙、シェーンプフルクは、經濟的組織體としての經營を「經營經濟」と稱し、プリオンは又「經濟經營」(Wirtschaftsbetrieb) と稱する。此の外に、同様に技術的意義に於ける經營と明確に區別するために、前者を「經濟的經營」(Wirts-

chaftliche Betrieb) 後者を「技術的經營」(Technische Betrieb) と云ふものがある。

更に經營の概念を専ら經濟的組織體としてのみ把握せんとする見解が存する。然も此際經營の概念を經營經濟學の認識對象として規定せんとする論者は獨逸及び我國に於て多數である。此らの論者は經營を技術上の組織體として解することを拒否し、經營は經濟的組織體であると主張する。²⁰⁾ ところで此らの論者及び前述せる如く經營なる言葉の代りに特に「經營經濟」若しくは「經濟的經營」なる言葉を使用する學者に於ても、然らば經營(經營經濟、經濟的經營)は、如何なる本質を有する經濟的組織體であるかといふ問題に立ち至つて、非常に様々の説を生じてゐる。例へば、經營の概念を個別經濟なる概念と同一視するもの、徒つて家庭經濟の如き消費經濟をも經營の概念に含ませるもの(例へばゲルドマッヘル、²¹⁾ イザーク、²²⁾ ザイフェルト、²³⁾ ニックリッシュ、²⁴⁾ もあれば、消費經濟を除外して、經營の概念を生産經濟なる概念と同一視するもの(例へばパーベ、²⁵⁾ クラインヴェヒター、²⁶⁾ ルトライン)²⁷⁾ もあり、更に、収益的生産經濟なりとするもの(リット)及び企業概念と、差別なく使用するもの(例へばシ)がある。確かに、假りに經營を經濟科學の一つとしての經營經濟學の認識對象として規定せんとし、經營は斯の如きものとして如何なるものでありうるか若くはあるべきかを問ふ場合には、經營は經濟的組織體であつて他のものではありえないことは自明のことであるが、それは、經營概念は斯學の認識對象でなければならぬといふ絶對的要請を基とするものではない(此の假定なくしては、絶對に、經營の概念の「斯の如きもの」)。

20) 斯る論者にして、我々の學の名稱は經營學でなしに經營經濟學、經濟的經營學でなければならぬといふ者があるとすれば、正當にライトナーが云ふ如く、經營經濟學(經濟的經營學)と云ふは、同意語の反覆であつて、經營が既に經濟的な

概念として把握せられる以上、たゞ經營學が存するのみと云はねばならぬ。

- 21) ゲルトマッヘルは、經營は決して技術的形成物ではなく一經濟的有機體である (Grundbegriffe und systematischer Grundsatz des betrieblichen Rechnungswesens, Z. f. Hw. F. 1929 Jahrg. S. 1) と述べ、且、『經營とはたゞゆる給付創出の計畫的組織である』と述べ、之を創造經濟的經營と消費經濟的經營とに分つてゐる。
- 22) イザークによれば、經營とは、消費經濟たると營利經濟 (Erwerbswirtschaft) たるとに拘らず、自らに於てまゝたりたる總ての經濟的單位である。(Die Entwicklung der wissenschaftlichen Betriebswirtschaftslehre in Deutschland seit 1898, S. 17)
- 23) ザイフェルトによれば、『經營は個別經濟である。彼に置かれたる任務の領域内で欲望充足に参加する所の、一全的な經濟的活動にて充たされたる目的形成體である』(Begriff und Aufgaben der Betriebswirtschaftslehre, Zf. Hw. u. Hfg. 1925 Jahrg. Heft 3)
- 24) ニックリツシニに於ては、既に述べたる如き理由 (本書二三頁) に基き、『價值』を生産する所の個別經濟のみならず、家庭經濟も經營である。
- 25) パーペ (Pape) とクラインヴェヒター (Kleinwachter) は、『一經濟に於ける生産の目的を以てする生産的諸力の合一』のみを經營と稱する。ヘルトラインは、既に本書に於て彼の見解として述べたる如き理由 (二八頁) によつて、此の見解を支持する (Herthn. a. a. O. S. 8)
- 26) B. Dietrich, Betriebswissenschaft, S. 79—80 (佐々木吉郎教授「經營概念に就ての一考察」經營經濟研究第五冊八七頁参照) 經營經濟學者以外のものに於ても、例へばハンス・ハッパ (W. Hasbach) の如く、經營即ち營利經濟 (収益的生產經濟) となりとなすものが存する (Jahrbuch f. Gesetzgebung, Verwaltung, u. Volkswirtschaft, 1902, S. 1015, Passow. a. a. O. S. 11)。
獨逸の法規のうちにも、此の見解をとるものととらざるものとが存する。
- 27) Schmidt, Die organische Tageswertbilanz, S. 355. 従つて彼の經營概念は、彼の企業の本質の規定から同時に明らかに

ると推知しうる。彼に於て企業とは、消費經濟に對立するものであり、『市場から價值をとり來たつて、加工、運送、若く貯藏によつて價值を高めたる後、再び市場へ變化せざる若くは變化せる形態にて交付する獨立的有機體である』。

更に、經營の概念を包括的に、一般に經濟目的のための組織として、總ての經濟的共同體として措定する者として、パツソー、²⁸⁾ マールベルク、²⁹⁾ シュマーレンバッハ、³⁰⁾ ヘニッヒ、³¹⁾ 等を擧げうる。

- 28) パツソーによれば、經濟科學的術語としての經營は、『永續をめあてとせる經濟的活動の一包括概念、一統一的合成體である』。即ち彼に於ては、經濟的活動、合成體、統一性 (統一的指揮、有機的單位、統一的目的) が其の特質として重視せられる (Passow. a. a. O. S. 1ff.)
- 29) マールベルクは、經營を「所希の經營目的を達成するために理性的なる合理的なる態様にて經營される」所の總ての組織 (Einrichtungen und Veranstaltungen) と規定する (a. a. O. S. 4)
- 30) シュマーレンバッハは、經營の問題の取扱に關聯して、經營なる語を、「經濟的目的達成のために物的に且人的に結合されたる共同體」として用ひる。『此の共同體の縛帯は強くも固くもありうる。それは、公的若く私的種類の上位の意思を、自由なる結合を若くは其他の種類の結束を基としうる。我々にとつて、相當規模の經營の一人の職長に從屬する作業所も、一企業に結合されたる多數の作業所も、更に一コンツェルンに結合されたる多數の企業も同様に經營である。企業は經營のうちにて單に結束の一つの特別の種類をなすものである。従つて經營は、數個の企業を、一企業のみを、又企業の一部を形成しうる』(Schmalenbach, Selbstkostenrechnung und Preispolitik, S. 258)
- 31) ヘニッヒも之と類似の見解を吐露する。『經營經濟學の意味に於ける經營は、企業と家政、更に企業の結合 (コンツェルン、カルテル等) 家政の結合 (公的、私的、並びに公私) 及び企業と家政との結合である。企業及び家政の一部分も經營と稱せられうる。更に、その繼續が不確定であるといふことも經營の本質に屬しない。寧ろ本來繼續が限られてゐる組

織も、例へば展覽會及び會議も經營と見らるべきである。従つて經營經濟的研究の目的にて何とかの態様で限界づけられたるある繼續期間の組織は經營經濟學の意味に於ける一經營であることなる』(Betriebswirtschaftliche Organisationslehre, S. 1)

即ち此の見解に立つものうちに於ても、繼續期間の點に關して、更に二説に分たれてゐるを見る。

次に企業の概念と經營の概念との間の關係に關しては、兩者の概念に就て様々の見解が存する必然的結果として、同様に様々の見解が對立する。

經營の概念を個別經濟として若くは生産經濟として規定する時には、企業は經營の一特殊種類であるといふ關係に立つ。これに對して經營を技術的なるものとして規定する時には、經營は、個別經濟の從つて又その一特殊種類たる企業の活動の手段であり、企業は經營の所有者若くは利用者である(企業と經營の概念を無差別に使用する論者に於ては、勿論兩者の間の關係といふが如きことは問題とされない)。

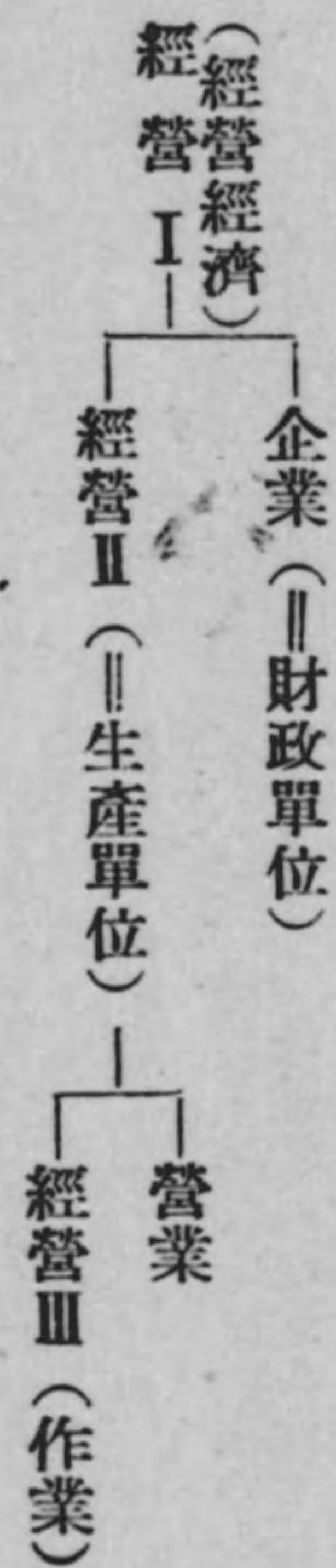
企業と經營との間の關係に關する他の見解として、企業は獨立の經營(Selbständige Betriebe)であるとする見解が存する。³²⁾ 此の見解に従へば、企業も亦經營であるといふ限りに於て、即ち經營には獨立の經營と然らざるもの即ち肢體經營(Gliedbetrieb)若くは部分經營があるといふ限りに於て、經營の概念は企業の上位概念であり、又、獨立的に市場關係に立たざる幾つかの經營が企業として統括せられてゐるといふ事實によつて見れば、その限りに於て、經營の概念は企業の中に包せられてゐる(増地教授が經營は生産單位であり、企業は經營の所有のとみるのでない限り、論理的には結局此の見解に歸着しなければならぬ。教)。企業は經營の支配體であるといふ見解も授に於ては、たゞ企業概念を非營利的生産經濟に擴張することが特色である)。

亦、經營を企業(其他の獨立の個別經濟)に内容として包括せらるゝものとみる見解の一つに屬する。此の見解は嘗て村本教授が(所有あるところには支配が可能であり、又所有なくしても支配の可能な場合の存する實狀に基いて、實質的に一企業の支配下に立ち從屬的地位にある經營は、獨立の企業と)とりたるものである(同教授論文「企業及び經營の第一」)が、其後、「經營學原論」に於て、經濟的活動體を經營として抽離したる、營利貨殖と云ふ目的意思のみとしての企業概念は無意味であるといふ理由の下に、此の見解を拒否せられるに至つた。³³⁾

32) ニックリツシュは、廣義に於て企業とは、「獨立の派生的經營」(Selbständige abgeleitete Betriebe)——彼に於て派生的經營とは本源的經營即ち家政に對するものである——であると云つてゐる。(A. O. S. 108 ff.)

33) 同書四三頁以下。教授によれば、尙、所有體説も支配體説も一人經營に就て挫折する。又、經營を「設備」として解せずして、企業をその所有體となすことの不合理的を指摘せられる。

企業及び經營の概念に關して兩者は同一物の異なる側面に關係するといふ見解が存する。先づ兩方の概念に就て、特異の規定を行ひたるものとして、レーマンは、經營の概念を三様に規定する。即ち先づ、彼の所謂經營經濟(即ち生産經濟)を廣義に於ける經營となし、次に經營經濟の生産活動上の單位(「生産經濟」)經營經濟の生産經濟的側面(「即ち生産經濟」)を狭義に於ける經營となし、更に彼は狭義の經營の内部で、その外部生活(購入・賣却活動及びそれに關する支拂事象及び信用事象)と内部生活(即ち製造過程)とを區別し、經營の外部生活をなす所の活動の全體を營業(Geschäft)と名づけ、經營の内部的生活をなす所の活動の全體を最狭義の經營と名づける。之に對して既述の如く經營經濟の財政經營的側面は、企業である。³⁴⁾(經營經濟を經營と稱し、又、製造過程をなす活動の全體を經)。



34) M. R. Lehmann, Allgemeine Betriebswirtschaftslehre, S. 49

彼が狹義に於て、經營經濟の財政的側面を企業と稱し、經營を狹義に於て經營經濟の生産經濟的側面と稱するのは、結局、兩方の概念は、同一物の異なる側面に關係するといふ見解に歸着しなければならない。レーマンは尙、社會學的に、經營を所得形成のための共同體としても考察する。

フィンダイゼンも、經營の概念に於て、廣義の經營概念と狹義の經營概念に就て語る。彼によれば、廣義の經營とは、企業内部の全經濟活動を具體化するものである。企業は企業家の個別經濟の外部的(綜合經濟の領域に於ける)現象であり、その内部設備及びその内部生活が研究せらるべき時には、經營とよばれる。「大多數の場合に於て、經營の概念は企業と同意義である」。次に彼は、下屬經營を以て狹義の經營となす。此際、彼は幾つかの下屬經營を包含する廣義の經營に就て總經營 (Gesamtbetriebe) といふ概念を作ることと適當であるとする。³⁵⁾

35) Frindtzen, a. a. O. S. 10ff. 尙彼の如く經營の概念を、一企業に總括せらるゝ所謂部分經營若くは所謂下屬經營の意味に用ひることも、經營經濟學の文獻に於て屢々行はれる所である。かくて例へば、一企業の内部に於て主要經營 (Hauptbetriebe)、副經營 (Nebenbetriebe)、補助經營 (Hilfsbetriebe) 等が區別される。

テンドウリーは、企業は主觀的概念(經營が主觀的に考)であり、「企業家の立場から考察すれば經營は企業である」となし、客觀的な意味に於ける經營は、その創設と運営を擔當する人に拘らないで獨自に存立するものとして考察されたるものとする。³⁶⁾

36) Töndury, a. a. O. S. 71

之を要するに、經營の概念は、企業との概念とは反對に、多くの場合超歴史的な概念として取扱はれ來たつたのであつて、従つて此の概念に關して、實際上、文獻上如何に規定せられてゐるかを、その様々の規定が夫々相當の論據を有する限り、明白に理解するだけで十分である。經營の概念を經營經濟學の認識對象として規定するための論争に於ても、その論議の核心は、經營經濟學の對象如何の問題に存する。その孰れの規定が正しいかどうか問題ではなく、何故にそのやうに規定されたか、然もその規定の根據は、規定せられたる結果と論理的に正しき關係に立つてゐるかどうかを明らかにするより以上に我々は進みえな³⁷⁾。

37) 例へば、ル・クルートルは、明確に、經營は、人間が一般に經濟する限り存在するが故に永久的なものであるが、企業は時代的なものであり、轉近の國民經濟の一現象形態であると述べ (La Courte, Grundzüge der Bilanzkunde, S. 88) リーガも同一の見解を吐露してゐる (a. a. O. S. 39)

38) 確かに學名を重んずるものにとつて、經營の概念の指定は甚だ重要である。併し周知の如く、アモンは學名に重きを置かず、ゾエルハイムも、アモンを基として、學名より出立する根本的誤謬を戒めてをり、(我國に於ても有力なる學者によつて支持せらる) 又、獨逸に於て Betriebswirtschaftslehre なる語の不適當なことを指示するものは、決して少數ではない。確かに經營經濟學の認識對象として經營を規定せんとすることは、社會學の對象として規定せんとするのと同様に正

當性を有する。併しそれは經濟的に把握する限りに於てのみである。著者は、經營の概念を以て斯學の對象問題を解決せんとする獨斷的立場（これが無用なる論争の源泉である）を避けて、對象の問題は、對象の問題として自由に純粹に解決せんと欲するものである。かくて又、著者は、經營經濟學の認識對象の決定に關する論争は、經營の概念を一義的に決定し且つ之を經濟特に併し個別經濟及び企業に對して限界づけることに成功して始めて成功的に終結せられうるとなすテン
ドワリーの見解をもとらない。

さて、經營の概念に關する以上述べたる如き諸規定に於て、經營經濟學の立場に於て、特に根據あり、且論述の展開上の手段として有意義であると思はるゝものを列挙すれば、次の如くである。

- (1) 經濟技術的範疇としての經營
- (2) 社會學的範疇としての經營
- (3) 特定の性質を有する機構・存立形態として一般的に把握せられたる經營
- (4) 生産經營としての經營
- (5) レーマンの云ふ意味に於ける 生産單位(經營經濟の生産經濟的側面)としての經營及び經營經濟の内的生活(作業)としての經營。若くはフインダイゼンの云ふ意味に於ける「内部設備及び内部生活」としての經營
- (6) 所謂下屬經營としての經營
- (7) シュマーレンバッハ、マールベルク、ヘニツヒに於ける如き、最も包括的な意味に於ける「經濟共同體」としての經營

ところで斯の如く様々に把握せられたる經營の概念を、思考並びに論述の展開に於て相並び用ひることは徒らに混亂を惹起せしめるのみであつて一義的構念指定こそ望ましいといふ異論が存しうる。併し著者は、經營の概念に就て、之を經營經濟學の認識對象として指定せんと努める立場をとらぬ者であり、かくて獨斷的態度をすて客觀的態度を固持せんとするものであり、然も「經營」なる語を接頭接尾語とする所の然も明確に其の本質が定まつてゐる所の諸事實、諸概念の取扱ひに於て、其の合成語(合成)に於ける經營の意義として、上に列挙せるものが重要な意義を有すると考ふるものである。併し若し一義的構念指定を行ふとすれば、如何に指定するを最も合目的とするかに就ては、個別經濟の總ての種類の間³⁹⁾に於ける最も顯著なる本質的差異を捉らへることが奨められる。かくて經營は生産單位としての總ての經濟的組織體であつて、獨立的個別經濟たると下屬經營たると、又その所有主體、管理主體の何たるかに拘はらぬものとする⁴⁰⁾ことが合目的である(併し著者は、合目的であるといふか、他の規定は總て誤つてゐるとかいふものでないことは、上來、強調せるが如くである)。

39) 此等の合成語は、既に文獻上全く若くは殆んど確定せる意味のものとなつてゐるから、濫りに此等の合成語を改めることは好ましくない。

第二款 經營の種類

經營の概念を、生産單位としての總ての種類の經濟的組織體なりとする場合には、様々の觀點からその種類を分つことが出来る。經營經濟學の立場に於て特に重要なものを次に列挙する。

(1) 産業部門の如何による分類

先づ、工業的經營、商業的經營、農業的經營其他の原始生産經營、銀行經營、保險經營、交通經營、倉庫經營補助商經營(代理人、仲立、問屋等)其他の給付經營(Leistungsbetrieb)等に大別することが出来、更に夫々のものに於て、産業部門的に細別を行ふことが出来る。此等の區別に於て特に問題の存するのは、商業的經營に於ける小賣經營と卸賣經營との區別である。前者は最後の消費者に直接に少量販賣を行ふを原則とし、後者は「取得せる商品を直接に自己の欲望充足にあてず更に他の經濟的目的の手段として用ひる所の經營主體」に對して大量販賣を行ふを原則とするものである。卸賣商に就ては、小賣商に對して直接に供給者としての地位に立つ、狹義の卸賣商(分散卸商、)と間接的地位に立つ卸賣商(中間商、買集卸商)との別が存する。

40) A. Lampe の定義 (Schmidt-Friedländer, Grundzüge einer Lehre von Standorte des Handels, S. 13 より再引用)

(2) 營業經營と自己經營と協同組合經營

自己經營とは、生産者がその製品を自ら消費者に賣却する所謂自己販賣(直接販賣、生産者商業)を行ふための一工業經營の直營販賣經營の如き、若くは消費者(消費的消費者若くは生産的消費者)が其の必要品を生産者から直接に購入する所謂自己購入(直接購入、)を行ふための直營購入經營の如き、更に若くは商業經營或は工業經營が自己に從屬する部分經營若くは別働經營として銀行其他の給付經營の職能を自己のために行つてゐるが如きものであり、營業經營とは全く獨立せる個別經濟が生産者と消費者との間に立つて商業を行つてゐるもの(商人商業、本來)若くは給付經營を營むものであり、協同組合經營とは、自己經營の一種とも見うるものであつて、農民、中小商工業者、労働者等が相

互扶助的に共同の機關として營むものである(所謂信用組合、利用組合等)。

42) 自己販賣には、之を行ふ工業的經營の如何によつて、(1)店持手工業、(2)前貸人營業、(3)工業による直營の資本主義的販賣制度等の種類が存する。

(3) 取引經營(生産經營)と保有經營、財政經營若くは管理經營

取引經營とは、製造・購入・販賣等廣義の生産活動を行ふ經營であり、保有經營とは單に有價物を保持保管する經營(例へば純粹の持株會社)であり、財政經營とは財政活動のみを行ふ經營(例へば財政會社)、管理經營とは管理活動のみを行ふ經營(例へば管)である。此區別には、コンツェルンに就て、特に意味を有する。

(4) 一人經營と多數人經營若くは共同體經營 (Gemeinschaftsbetrieb)

一人經營は一人のみの經營であり共同體經營(ニツクリツ)とは、二人以上の人より成るものであり、所謂補助者經營(Gehilfenbetrieb)即ち補助者を使用する個人企業も後者に屬する。

(5) 經營規模の如何に基づく類別

即ち經營規模の如何に依つて巨大經營、大經營、中經營、小經營等に分たれる。經營規模の大小を測定する尺度として様々のものが問題になるが、實際上、労働强度的なる産業部門に於ては使用人、労働者等の數を以て、又、資本强度的なる産業部門に於ては、資本の大きさ、機械其他の諸設備の數量を以て表示せられてゐる。特別の尺度としては、「指圖的労働と執行的労働との關係」が用ひられる。經營規模を、小、中、大に分つ(或は更にそれ以上に細分する)限界を何處に置くかといふことは、其都度の問題考察に對する合目的性的の問題である。

43) プリオンはデトリッチと共に、「經濟經營」の多數及び多くの種類に於て規模を分つたための明白なる區別標象はないから、現實に合致する區分を行ふためには、小經營、大經營の夫々の概念の内容を記述するより外に方法はないとなし、小經營に於ては、狭き經營場所、單純なる活動、従つて分業の缺如若くは僅少、少き勞働力、少き資本が特質であり、大經營に於ては、廣き經營場所、分業の廣汎なる實行、多數の勞働者及び使用人、多額の資本、多數の動力機械、作業機械執行的勞働並びに統率指揮に於ける分業の増大等が特質であると述べてゐる (Prion, a. a. O. S. 79)。

(6) 單純經營と合成經營(複合經營)

前者は單一の生産過程を有するにすぎぬものであり、後者は幾つかの生産過程が同一の工場内部に複合的に並置せられてゐるものである(次款参照)。

第三款 經營形態

此處に經營形態 (Betriebsformen) とは、經營活動が行はれる機構・態様の如何によつて區別されるものである。經營形態なる概念に對して、經營型 (Betriebstyp) なる概念が存するが、經營型とは、經營學上問題になる様々の觀點より分たる、經營性質上の個々の類型である。⁴⁴⁾ 即ち前者は經營の一般的根幹的特質に關し、後者は個々の微細的特質に關する(兩者は屢々同意義に用ひらるゝとはいへ)。此處では、經營の一般的根幹的特質に關してのみ、その類別を論ずる。然も工業的經營と商業的經營にのみ限定し、銀行其他の所謂給付經營其他に就ては、此問題は殆んど存しないか若くは著しく特殊的なものであるが故に、之を取扱はなす。

44) 例へば、勞働強度的であるか資本強度的であるか、經營位置上、原料指向的であるか、販賣指向的であるか等の區別に關する。

第一項 工業的經營形態

(A) 作業態様の如何による類別

作業態様若くは「作業品と作業設備と作業者との間の關係」(特に分業、協業)の如何によつて、(一)個別作業 (Individualfertigung) の經營、(二)作業場作業 (Werkstättenfertigung) の經營、(三)グループ作業 (Gruppenarbeit, Gruppenfertigung) の經營、(四)流動作業 (Fliessarbeit, Fliessfertigung) の經營を類別することが出来る。⁴⁵⁾

45) F. Hanzel, *Planwirtschaft der Unternehmung*, 1933, Heft 5. S. 264f.

個別作業は、最も古く且つ原始的なる作業態様であつて、その本質は、總ての勞働者が夫々別個に原料から市場製品になる迄の工程を獨りで自ら行ふことに存する。作業場作業とは、仕事の本質を異にするに従つて、従つて又製造設備を異にするに従つて夫々作業場を形成し、此の製造設備の別に従つて分業が行はれてゐるものである。例へば鑄造設備、削截設備、旋盤設備、組立設備を基として夫々、鑄造場、削截場、旋盤場、組立場といふやうに作業場若くは課が分たれてゐるものである。此の作業態様は、個別作業から、相當長い年月を経て、機械技術の發達によつて發展したるものであつて、今日に於て尙ほ一般的に行はれてゐるものである。グループ作業とは、一連の作業に就て夫々グループが分たれ、各グループに於て機械其他の生産設備が作業品の流れゆく方向

に従つて配置され、各グループに於て、製品の一部分若くは全體が生産される。作業場作業に於ては生産設備によつて各作業場が構成せられるに反して、之に於ては作業品によつて作業が各グループに總括せられ、各グループ毎に作業場が分たれる。⁴⁷⁾

47) グループ作業は、獨逸に於て、Lang 及び Hellpach によつて始めて詳細に研究せられた。("Gruppenfabrikation" Sozialpsychologische Forschungen des Instituts für Sozialpsychologie an der Technischen Hochschule Karlsruhe, 1922)

最後に、流動作業は、グループ作業の一種と見ることゝするものであり、本來のグループ作業が所謂一層合理化せられたる形態である。本來のグループ作業と異なる所は、各作業は、他の總ての關聯作業の進行と調和するやうに、作業品が一定の規則的な時間計畫の下に強制的に秩序的に連續的に場所を移轉せしめられつゝ漸次製品として完成されてゆくといふ態様に於て行はれることに存する。別言すれば、グループ作業と異なる所は、各作業の流れ即ち各作業品の場所移動が強制的であり、相互に密接に相關聯し調和せしめられてゐることに存する。所謂コンヴェエヤーシステム (Conveyor System) は、通常の場合、流動作業の一つの重要な手段である。コンヴェエヤーシステムに於ては、労働者は自己の作業場所を離れずに立つてゐることになつてゐて、作業を行ふべき事物が自動的に順序を逐ふて運搬され、加工が済めば次の場所に運び去られてゆく装置となつてゐる。コンヴェエヤー(即ち一製造設備から他の製造設備へ、労働者から労働者へ、作業品を自動的に運搬する運搬機械)の装置には、均一的な速度を以て間斷なくコンヴェエヤーが進行し続けるものと、一定時間毎に一定場所にとゞまつて斷續的に進行するものがあるが、兎に角、コンヴェエヤーの運轉は、各作業に就て要すべき標準時間を精密に研究し、其の研究に基いて適當に行はねばならぬ。⁴⁸⁾

48) エルマンスキー、獨逸經濟監督局の産業合理化委員會編纂の「合理化綱要」(Handbuch der Rationalisierung)。(邦譯三三頁)、古林喜樂教授「流れ作業に就て」内外研究第三卷第三號所載)等は、コンヴェエヤーが流動作業の一つの本質的特徴であるといふ見解をとらない。流動作業に於ても運送が必ずしも總てコンヴェエヤーによつて行はれるのではなく、「手から手への傳送」「斜面即ち重力及び磁力の利用による傳送」等も行はれ、又、他の種類の作業態様に於てもコンヴェエヤーを運送の手段として用ひてゐることが少なくないといふことが根據とせられる。確かに生産設備の一部分たるにすぎない運送設備の如何が、作業態様を類別する決定的なものでありえないことは明らかであるが、流動作業がコンヴェエヤー・システムによつて最も良く規制せられてゐることも亦、疑の餘地が存しない。蓋し強制的労働は、「コンヴェエヤーによつて作業品が移動し労働者は動かない」といふ作業態様によつて最もよく遂行せられうるからである。

尙、現實に見る生産經營には、完全流動作業經營たるもの(即ち百パーセント流動作業を行ふ經營)と部分的流動作業經營(作業の若干部分を然もその程度は様々でありうる)流動作業化したる經營)たるものが存する。

更に、流動作業の先驅としてでなしに寧ろ之に對立するものとしてのグループ作業として近頃採用されたる處理に於ては、數個の労働場所に於て夫々一群の労働者が斷續的に活動する。多くの生産過程は、夫々各種の商品(各個の製品)の製造のために特別の技術を必要ならしめる所の特質を有するが、一層収益的なる製造を確保するために設備の置換への勞を避け然も機械化の利益を利するやうに相當長き期間に亘り使用さるゝ設備が設置される。夫々の設備は一度生産のために使用され、再び此の設備が使用される迄の中間時中、休止するが、其の労働者群は其の労働場所を替へて、同一態様に活動する。即ち此の作業態様に於ては、労働者はグループ的に數個の經營場所を移動しゆき、順次に非常に様々の製品を製造する。⁴⁹⁾

49) Wilhelm Hilbig, Organisches Denken in der Wirtschaft, S. 117.

(B) 生産プログラムの如何による類別

生産プログラム (Leistungsprogramm) の觀點、特にその固定性、計畫性の有無、精粗の觀點から、先づ第一に大量生産經營 (Betriebe mit Massenleistungen)、組別生産經營 (Betriebe mit Serienleistungen)、個別生産經營 (Betriebe mit Einzelleistungen) を區別することが出来る。大量生産經營には、更に單流大量生産經營と品種生産經營 (Betriebe mit Sortenleistungen) とがある。

此等の經營形態のうち、單流大量生産經營と個別生産經營とは、全く相對立する性質を有し、夫々限界形態をなしてゐると見ることが出来る。而して此の二つの限界形態の中間に、中間形態として残りの二つの經營形態が存する。次に夫々のもの、本質に就て略述すれば、次の如くである。

一、單流大量生産經營。此の生産經營の特質は、唯一種類の製品を反覆製造することに存する。即ちそれに於て生産さるる製品の個々は嚴密に分子的に全く同一ではないとしても、同一の製造過程を卒へて製出されたる製品が買手 (賣却市場) によつて同一のものと思はれ、且つ評價せられ、従つて即座に各個の製品を互に取替ふることも、又、其の一つを以て他を代表せしめることも出来るやうであることに存する。尙ほ、大量生産といふ概念は、經營の規模とは必然的關係に立たぬものであつて、小規模の經營に於て生産數量が多からざる場合にも、上述の意味に於て同一なる製品が、反覆不變的に製造さるる場合には、之を大量生産經營と稱するものである。且又、大量 (Massen) といふ言葉を純粹に數量的に解する時には、量といふ概念は、技術の其都度の状態に依存す

ることとなつて、大量か大量でないかの區別は不明確となる。

二、品種生産經營。單流大量生産經營は、單一種類の製品を製造するものであるに反し、品種生産經營は、幾つかの所定の種類の製品を相並んで若くは交替的に大量的に反覆生産する。従つて、之には更に、所謂複式的に各品種を相並んで生産する經營と、同一の生産設備を使用して交替的に生産する經營とがある。品種の數に關しては、少數の品種の生産を行ふ經營と多數の品種の生産を行ふ經營とがある。ひとしく品種生産經營といつても、各個の品種相互間の相違の程度、即ち大きさ、形状品質等の相違の程度が、經營を異にするに従ひ様々であるが、兎に角、其處に於て製造さるる製品が、製造過程に於て同一の工程順序を示すとか、同じ使用目的に用ひられるとかいふやうに、相互に相當大なる類似性をもつものである。更に、斯種の經營に於ては、個別生産を行ふ經營とは異り、製造さるる製品は種屬、種類、容量、品質等の點に於て精密に確定せられてゐて、此の精密に定められたる製品外のもの製造されぬものである。然も、品種生産經營の今一つの重要な特質は、品種の差異が意圖的に惹起せられたるもので、偶然的に生じたるものではないことである。通常、生産の出發條件、就中原料の條件が不變であること、及び異なる品種が (或る公差の承認の下に) 計畫通り間違ひなく生ぜしめられうるやうに製造過程を一定の型にはめてゐることが、品種生産プログラム實行の重要前提と見らるべきである。

單流大量生産經營はその特質として、其の生産プログラムが「相當長い期間に亘つて」持續されるものである。品種生産經營も亦、その特質として、その一定の生産プログラムを反覆し續けるものである。併し兩種の經營に於て、生産プログラムが絕對不變であるのではない。單流大量生産經營に於ても、非常に多くの場合、市場の需要の相當期間永續すべき

變化及び發展に適應して、容量を變じたり、若くは生産を全く變改したりしなければならぬことが、時々——少くとも相當長い期間の後には——起つて来る。品種生産經營に於ても、市場に於ける需要状態の如何に適應して如何なる品種を生産すべきかを時々吟味しかへねばならぬから、その生産プログラムの内容は、市場に於ける需要状態の變化と共に時々變化を免れない。相當長く不變にとどまる品種生産經營としては、幾つかの所謂商標商品を製造する企業が代表的なものであり、比較的屢々生産プログラムを變更する經營としては、流行と季節の影響の下に、年々若くは季節毎にプログラムを變更するが如き織物工業、玩具工業等がある。

三、個別生産經營。個別生産經營に於ては原則上その經營の生産する個々の製品が品質、寸法、大きさ、原價等に於て夫々相互に異つてゐて、買手も亦夫々價値に於て異ると見るものであるが、併しその生産プログラムは無軌道、無制限なものではなく、程度に多少の差はあれ、一定の品種群の製造に専門化してゐることが多い。例へば修繕工場には、各種機械の修繕工場、モートルの修繕工場、農具品の修繕工場といふやうな専門化があるが如きである。又は、製品の大きさ、寸法等に關しても、各工場により或る制限が存することがある。併し斯様な制限は斯様な限界の内部にある總ての注文は引受けられ生産せられる。従つて製造は通常の場合、たゞ種類的に近似的に繰返される。かくて個々の製品製造に要する生産手段が様々であるのみならず、製造過程及び勞働過程の接続が様々であり且つ元來規則立つてゐないことになるものである。尙ほ、時に同一の製品が繰返し製造されることあるも、その繰返しそのもの若くは少くとも繰返しの時點が不確定である時には、尙ほ個別生産と稱しうる。

四、組別生産經營。個別生産經營に於ては原則上總ての製品が相互に異つてゐるに反し、組別生産經營は、同一の生産條件の下に同一の製品として一度に纏めて製造しうる生産個數を纏めて所謂組 (Serie) として同一の製

造過程に於て製造するものであるが、一組の生産が終れば、他の組の生産が行はれ、然も原則上、前の組とそれに續く組とは、多かれ少かれ相違點を有する製品の製造を行ふ。

(尙ほ、組の量が割合小さい場合には、それは全體として一度に製造に移つされるが、組の量が相當大きい場合には、所謂幾つかの) 品種生産經營に於ては、其の生産プログラムは相當の期間不變的であつて、相當 Los に分つて製造に移つされる。) 品種生産經營に於ては、常に同じ態様を以て生産プログラムをの期間若干數の一定の品種が生産せらるゝに反し、組別生産經營に於ては常に同じ態様を以て生産プログラムを反覆するものではなく、即ち一定の品種プログラムを確定することなく、豫じめ、ただ例へば品種上、品質上、容積上等の點に於て生産プログラムの輪廓が限定されるのみで此の限界の内部に於て存する總ての注文が引受けられ生産せられる。従つて製品の詳細は其場合々に始めて決定され、組を異にするに従ひ、生産條件、生産準備、製品の品種及び内容を異にしうるものである。従つて又、買手は、製品の材料、形態其他に關して、自己の欲する通りになさしむる餘地を割合もつことが出来る。組別生産經營としては、印刷業が代表的なものである。

尙ほ (ヘーパー及びノバクは、原價計算調整の觀點から、品種生産經營、組別生産經營の外に、口別生産をなす經營及び荷別生産をなす經營 (Betriebe mit Partie- und Chargenleistungen) を分つてゐる。彼によれば、口 (Partie) 及び荷 (Chargen) とは、生産の出發條件、就中原料の條件、及び製造條件が十分に一樣に保持せられうる所の給付 (製品) の群であつて、両者は、次の點に於て互に區別せられる。即ち Charge は、同時に製造を始められ、全體として總ての過程段階を修了し、且つ又一度に生産過程から去るのであるが、Partie に於ては、之に反して、Partie に對する全體の生産準備活動のみが全體として行はれるが、様々の處理段階のうち、その若干部分だけが同時に修了せられるにすぎぬものである。口別生産及び荷別生産を行ふ經營は、就中原始生産 (鑛山採掘、農業、林業) に接續する加工經營 (Verarbeitungsbetriebe) とか、繊維工業及びその補助的役割をつとめる仕上げ經營 (例へば染物工場) に於て見受けられる。口別生産經營及び荷

別生産經營の生産過程は、一般に繼續的に行はれないで間歇的に行はれる。本來、此種の經營も大抵は、一定の品種プログラムに限定して生産を行つてゐるものであるが、生産の出發條件、就中原料が不統一である——之は幾分か生産過程が間歇的に行はれる結果である——うへに、又、生産過程の規制が不完全であるために、出發條件の統一性の缺如を限られたる程度にしか生産過程處理によつて相殺しえないために、品種生産とは多かれ少かれ差異を生じ、従つて各製品は、多くは、一口に就て若くは一荷に就てのみ同一である。品種生産經營及び組別生産經營に對する口別生産經營及び荷別生産經營の本質の相違は、個々の口若くは個々の荷が、出發條件並びに生産過程處置の規制の缺如に基いて「企圖したるには非る」相違を有すると「ふことに存する」。(Heber und Nobak, Betriebstyp und Rechnungstechnik in der Industrie, Festschrift für Eugen Schmalenbach, S. 141 ff.)

ところで著者は、此の口別生産及び荷別生産を組別生産の一種類と見る。蓋し此らの間には、他の種の生産プログラムの對比に於ける如き大なる本質の相違が認められないからである。

五、**聯結生産經營**と**非聯結生産經營**。尙ほ以上述べたる四つのもののいづれへも明確に加へることの出来ない特別の群として、**聯結生産を行ふ經營 (Betriebe mit Kuppelleistungen)**がある。否、以上述べたる四つの形態は、孰れも聯結生産經營たることもあれば非聯結生産經營たることもある。従つて聯結生産經營と非聯結生産經營とを類別し、此の類別に以上の四つの形態を結び合はせることが適當である。聯結生産物 (Kuppelprodukte) とは、同一の生産過程から、相互に自然的必然附隨的に發生する異種類の生産物のことである。例へば、棉花と棉質、羊毛と羊肉の如き、ガス工場に於けるガス、コークス、アンモニア、タール、ベンゾルの如き、精糖工場に於ける砂糖と糖蜜の如きが、之である。聯結生産經營は、非聯結生産經營に對比して異つて考察せられねばならぬ非常に多くの且つ非常に重要な問題を有する。就中、聯結生産經營は「非聯結生産經營としての」品種生産經營と嚴密にその本質の相違を理解されねばならぬ。即ち兩者の異なる所は、前者に於て幾つかの生産物を生ずるのは自然的必然附隨的であるに反して、後者に於ては「意圖的に」即ち經營者の意思に基いて生産さるゝものであるといふ點に存する。従つて所謂「高度の内部的類似性を有する生産物」を製造する經營、例へば數種の非常に内部的に類似せる製品を生産する製菓工場とか陶器工場とかは、品種生産を行ふ經營であつて、聯結生産を行ふ經營ではない。⁵⁰⁾

らぬ非常に多くの且つ非常に重要な問題を有する。就中、聯結生産經營は「非聯結生産經營としての」品種生産經營と嚴密にその本質の相違を理解されねばならぬ。即ち兩者の異なる所は、前者に於て幾つかの生産物を生ずるのは自然的必然附隨的であるに反して、後者に於ては「意圖的に」即ち經營者の意思に基いて生産さるゝものであるといふ點に存する。従つて所謂「高度の内部的類似性を有する生産物」を製造する經營、例へば數種の非常に内部的に類似せる製品を生産する製菓工場とか陶器工場とかは、品種生産を行ふ經營であつて、聯結生産を行ふ經營ではない。⁵⁰⁾

50) 拙文「聯結生産物の計算問題」(會計第三十七卷第四一六號所載)並びに拙著「聯結生産物の會計問題」参照

聯結生産物は化學文明の發展並びに技術の發展と共に益々増加し來り、聯結生産經營にとつて特殊なる經營經濟的問題を取扱ふ必要は益々増大するに至つた。殊に化學工業に於ては、聯結生産物を生ぜざる經營は殆んど存しない程である。

(C) 經營の合成形態

經營の合成若くは經營結合 (Betriebskombination) とは、夫々獨立の企業として存立しうべき規模を有する異なる生産活動を行ふ幾つかの經營が、互に部分經營として結合せらるゝこと若くは結合せられて存することである。従つて我々は、所謂狹義に此の概念を規定するものである。廣義の經營合成の概念に包括せられる所謂兼營即ち全く異なる種類の製品の製造を併せ營むことは小規模の工經營に於ても、特に一種類のもの(勿論その種屬のうちに於て幾つかの品種が製造せられてをりうる)のみの製造にては需要過小なるため、原料不十分なるた

めに、存立しえないといふ理由から、若くは需要期が異なる季に存する異なる製品の製造によつて一年中操業するを得んがために（補償經營 Kompensationsbetrieb）、行はれうるが、此處に合成化としては、夫々獨立的に存立しうべき經營規模に迄發展せる單流大量生産化せられたる幾つかの經營が夫々部分經營として一つの企業に合成せられてゐるものが最も重要である。經營の合成若くは經營結合は、之を水平的合成若くは水平的經營結合と、垂直的合成若くは垂直的經營結合とに、更に兩者の組合せたる十字型合成若くは對角線的經營結合（diagonale Kombination）とに分ち得る。前者は、全く異なる幾つかの製品（例へば自動車と乳母車）の製造を、夫々相當規模に並行して營むものであり、後者は、例へば紡績と織物とを兼營し、織物と仕立とを兼營する如く、互に相接續する生産工程をなせる、然も夫々獨自にも市場にも齎らしうる所の生産段階的に前及び後に接續せる製品の製造を合成化するものである。ヘラワーは、經營結合に於て並行（Parallelisation）と一貫化（Integration）と二つの傾向を分つてゐるが、生産プログラムの觀點より見れば、大體に於て水平的合成は並行を特質とし、垂直的合成は一貫化を特質とするものと云ひうる。經營の合成化には、又、一つの工場敷地（擴張されたる若くは從來のまゝ）の内部に於て行はるゝものと然らざるものがある。經營の合成化若くは經營結合は、企業の集中若くは結合（前節）とは概念的に嚴密に區別されねばならぬ。合成化は、確かに企業の集中若くは結合によつて豊富となりたる資本によつて之を可能ならしめらるゝこと及び既存の幾つかの企業が垂直的コンツェルンを形成することによつて出現することがあるが、企業の集中若くは結合なしにも可能であり、企業がその發展と共にそれ自身のみで合成化の方向に進むこと若くは工企業が新しく設立さるゝ場合に於て此の合成形態がとられるといふことが、此場合、我

々にとつて最も重要視せらるべきものである。合成化の概念は又、品種生産經營の概念と嚴密に區別されねばならぬ。

ヘラワーは、經營結合とは、様々の經濟段階若くは産業部門（Branch）に屬する經濟活動を一企業に於て實行するものなりとし、此場合、産業部門とは、一定の商品若くは商品群を營業とすることによつて標表される所の「經濟的活動の一分枝」であると解する。然も此の商品若くは商品群を以てする營業は、類型的（Typisch）なものでなければならぬ。一企業が二つの異なる財貨を營業としてゐる場合、その二つの財貨の各々を以てする營業が夫々既に類型的である時、即ち一産業部門を形成してゐる時にのみ、經營結合である。（Hellaer, Konzentration, Kombination, Spezialisierung, Z. f. V. Jahrgang, 1934）。尙又、此處に於て著者が品種生産經營と云ふのは、其の相並び若くは交替的に生産される品種が、内部的類似性を特に多く有するものでなければならぬが、水平的合成經營は斯るものたるを要しない。

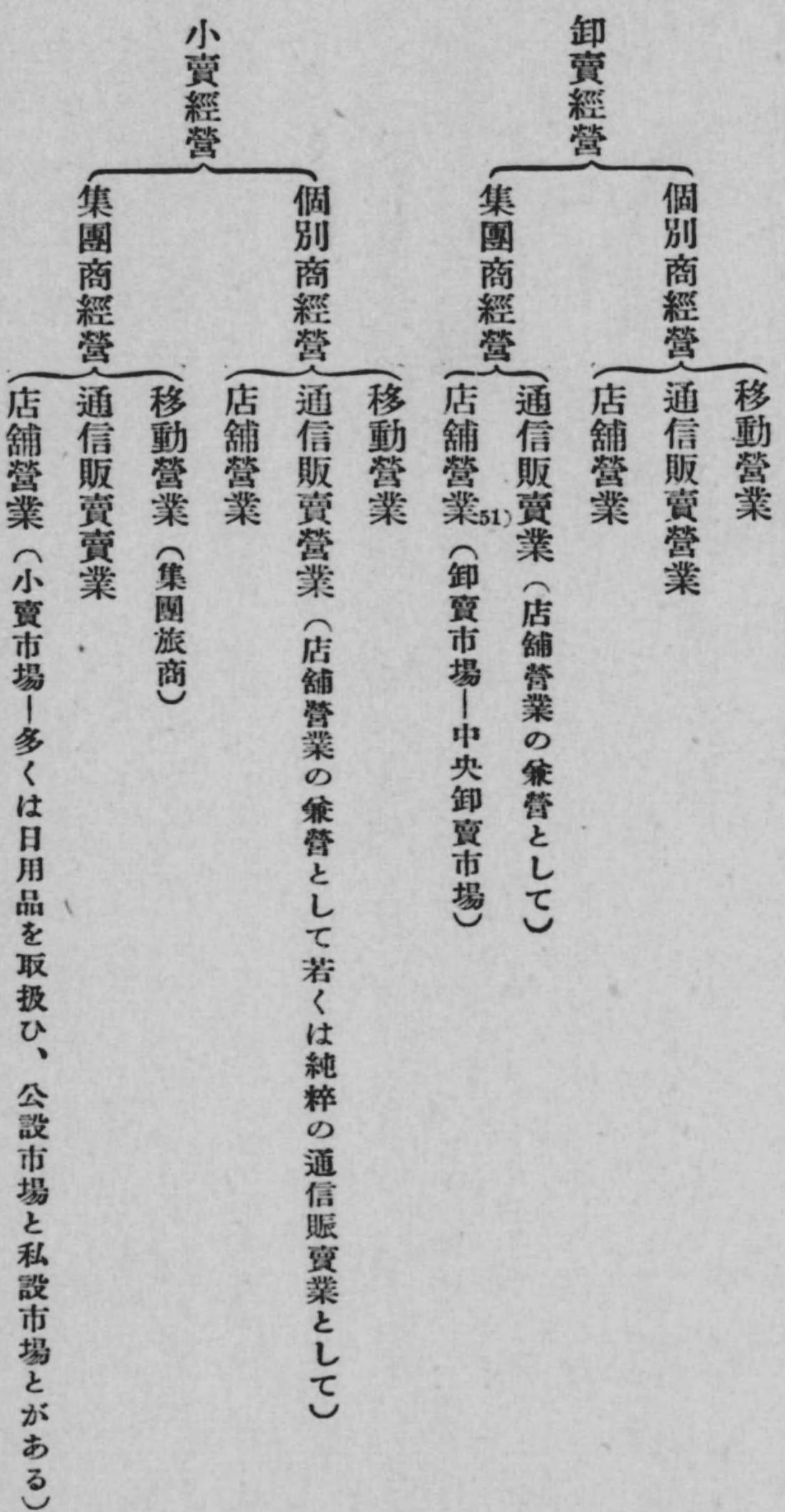
尙、プリオンは、垂直的合成（彼は之を前後的合成 Vor-Nach-Zusammensetzung と稱し之に對して水平的合成を並立的合成 Neben-Zusammensetzung と稱する）若くは一貫化（Integration）に於て、根幹經營（Stammbetrieb）が第二（若くは第三）の經營を新しく設立するといふ方法で行はれる場合を經營合成（Betriebsintegration）と稱し、二個若くは數個の企業の場合によつて行はれる場合を企業合成（Unternehmensintegration）と稱する（a. a. O. S. 82）

第二項 商業的經營形態

（A）商業的經營形態の一般的類別

卸賣經營に就ても小賣經營に就ても、一般に商業的經營形態として、（1）夫々別個の存立基礎に立つか若くは集團的構成を存立基礎とするか否かによつて個別商經營と集團商經營（市場、勸工場）とに、又、（2）顧客との取引交

通の態様の如何によつて、移動營業(商)と通信販賣營業と店舗營業と其等の兼營業とに分れる。然も此等の商業的經營特質は、次表の如く様々の結合形態として存在しうる。



51) 集團的卸賣經營の特殊なるものとして今日獨逸に於て、特にライプツヒに於て行はれるメッセを擧げることが出来る。小賣經營は、更に、それを、特殊的觀點から特殊的に類別しうる。それ故に、次に、その特殊的類別に就て述べる。⁵²⁾

52) 卸賣經營に於ても、所謂設備卸賣商 (Erichtungsgrossist) 即ち小賣店舗設備を自ら所有し、小賣商人をして之を經營せしめるものゝ如きは、卸賣商の特殊的經營形態である。

(B) 小賣經營形態の類別

小賣經營は、様々の觀點からその形態を分ちうるが、此處には、一般的考察にとつて問題になるもののみを取扱ふことに限定する。⁵³⁾

53) 例へば小賣商の經營位置の觀點から問題になる種々の類別としては、拙著「商店位置と商店街の研究」一四頁以下参照。

一、小賣經營の取扱ふ商品種類の範圍の如何によつて、即ち特化、合成の程度の如何によつて、

- a、萬營業 (Gemischtwarenhandlungen, General Store) 即ち所謂萬屋
 - b、純粹特殊營業 (Reine Spezialgeschäfte) 若くは専門店 (Spezialhaus, Speciality Store)
 - c、需要品營業 (Bedarfsartikelgeschäfte)
 - d、合成小賣經營
- カウフハウス (Kaufhaus) 百貨店 (Varenhaus, Department Store) 均一價格營業 (Einkelspreisgeschäft) 等がこれである。

二、販賣代金決済の規制の如何によつて

- a、現金販賣營業

轉近の大規模小賣經營即ち百貨店、連鎖店 (Massenfilialbetrieb, Kettengeschäft, Chain Store, Maisons à succursales multiples) 均一價格店、通信販賣、自動販賣營業等は殆んど全く現金販賣營業をなしてゐる。

b、現金信用販賣營業

御用聞制度を以て販賣する營業、若くは近邊近在の固定的顧客を相手とする營業は、通常、これに屬する。

c、割賦販賣營業

三、販賣行爲そのものゝ特質の如何によつて

a、人的應待營業

b、通信販賣營業

c、自動販賣營業

d、所謂 Piggy Wigly 營業 (サーワイ
ス廢止店)

文獻上此の四つの異なる觀點が區別せられず、不分明に混合せられ、其の最も顯著なる特質に従つて、小賣經營の形態が列擧せられてゐる。斯の如き取扱は勿論學問的に缺陷あるものであつて、學問的には上述せる如く、觀點の異なるに従つて夫々純粹なる類別を示さなければならぬのであるが、先づ第一に斯の如き學問的に完全なる類別を果したる上は、小賣經營形態としての代表的なる最も注目すべきもののみを選びとつて、之を考察することが許される。然も最も特質の顯著なる代表的小賣經營形態として、専門店、需要品營業、百貨店、カウフハウス、連鎖店、均一價格店、通信販賣營業、割賦販賣營業、自動販賣營業、所謂 Piggy-Wigly 店等を擧げうる。

専門店とは、一つの商品種屬の販賣に限定せられてゐる小賣經營であるが、文獻上、此の概念は相當曖昧に用

ひられてゐる(即ち次に述べる需要品營業をも包括する意味に於て用ひられる。或は又單位商店 Unit store と専門店とを概念に區別して、單位商店とは「複雑なる分課制度」なき二三の商店を取扱ふものとし、専門店を以て、文字通りを意味するものとする。併し又、屢々文獻上、此の二つの概念は、同意異語として用ひられる)

需要品營業とは、使用消費上、本來同一の目的に用ひられる所の若くは非常に相關聯してゐる所の商品種類を販賣する小賣經營(例へば)である。

百貨店は、必ずしも相互關聯的ではない多數の諸部門(此點に於て、需要品營業)の様々の商品群を販賣する所の小賣企業の大資本的經營形態である。部門制は、百貨店獨特の特質ではないが、部門制をとらぬ百貨店は存しない。

カウフハウスとは、其の賣上の主要部分が總ての纖維被服品(呉服品)の賣上にて占められ、残りの部分に於て様々の種類の商品が取扱はれてゐる小賣經營形態である。⁵⁴⁾

54) 拙著「商店位置と商店街の研究」一一五頁以下參照

連鎖店とは「場所的に分散せる販賣場所に於て、産業部門的若くは需要的に區別されたる其の商品を、販賣以外の他の商業的職能(購入、貯藏、管理)を遂行する所の中央部の最高統率と統制の下に、最後の消費者に販賣を行ふ」所の小賣經營組織である。⁵⁵⁾ 此の小賣經營形態も米國に於て特に發展し、佛蘭西、白耳義に於ては、特に食料品の販賣に就て普及してゐる(獨逸に於ては、略々十年前に出現した。我國に於ても、其の出現は、略々十數年前のことに屬する)。

55) Harald Ehrlicher, Das Massenfilialsystem, Schriften zur Einzelhandelsforschung, 1931, M. Umbach, Die amerikan. Ketten-ladenbetriebe, Heft 4 d. Hoffmannschen Schriftenreihe Betrieb und Unternehmung, 1929

連鎖店に對する他の本質指定として H. S. Hayward は、『此の言葉は一般に、同一系統の商品を、且つ同一の中心的管理の下に、取扱ふ所の二つ若くはそれ以上の小賣商のグループに適用される。各商店は、別個の單位であるが、残りのものと、購入に於てか、取引に於てか會計に於てか、或る共通の特質を有する。各個の店がもつ獨立性の程度は或る乾物チェーンに於ける如く殆んど全く獨立せるものから、經營者が殆んど事務長より以上のものでない所の最も密接なる相互依存のものに至る迄様々である』(Chain Stores, their Management and Operation, p. 3)と述べ、又、聯邦商業委員會(Federal Trade Commission)によつて、一九三二—三三年に實行されたる米國連鎖店調査に於て、チェーン若くはチェーン・ストアの概念は、『實體的に同様な商品を小賣する所の二つ、若くはそれ以上の店舗に於ける統制的利益 (Controlling interest) に由る組織』と定められ、且、『此の定義は、管理の集中化の程度、チェーンの大きさ、諸單位の位置若くは特定の管理政策にかゝはらないで行はれた』と述べ、又、チェーンの様々の非常に特殊化せるもの(ガソリン補填所等)は除外せられてゐる。(Schmidt-Friedländer, Grundzüge einer Lehre vom Standort des Handels, S. 132)。此等の定義に明白に現はれてゐる如く中央部の管理統制の點には、様々の強弱があるのであるが、兎に角中央部が存在しなければならぬ。蓋しニックリッシュが云ふ如く、『全體は中心的意思の所在なしには存在しえないから』である。(Nicklisch, Die Betriebswirtschaft, S. 181)。單なる共同的活動のみには、個別經濟と稱するをえない。従つて若干の支店經營を有する通常の小賣經營と區別せられる點は専ら規模の大小に存すること (Schmidt-Friedländer, a. a. O. S. 131) は、宛かも百貨店と萬屋との關係に於けるが如くである。

連鎖店には、其の發生の動因及び存在基礎の點より分てば、(1)製造業者の直營にかゝる若くは別働會社としての中央販賣會社によつて統率せらるゝ連鎖店と(2)純粹に資本家的販賣企業として設立せられたる連鎖店と(3)所謂任意連鎖店 (Voluntary Chain) の三種類がある。

均一價格營業は多くの場合、連鎖店の形態に於て存立するから、文獻上、連鎖店の一形態として取扱はれるを通常とするが、概念上、兩者は嚴密に區別せらるべきである。何となれば、連鎖店の形態をとらざる均一價格營業も存在するからである。均一價格營業は、通常、拾錢、廿錢、五拾錢等の小額の均一價格を以て賣却しうる種々雜多の商品を取扱ふ混合商品營業である。均一價格營業は米獨に於て特に普及し、獨逸に於ては、特に巨大なる百貨店コンツェルンの手によつて經營せられ來つた。(Kudolph Kurstadt, 株式會社の Epa, 均一價格會社)。⁵⁶⁾ 特に英獨に於て、米國の均一價格連鎖店 (F. W. Woolworth Co., New York) の著しき進出を見た(我國に於ても、百貨店によつて略々)。

⁵⁶⁾ H. R. Matz, Das Einheitspreisgeschäft als neuzeitl. Betriebsform in deutschen Einzelhandel. Schriftenreihe d. Forschungsstelle f. d. Handel. Nr. 11. 1932.

通信販賣營業は、其の純粹の形態に於ては、店舗を有せずカタログの送附(其他の廣告手段)によつて商品と其の條件を需要者に知らしめ、需要者より通信にて注文を受けて商品を發送する小賣經營形態である。割賦販賣營業は、代金の所謂割賦拂 (Abzahlung) 制度の下に販賣を行ふ小賣經營であつて、一方に於て掛取引が小賣經營と顧客との間の人的關係若くは人的理解の稀薄のために敬遠せられると共に、他方に於て中産階級の財政状態の逼迫が存するといふ事情の下に發生し發展したものである(我國に於ては、家具、洋服等に就て)。⁵⁷⁾ 自動販賣營業は、自動販賣機 (Automat) によつて人力なしに販賣を行ふものであつて、英、米、獨其他の諸外國に於て相當著しき發展を示し、自動販賣機による販賣の適用領域は、相當に廣範圍に亘つてゐる。而して製造業者の自己販賣としても、純粹の獨立商營業形態としても、又、店舗營業の兼營としても存在する。⁵⁸⁾

57) W. Koch, Automatischer Verkauf, Z. f. B. Jahrg. 1934, S. 323 ff. 拙著「商店位置と商店街の研究」二六三頁以下参照。
 尙 Koch によれば、一九三二年獨逸には三十五萬の自動販賣機が存在し、その年賣上は二億マルクに達する。一九二五年に於て獨逸の最大のチョコレート工場に於て自動販賣は、既にその總賣上の一五パーセントに達し、一九二八年に菓子工場の停車場に於ける自動販賣は總賣上の一八パーセント(四八八、二八一個)を占め、薄加工業に於ては五二パーセントを占む。米國の薄加工業は一萬一千個の自動販賣機により内國販賣の三〇パーセントを占め、菓子工場に於ては二五パーセントを占める。英國の菓子工業に於ては二十パーセントを占め、葉巻は英國に於て一九二九年に二萬の自動販賣機にて販賣されたが、各小賣經營は店舗販賣高よりも大なる自動販賣高をもつが如くである。外國に於て自動販賣機販賣の盛なる理由は、營業時間に制限の存すること、スピード的處理への要求の増大と之を求めうべきである。

58) 或る獨逸の商社は、醫藥品を販賣する三千個の自動販賣機を有す。(Koch, a. a. O. S. 324)

所謂 Piggy-Biggly 營業は、購買者が自由に近寄れる商品有高から自ら選擇を行ひ、次に購ひたる財の支拂を、仕切 (Sperte) —— 此處で購入金額を確認しうる —— にて行ふものであつて、即ち販賣を購入者自身に行はしめる (自己應待制度 Self-service, Selbstbedienung) ことを特質とする。⁵⁹⁾

59) 戦後に、Piggy-Biggly 會社によつて(殆んど三千に近きそのチェーンストアに於て)始められたもので、其後 Jimmy Jungle-Incorporated によつて完成された制度である。Schmidt-Friedländer によればチエツコスロバキヤに於ては、若干の教會(YMCA)に於て及び食堂に於て始めて採用せられた(Grundzüge einer Lehre vom Standorte des Handels, S. 91)

第四款 經營形態の發展に於ける法則性

企業形態の發展と經營形態の發展とは相互依存的、相互制約的な關係にあり、且又、企業の發展の異なる側面

として眺められる所のものである。従つて、その發展の法則性の考察に於ても、此の認識を基としなければならぬ。少くとも、工業的經營形態並びに商業的經營形態に關する限り、經營形態の發展に於て、先づ第一に特化、(Spezialisierung) への發展と、此の發展が極度に實現したる後に於ける合成なる反對性質の發展——最近三十餘年間に發展してきたる所の——との、二つの發展法則若くは發展傾向が明確に認められる。

此の合成への發展は、更に、工業的經營が商業的經營、其他機關商經營を自己經營として包括し、反對に商業的經營が工業的經營、機關商經營を自己經營として包括するといふ方向に進展すると共に、配給組織上中間に介在する個別經濟(就中卸賣商)の排除が促進され、又、他方に於て、庶民階級的經營がその困窮の除去緩和を目的とする協同組合的運動によつて同様に中間個別經濟を排除するに至りつゝあることも亦、輓近に於ける經營形態の發展の太い線を引くものゝ一つである。

第一項 工業的經營の特化と合成

先づ第一に、之を工業的經營に就て見るならば、賃仕事——手工業——マスファクチュア——工場工業といふ順序に於ける工業的經營形態の歴史的發展過程に於て、同時に、財の交通關係の點より見れば註文生産經營から市場生産經營への發展轉移が實現したのであり、又生産プログラムの觀點より見れば、個別生産經營——組別生産經營——品種生産經營——單流大量生産經營といふ順序に於ける經營形態の發展過程をなしてをり、更に作業態様の觀點より見れば、少くとも個別作業經營から作業場別作業經營への發展過程をなしてゐる。即ち此等の發展形相は相互に密接不離の關係をなしてゐるのであり、統一體としての經營の個々の局面の發展形相を夫々示し

てゐるといふも誤りでない。即ち此等の發展に於ける傾向を、生産プログラムの點より見て一言を以て云ふならば「生産プログラムの特化」である。

ところで特化の概念は、此場合廣義に把握せられたのであつて、此外に、文獻上、それは狹義に典型化 (Typing, Typisierung) の概念と區別して把握せられる。典型化とは、經營に於て製造する製品の種類、品質、形状の千差萬別なることを減少し、幾つかの型の製品に統一せんとすることである。⁶¹⁾ 元來、註文生産に於ては、各註文者は夫々、品質、形状、容積、重量等に於て異なる要求を置く傾向を有するが故に、生産者が註文者の要求を其儘受け入れる時には、製品は愈々益々種々雑多になりゆくものであつて、個別生産の域を脱することを得ない。尤も註文生産に於ても、多數の様々の註文に就て、品質、容積、重量其他に於て近似せるものを夫々一つの群に總括し、各群に就て一定の型の一つの製品を作ることにより統一して、それ以外の製造を行はぬこととし、註文者の需要は其儘受け入れずに、夫々の型に集中せしむる (註文統制) 時には、製品の典型化が行はれることとなるが、此の典型化は市場生産に轉移することによつて一層強化せられる。品種生産に於て生産プログラムが著しく定型化せられると共に、幾つかの型の製品の製造のみに限定される。然も品種の淘汰が徹底的に行はれ、品種の数が減少することは、典型化の程度が次第に高まることを意味する。

60) Nicklisch, Die Betriebswirtschaft S. 246

61) "Mitteilungen des Ausschusses für wirtschaftliche Fertigung" 一九一九年卷第四號一頁以下に於てとり、且、Halberstädter ("H.B. d. B. Sp. 449) 及びヒルビツヒ (a. a. O. S. 113) が踏襲する所によれば、「典型化とは、完全なる製品の形態に

關する協調である」とされ、従つて後に述べる規格化と共に、企業對企業間の協定的處置若くは産業部門的協定と解されてゐるが、著者に於ては、協定的處置たるか否かを、典型化の概念の不可欠の内容とは考へない。

狹義に於ける特化の概念の指定に就ても、様々の見解が存するが、ニツクリツシュによれば、特化とは、一企業若くは一工場に於ける生産を専門化することである。即ち典型化の思考が企業そのものにうつたものに外ならない。一は財貨に就てであり、他は企業の労働任務に就てである。又、ヒルビツヒによれば、特化とは、「多數の企業の生産を、夫々の手段及び能力に最も良く適合したる型に限定すること」である。即ち狹義に於ける特化とは通常に云ふ専門化に外ならぬ。⁶²⁾

62) Nicklisch, Die Betriebswirtschaft, S. 246 ff. Hilbig, a. a. O. S. 115. 尙、ニツクリツシュは、Sonderung と稱し、ヒルビツヒは Spezialisierung (Sonderung) と標題しつゝる。又、ヒルビツヒは、前掲の "Mitteilungen des Ausschusses für wirtschaftliche Fertigung" の所述を基としたものである。

之に對して此處に用ひたる特化の概念は、典型化と専門化との包括概念である。

典型化は規格化 (Normung) と共に所謂産業合理化 (Rationalisierung) 運動若くは無駄排除運動の主要目標の一つとせられたものである。規格化とは、典型化が全體としての製品の統一化であるに對して、部分の規制、「要素の統一化」である (Halberstädter, a. a. O. Sp. 458. Sonbart, Der moderne Kapitalismus, S. 8. Nicklisch, Die Betriebswirtschaft, S. 248)。併し文獻上、典型化と規格化とは必ずしも斯様に區別せられてゐるのではなく、全く同意異語として用ひられることもある。規格化は、同種の事業を営む企業間の規格契約に基いて行はれてゐること多く、文獻上、實際上、又、斯るものが特に注目せられてゐるが、典型化に於けると同様に、一企業單獨に於ても之を行ひうる。併し確かに個々の部分を一定の規

格に統一することは、産業部門的に行はれる時に最も良くその長所を發揮しうる。

工業經營の典型化、専門化への發展（經營經濟の構造の變化）の根本的な基礎を成したものは（従つて同様に賃
 へ、マヌファクチュアへ、工場工業への發展、注文生産經營から市場生産經營へ）人口の増加による生産への需求の増大、生
 産技術の進歩（人の労働が益々多く機械によつて置きかへられるに至つたこと）、凡ゆる方面の技術及び文化の
 發展に基く人の需要の統一化（人の同一種類の需要を糾合することが可能となりたること）等であつて、此の根底の下に、
 個別經濟そのものに於ける直接的なる根本的動因は、常に原價低下への要求若くは利益増進への要求である。即
 ち國民經濟學に於て謂ふ所の分業の原則、大量的生産の原則、高速度生産の原則等の實現によつて生産費の著し
 き低下を惹起せんとする欲求の結果に外ならない。

此の特化への發展が其の極度に到達すると共に、何故に反對性質の發展傾向たる合成への發展に進むに至つた
 かといふに、工企業に於ても、他の總ての種類の企業に於けると同様に、「最善の經營規模」若くは「最有
 利の經營規模」（後に之を詳（細に取扱ふ））なるものが存在し、此の經營規模を超えて規模を擴張することは、企業にとつて不
 利である。それは、大量生産若くは特化、典型化は、企業にとつて長所のみを廣らすものでなく、短所をも伴ふ
 ことに由るものである（此事は別著に於て詳細に取扱ふ）。然も特化による收益増大若くは原價低下は、其れ以上には最早進展し
 えない限界をもつものである。即ち第一に、「労働の分割は人に就ても機械に就ても最早それ以上に増進しえない
 點をもつ」が故に、分業の利益を利用しえなくなる。第二に、「機械、容器、工具等の増大は其れの操縦可能性
 及び堅固性に限界を有する（例へば解凍は無制限には増大しえない、然らば其の取扱は困難に遭遇するからである）」が故に、大量的生産に於ける生産數量増

大による利益も最早利用しえなくなる。⁶³⁾ 第三に、販賣の方面に於ても、販賣可能數量、販賣活動地域に限界が
 あるから、生産數量の増大、經營規模の増大は、此點からも抑制される。

63) Vogelsheim, Kapitalistische Organisationsformen in der moderner Grossindustrie. Pion, a. a. O. S. 81.

以上述べたる如き諸理由により、企業は、一定の經營規模の點に停止するが、然も利潤の蓄積によつて生じた
 る巨額の過剰資本の使途を見出し、企業の利潤を獲得増大する方途を更に擴大せんとする欲求、及び大量生産化
 特化、典型化に伴ふ不利を出来るだけ減少相殺せんとする欲求は、工經營形態の發展の全く異なる傾向たる此の
 合成化の方向への發展を惹起するに至らしめたのである。然も水平的合成に於ても垂直的合成に於ても、少から
 ざる原價上の有利が齎らされるのである（此等の點も別著）⁶⁴⁾。

第二項 商業經營の特化と合成

特化商經營と合成商經營 商業經營、就中小賣經營も亦、工業經營と同似的に、特化への發展と合成への發展
 とを經過し來たつた。⁶⁴⁾ 即ち、萬屋から専門店への發展は、特化への發展であり、此の専門店から、カウフハウ
 ス、百貨店等への發展は、合成への發展である。而して商業經營に於ける斯る發展の根本的基礎は、賣上可能力
 (Umsatzpotential)の増大であり、然も此の根底の下に於ける商業經營自身の利益増進への欲求が、直接的なる
 根本的原動力である。⁶⁵⁾

64) 卸賣經營形態の發展に於ても、特化と合成の二つの發展傾向の存することは、例へば中世の卸賣商は「餘り多くの取引
 を有せず、その活動は純粹の商業のみならず」今日、郵便、銀行、運送企業及び保險經營として營まれる業務をも行つて

みたこと (Schmalenbach, Dynamische Bilanz, S. 55) 而して、次第に純粹の商業以外の此等の業務が脱漏しゆきたること及び純粹の商經營となりたる後も當初は様々の商品種類を取扱ひ其後特定の商品種類に次第に専門化しゆきたること、然も特に國際卸賣經營に關しては、資本主義的大卸賣經營の出現は、再び又、コンツェルンの形態を以て若くは分課形態を以て合成への前進をなしつゝあると見うべきであること等に於て、認められる。

65) 詳細は拙著「商店位置と商店街の研究」一九一頁以下参照。

商人商業排除の傾向とそれに基く合成 一方に於て出来るだけ廉價に購入せんとする努力が、他方に於て出来るだけ有利に販賣せんとする努力が、生産者と消費者との間に介在する商人商業を出来るだけ排除すんとする傾向を強化するに至つた。此の傾向は、第一に卸賣商人經營の排除として、第二に小賣商人經營の排除として、第三に卸賣商人經營並びに小賣商人經營の排除として現はれたのであるが、更に之を、斯る排除を企圖し惹起したる者の如何についてみれば、(1)資本主義的大企業が直營の販賣組織を構成することによる (例へば製造業者が他卸賣商人經營若くは小賣商人經營と直取引すること) (卸賣商人經營の排除、若くは卸賣商人經營並びに小賣商人經營による或は内國の小賣商と直取引することによる) (卸賣商人經營の排除、若くは卸賣商人經營並びに小賣商人經營の排除(直營小賣店、本) (2)協同組合としての販賣組合による買集卸賣商人經營の排除若くは買集卸賣商人經營並びに分散卸賣商人經營の排除(販賣組合による工業若くは) (3)協同組合としての消費組合若くは購買組合による小賣商人經營の排除、更に又、個々の消費組合の聯合により組織せる卸賣聯合會若くは全國購買組合聯合會による卸賣商人經營の排除 (4)資本主義的小賣經營(就中百貨店)が生産者と直取引することによる卸賣商人經營の排除 (此場合貨店の中小工業經營に對) (5)卸賣商人經營による卸賣商人經營の排除 (買集卸賣經營が分散卸賣經營を兼業し、又反對する絶對的支配が生ずる) (6)製造企業等が生産獨占のために共同販賣組合若くは共同販賣會社(販賣カルテル)若くは小賣商經營の排除 (6)製造企業等が生産獨占のために共同販賣組合若くは共同販賣會社(販賣カルテル)

を形成することによる卸賣商營の排除等の別が存する。⁶⁶⁾

66) 従つて卸賣商經營の地位の退歩の最も大なる原因は、資本主義的製造企業と資本主義的小賣企業との出現による其の金融的勢力の後退に存する。尙、獨逸の卸賣經營の現狀並びに排除闘争に關しては、R. Scheffehaun の二個の論文 "Die Grosshandel in der deutschen Wirtschaft, vornehmlich dargestellt an Hand des Engneberichts (Z. f. hw. K. Jahrg. 1932, S. 403ff.) 及び "Die Entwicklung und heutige Stellung der wichtigsten Grosshandelszweige (ebenda S. 459ff.) 等を參照。

商人商業の斯の如き排除は、決して彼等の擔當せる配給職能そのものの減消を招來するものではなく、配給職能を自ら擔當し自ら遂行することに外ならない。斯くて斯くの如き排除の結果として、排除者は、直接販賣の組織、直接購入の組織を建設し若くは既存の組織を著しく大規模化することが必要となる。従つて、此の排除は、資本主義的大工企業に就て見れば、従來、例へば製造加工の領域内に限定されたる垂直的合成を、更に購入販賣(配)の領域にも擴延せしめたことを意味する。即ち更に高度の垂直的合成が實現せられたのである。

斯の如き一層高度なる垂直的合成への發展の原動力は、資本主義的企業の大なる利潤追求への要求に、更に特に經濟不況時に於て利潤追求上の困難を克服せんとする欲求に存する。(中小商工業者並びに農民其他の庶民階級に於ける排除運動も少くとも次第に壓迫せられゆく自己の地位若くは生存基礎の擁護の努力より發する)。併し斯の如く一層高度なる垂直的合成は、其の企業に幾つかの不利をも齎らす(例へば管理組織上の缺陷、資本の逼迫、)が故に、此の不利がその制動力として作用し、従つて商人經營の排除に就ても限界の存することが明らかである。

資本主義的小賣經營に於ける合成の再發展 他方に於て資本主義的小賣經營、就中、百貨店及び連鎖店に於て其の販賣する商品の製造を自己經營として行ふといふ發展傾向を生じた。即ち前項に於て述べたるとは反對に、

商人經營の側に於ける垂直的合成の製造加工領域への擴張である（垂直的百貨店）。更に百貨店が均一價格營業をチェーン・ストアとして經營し、更に卸賣經營を兼營し、一層進んでは尙又、百貨店營業を個々の環とする百貨店チェーンの出現を見るに至つてゐる（水平的百貨店）。而して斯る發展傾向の顯著なる例は、獨逸及び米國の巨大百貨店に於て特に認められたのである。

此の事情に關して、著者が商業事情講義案（昭和十一年度）に於て獨逸の主要百貨店の營業政策の歴史的發展の考察に當つて述べたる所（二五頁—四〇頁）を摘録すれば次の如くである。

『獨逸の百貨店は、その經營政策の歴史に就て見る時に、常に垂直的合成に著しき努力を致したことが一つの特色として認められる。（但し Hermann Tietz 百貨店は自己生産は有利ならずとして、自己生産の範圍を極めて局限した——村本教授前掲書二七三頁）。即ち百貨店に於て販賣する商品を、自己の工場で製造することに力を竭したのであつて、Leonhard Tietz は大戰より少し前に、伯林に於て亞麻布及び既製服の工場を、Biburg に於て手編靴下工場を購入したが、更に伯林に於て男子麻既製服工場をもち、Plauen に於て刺繡物、カーテン製造工場（下着をも製造）をもち、Chemnitz の工場にて靴下製造も大量的に行ひ、一九二四年には更に Augsburg の Siebenbrunn に於て綿紡績工場（二八〇臺の織機を有し一二五人の労働者が従事す）をもつた。然も Leonhard Tietz は、その自己の工場の製品の少くとも半分を自由市場に賣却するといふ立場をとつた。Kasstadt は、シカゴの Marshall Field 百貨店の經營政策をまねて、一九二〇年の終りに Hocholt に存在する S. A. Weid & Son 紡績紡織工場と Gebr. Braunschweig 染色工場とを買收し、之を爾後著しく擴張した（紡錘五萬、織機一千六百）。更に漂泊、仕立にも手を伸ばし、紐、レース、靴紐等をも自己の工場で製造し、男子、婦人、子供既製服の大量需要をみたすために伯林及び Berlin に於て數個の大製造企業を買收し若くは資本參加關係を作つた。Brandenburg に於て作業服の製造を行ひ、伯林に於て下着製造工場をもち Oesnitz の Vogländische Congress und

Madras-Weberei なる織物會社の株を 60% 所有し、Wollmattungen 有限責任會社（刺繡工場）を買收し若干機械の増設を行ひ、Kassel に於て青色印刷工場を經營し、靴及び麥稈帽子製造工場に財政的に關與し、トランク及び革製品をライプチツヒの自己の工場に於て製造し、總ての種類の紙をハンブルグの Walter Klossat 製紙工場に於て製造し、ザクセンの Döbeln に於てブリキ製品及び漆器工場を經營し、Braunschweig に於て野菜及び肉の罐詰工場を有し、Burgmühle のカカオ・チョコレート工場（Ferd. Kornatzki A. G.）を買收した。此らの經營は、Kasstadt が均一價格營業を行ふと共に著しく擴大せられた（Kasstadt の自己製品が總賣上中、どれほどの割合を占めたかに就ては、商業新聞 Handelspress は、一九二四年に就て、總賣上高の四六・二%に、二六年に就て三五・四%に見積つた。併し村本福松教授の研究によれば、好況時代に於ても、全販賣高の二〇%に達しなかつたやうである。（村本教授前掲書二六九頁以下）。

『獨逸の百貨店の均一價格店經營に關しては、一九二五年に Leonhard Tietz 株式會社が Enape 有限責任會社なる均一價格營業を新設し、Kasstadt 株式會社も Epa 均一價格株式會社を設立した。然も此の均一價格營業の成績が非常に良好なることに鼓舞せられて、Kasstadt は、二七年及び二八年にハンブルグ、ベルリン其他の大都市に多數の地所を購入し、之を Epa に貸貸した』。

『Kasstadt は、自己の工場の製品を自己の百貨店以外に販賣するための組織を作るために、且又、自己の販賣のための商品を購入し兼ねて他の獨立の小賣業にも配給する組織を作るために、次の諸都市に購入兼販賣營業を開設した。

1. Hamburg——主要管理の所在地として
2. Apolda——編物新流行品、及び羊毛品の購入供給所として
3. Berlin——自己の工場が供給しない限り、婦人及び子供の既製服の調達を行ふ
4. Chemnitz——メリヤス、手袋及び靴下の購入供給所として
5. Plauen——フオグトランドの商品の購入供給所として

6. Paris——絹製品、流行品、葡萄酒、香料の購入供給所として
7. Munster——絲物の購入供給所として

Karstadtは、輸出營業にも手を出し、紐育に『國際商業シンヂケート』(International Merchandising Syndicate)なる名の下に商品博覽會を設け、又、紐育に、然も特に米國の商店、就中連鎖店に販賣の目的で Karstadt なる商號を以て支店を設けた。卸賣營業は此の輸出營業の採用によつて増進せられたが、併し此の方面の經驗少きため、會社は一九二四年の始めに有名なるベルリン輸出商たる L. Hecht & Co. と輸出の一定領域に就て利益共同組合を作り且つ Karstadt は此の會社と一緒に倫敦の L. Hecht & Co. 四千磅を以て持分關係を作つた。東海(バルト海)方面への輸出のために、更に Karstadt は、伯林の輸出輸入商 Gumpert, Schenitzky & Co. とも持分關係を作り、又、ブエノスアイレスに支店を設けた。一九二五年の前半年に於ける Karstadt の輸出高は二百六十萬マルクであり、一九二六年全體の輸出高は三百九十萬マルクであつた。而して Karstadt は輸出業務に於て結局、損失を蒙つたのである。

更に Karstadt は、一九二八年の六月末に、購買貯金銀行 (Kaufsparkasse) を設立し、求めにより顧客の貯金勘定口座を開設した。かくて勘定口座を有する者は現金引出の權利を放擲し、預金高の處分は Karstadt の經營する百貨店及びカウフハウスに於ける購買によつてなされるやうに定め、然も預金には預入日から購買に使消する日迄年 12% の利子を附することとした。斯る云はば買手にとつて分割拂制度をなすが如き制度を採用したる目的は、Karstadt 自身の語る所によれば、百貨店にも相當強敵と感ぜられし賦拂營業を克服することであつた。併し購買貯金は果たして賦拂營業から地盤を奪ふかどうかは非常に疑問視せられた。蓋し『商品を受取つて然るのちに分割的に支拂ふのと、假令高い利子が附くにもせよ、先づ貨幣をとりかけておいて商品を後に購入するのは、心理的に異つたものであるから』である。此の購買貯金銀行を設けたる不言の動機は、かくして購買大衆から百貨店が資金の金融を得るといふことであつた(實際、Karstadt はその著しき發展のために資金逼迫の特態にあつた)。併し此際、特に、銀行信用に比して高い利子 (Karstadt は當時銀

行信用に對し手数料を含めて高くて 8% の利拂をしてゐたものとせられてゐる) と「他人の貨幣」の高級管理費とより生ずる費用増加を蒙むることが注目せらるべきである。然も Karstadt の此の處置は新聞に一般に不評で、特に銀行及び貯蓄銀行が反對し、貯金銀行新聞は之を以て「寄託及び預金法」(一九二五年六月十五日の) に違犯するものとして攻撃し、聯邦經濟大臣、プロシヤの商工大臣、總ての信用機關の最高組織等の間にも討議が行はれ、更に聯邦經濟大臣の要請により臨時聯邦經濟局の經濟政策及び財政政策委員會が九月末に購買貯金につき討議し、Karstadt にとつて不利なる評定を示した。以上の如き經濟的並びに法律的疑懼に直面し然も信憑すべき報告によれば、購買貯金はこれ迄全く期待せる結果をもたなかつたので、Karstadt は此の購買貯金制度の廢止に容易に決心がなされうべきであつた。特に、官吏、使用人等がその所得の一部分を後の購入のために購買貯金に貯蓄するであらうとの期待は、たゞ僅かの程度に實現を見たのみであつた。此らの人々は大體に於て、その需要を依然として賦拂營業に於て充足した。(C. Asbeck, Der Warenhauskonzern Rudolph Karstadt AG. Z. f. B. 129. Jahrg. Heft 8)。

自己製造及び卸賣營業の兼營は、米國の百貨店に於て夙に顯著に行はれてゐた所であり、就中シカゴの米國最大の百貨店 Marshall Field & Co. のとりきたれる所である。(詳細は加藤三郎氏「マーシャルフィールドと世界一の大商店」Hirsch, Das amerikanische Wirtschaftswunder 等参照)。更に又、米國に於ても百貨店の連鎖店經營及び百貨店の連鎖化は相當顯著に行はれてゐる。(此等の點の詳細に就ては、松田慎三氏「デパートメントストア」四七頁以下、九三頁以下等参照)。百貨店の預金銀行の經營に就ては、米國に於ては、New York の R. H. Macy Co. の如き顯著なる例が存する。(東朝昭和十一年八月五日、「世界のデパート」参照)。佛蘭西及び英吉利の百貨店の事情に就ても、松田慎三氏「デパートメントストア」一九頁以下特に二五頁及び二六頁以下特に三一頁—三二頁) 参照。

我國の百貨店に於ては、自己生産は大體に於て小規模に止まつてゐる如くであり(村本教授「企業經營」第四卷第一號、

及び同教授前掲書二六七頁以下)卸賣營業の兼營は、鹿兒島市の山形屋百貨店を除いては、一般に顯著なる事實として認められないやうである。

連鎖店の自己生産に就ては、村本教授前掲書二七六頁以下、松田慎三氏前掲書八〇頁以下参照。

第五款 結 言

さて、各商業的經營形態の適格性、生存條件の考察、商業的經營の特化、合成の長所、短所の考察並びに資本主義的小賣經營の自己生産の長所、短所、卸賣經營の兼業の長所、短所、百貨店の連鎖店經營の長所、短所等に關する考察は、各工業的經營形態の適格性、生存條件の考察、工業的經營の特化及び合成の長所、短所の考察と同様に、著者の經營經濟學の體系に於ては、すべて他の場所に置かれてゐる。

第四章 經營經濟學の本質と對象

第一節 學の様々の性格と經營經濟學の發展の概観

第一章に於て、人間の行動の四つの異なる局面の考察を行ひ、且、夫々に於ける價值判斷の特質を明らかにし第二章に於て、經營經濟學の對象として問題になる所の個別經濟・企業・經營の本質を明らかにし、且、極めて簡單に其の種類、其の諸形態、其の發展を概観したから、次に、我々は經營經濟學の本質・體系・研究方法等の所謂方法論的問題を解決しなければならぬ。然るに、此の問題に解しては諸説が相對立して尙ほ統一を認め難い状態にあるから、著者の見解を披瀝し且その正當性を確證せんがためには、先づ、從來主張せられたる代表的諸見解を概観し且批判しなければならぬ。然もそれに先立つて、經營經濟學若くは個別經濟學の性格として問題になりうべき總ての性格を明らかにし、且又、各國に於ける斯學の發展の特質に就て、概観することが必要である。

様々の性格の學 數學、論理學等の形式科學に對して、實質科學は、自然科學と文化科學(精神科學)とに分たれる。文化科學(非自然科學の意味に於て)は、人間の行動若くは行動の組織若くはそれより生ずる現象に關する學である。然るに人間の行動は之を三つの觀點から、考察することが出来る。即ち(1)人間は如何に行動し來たつたか、(2)現在、人間は如何に行動しつゝあるか、如何様に行動を反覆しつゝあるか、如何やうに存在してゐるか、

(3) 將來に向つて如何に行動すべきかといふ三つの觀點がこれである。

第一の如き觀點に立つ學は、「そうなるて他のやうにならなかつたこと」(das so-und-nicht anders-geworden-Sein)を確認し、「生起したること」(Geworden-Sein)を因果的に究明せんとするものであつて、斯の如き考察方法は、本來、史學に本質的なものであるから、史學的考察方法と稱せられ、個別化的考察方法をなす。第二の如き觀點に立つ學即ち事實的科學若くは實際的科學 (Pragmatische Wissenschaft) は、「そうであつて他でありえなうこと」(das-so-und nicht anders Sein) を究明するもの。何であるか (Was ist) といふ提問に答へるもの、實在 (Sein) を解明するもの、實際に行はれてゐる處理方法・處理手續を記述するもの、事實を集め、且整頓することより外の任務を知らぬもの、即ち所謂整序的科學であつて、斯の如き考察方法は、本來、自然科學に本質的なものであるから、自然科學的考察方法と稱せられ、普遍化的考察方法をなす。第三の如き觀點に立つ學には、更に二つの性格のものがありうる。即ち第一には、「斯く斯くすべし」を、「斯く斯くに結果を成就すべきである」(So-und-so-wirken-sollen) といふ當爲命題 (Sollsatz) 當爲原則 (Sollregeln) を樹立せんとするもの。「何であるべきか」(Was ist soll) といふ提問に答へるもの、即ち規範的科學 (Kanonische od. normative Wissenschaft) であつて、當爲を追求することは本來哲學若くは倫理學の課題であるから、斯の如き考察方法は、哲學的考察方法と稱せられる。然もその一般的基礎科學たる倫理學に於ては先驗的なる基礎規範 (Grundnorm) を、又、特殊的個別科學に於ては、先驗的なる基礎規範より演繹せられたる特殊規範 (Sondernorm) を、斯學に於て問題になる現象と行動に照應せしめて、現象 (「眞實に存在するもの」) と行動との解釋と價值判斷 (Deutung und Wertung) に携はるものである。斯學の基礎性質は、かくて、目標 (Ziel) を、結果 (Wirkung) を自ら獨立に自由に指定し、目標を指示し忠告し、而して條件的假言命令的ではなく、無條件的直言命令的 (Kategorische Imperativ) に當爲を叙述することに存する。之に對して第二の性格のものは、「何がありうるか」(Was kann sein) といふ提問に答へるもの、即ち理論的科學 (Theoretische Wissenschaft) である。此の性格の學は、行動に於ける理論的因果的必然性を明らかならしめんとする。詳細すれば、研究對象となつてゐる行動に關して、所與の制約として其儘受け入れざるをえない基礎 (前提) と然らざる基礎とを分ち、前者に就ては、斯る基礎の下に於て一定の目的定立の下に行動は論理的に如何に必然的に發展するか、且如何に發展しうるかを究明し、且現實に行はるゝ行動に就て必然性と不必然性とを吟味し、後者に就ては、前者の場合に於けると同様の提問を行ふ外に、そのものものゝ改造 (變化) の可能性を追求するものである。第二の性格の科學に於ては、處理方策は、現實その基礎から、所與の制約として其儘受け入れざるを得ない基礎から、論理的必然性として展開せられるから、上述せる實際的科學と同様に、現實論的なものである。然も實際的科學は、「事實の學」現象の學として即ち原因と結果との考察の學としては、没價值的な自然科學的性格の純粹科學若くは理論科學と稱せられ、「行動の學」として、即ち目的と手段若くは處置との關係の學としては、此の第二の性格の學と共に技術論 (Kunstlehre) と稱せられるが、前者は現實記述的技術論であり、後者は現實的論理的 (科學的) 技術論である。然も後者は、價值關係的な了解的な文化科學的性格の理論科學とも稱せられる。自然科學的性格として〇理論科學に於ける法則と、科學的技術論に於ける法則とは異なるものである。前の場合には、自然科學的な關係を基とする解明であり、後の

科學的技術論に於ける法則とは異なるものである。前の場合には、自然科學的な關係を基とする解明であり、後の

場合には、目的論的な・人間の意思に依倚する演繹である。第一の意味に於ける法則は、一定の事情發生により自然必然的に生ずる結果であり、第二の意味に於ける法則は、一定の前提から若くは此の前提が維持せられる限り、一定の態度から生ずる所の論理的思考必然性である。

- 1) Walb, Zur Frage der historischen Betrachtung in der Betriebswirtschaft Z. f. Hw. u. Hp. 1929 Ja. Irgang. Heft 7.
- 2) Naville, Nouvelle classification des sciences, 2me édition, 1901. 彼は提問の如何によつて科學を分類して論理的科學(可能性の制限及び必然的關係の學)と事實的科學(實現せる可能性の學、歴史)と規範的科學の三つとなす。經濟學に於て同似的に三つの性格の科學を分つことは、W. Rapard によるその著 "Les trois disciplines économiques," 1910に於て、及びシステムバルトによる彼の著 "Die drei Nationalökonomien," 1930 に於て行はれた。併しシステムバルトに於ては、規範的、秩序的、了解的なる三つの性格の學を問題となし、規範的國民經濟學は經濟學として存立しえないとしてゐるのであつて、Naville の分類と其儘合致するものではなう。Normative Wissenschaft なる語は、ニッケル (Nickel, Normative Wirtschaftswissenschaft) 及びミンヘンツォルフによつて kanonische Wissenschaft と略々同じ意味に用ひられた。
- 3) Schönflug, Das Methodolenproblem in der Einzelwirtschaftslehre 1933 尙、酒井正三郎教授は、非常に的確に、經驗的實在は規範論者にとつては認識の基礎ではなくて、規範の適用される領域である。現實に與へられてゐるものが究極に於て認識を決定するものではなくて、規範體系に於ける最高價值との一致が、決定的なものとなると述べてゐる(前掲著書一九九頁)
- 4) Töndury, a. a. O. S. 41 尙ほ彼は、實際的、理論的、規範的なる三つの性格の學の關係に就て、夫々は經驗的事實の單純なる確認から始めて、之を一層高い立場より得たる規範によつて判斷し評價することを以て終る所の科學的認識の異なる段階たるに外ならないとなし、且、此の三つの段階は、第一の段階が完全に追求されたる後に始めて第二の段階に進みえ、第二の段階を経てのち始めて第三の段階に進みうるといふ關係に相互に立つものではないかといふことを問題と

し、然も『眞實には三者は、始中終、互に交互作用の關係に立つものとなす。』事實學 (Pragmatik) は理論學 (Theoretik) の基礎として必要である。かくして總ての新しい事實は、新しき法則性と新しき可能性が発見せられるやうに導かれる。理論學 (Theoretik) は規範學 (Kanonik) の基礎として必要である。何となれば總ての新しき法則は、全體の觀念 (Gesamtheit) を其都度根本から變化しうるからである。併し逆に、全體の觀念即ち規範學 (Kanonik) から理論學 (Theoretik) と事實學 (Pragmatik) とが實を結ばれて、兩者に對する洞察が鋭くせられ、法則と事實とが一定の光明に於て示され、尙又、新しき法則と事實の發見が可能ならしめられうる。かくて、下から上に、及び上から下に、常住の關係、相互的關係作用が存する。それに於て科學の眞の精神が表現される。二者擇一 (Entweder-Oder) ではなくて、二者相共 (Sowohl-als-auch) であり、一つの段階から他の段階への常住の昇降である。何もかも決定的ではなく、總てものが變化的である』(Töndury, a. a. O. S. 40)

此のテンドウリーの見解に従ふ時には、「行動の學」といふ意味に於ける所謂實踐科學は(若くは一般に)此の三つの性格を包括すべきものであるが如くであるが、之を合目的性の論議より離れて、可能性の觀點より見る時は、三つの性格の實踐科學は、夫々、別個に存立しうる。

かくて經營經濟學の本質の問題として、先づ第一に、それは自然科學(若くは自然科學的)であるか文化科學(若くは文化科學的)であるか、若くは「二者擇一」ではなしに、それでもこれでもありうるか、兩者を含むものであるかといふ問題と、第二に、規範科學であるか現實論的な學であるかといふ問題とを、特に解決しなければならぬことが、明らかとなつた。

尙、人間の行動を對象とする學と、純粹の自然科學との區別を、特に明確に意識するを要する。人間そのもの

は自然的存在であり、純粹に自然科學的にも取扱はれうるものであるが、人間の行動は他の自然的存在に比して著しく意識的なもの、價值判斷的なものであり、又、其の行動は社會關係の發展變化によつて著しく制約せられる。かくて人間の行動は、植物、動物に於ける如く沒價値的のみでなく、價值關係的にも把握されねばならぬ。

經營經濟學の發展

獨逸の經營經濟學は、大體に於て、商人が其の營業活動のために必要とする知識と熟練の傳達を眼目とせる商取引學 (Handlungswissenschaft) 若しくは商業學 (Handelwissenschaft) を先驅とし、商業大學の設立(一八九八年)を直接的契機として成立に向つたのであつて、一方に於て商業大學の教授プランに於て從來の商業學校教育の傳統に結びつき、斯くして無造作に所謂商業學を受け継ぐと共に、他方に於て、此の商業學を科學的に醇化發展せしめ、且、科學の體系内に確乎たる地位を得しめんとする努力を致すに至つたのであるが、此の努力は、大體に於て、(1)「除斥期」(Periode der Ausschcheidung) (2)「古き商業學の體系變更の時期」(Periode der Ungliederung der alter Handelswissenschaft) (3)「第一次方法論争の時代」といふ、三つの段階を経きたつたと見うる。第一の段階(大體に於て世紀の轉換と共に)は、新しく設立されたる商業大學の草孟期であり、一般的努力は、先づ第一に、受継ぎの商業學の教授構造のうちから法律的並びに國民經濟的知識等の門外的な諸碎片を除去することに向けられてゐたことを特質とし、第二の發展段階は、除斥後に残りたる素材と一定の方向に擴大したる素材とを新しく編制することに努めた時期(略々世紀の轉換後十年迄)であつて、斯學(當時主として尙、私)が商業的交通論と商業的經營論との二大主要領域に分たれるに至つた。輓近の經營經濟學は、此の期及び第一次方

法論争の時代に成立したのであつて、本書に於ける經營經濟學の方法論的問題に關する叙述が第一次方法論争時代以後に限定せられてゐる所以である。然るに斯學を學として確立せんとする努力に於て、隣接科學たる國民經濟學に手がかりを求めよとの密接なる關係を基とし、又、總ての經營事象は結局社會經濟的に決定せられるといふ認識を基としたのであつて、就中シェーアの「商業經營學」に於て明らかなる如く、當時の經營經濟學者は經營事象の判斷の觀點を社會經濟學に求め、かくして斯學を先づ國民經濟學の分科(特に、當初、實際的)として考へ第二に獨逸の國民經濟學と同様に規範學的性格をもつものとする見解が根を張り、第三に又、國民經濟學に於けると同様に、所謂價值論争(從つて斯學が規範學であるか理論)が再演せられるに至つたのである。之に對して、シユマーレンバッハは、技術論(學)としての經營經濟學を主張し、此處に、斯學の本質に關する三個の見解の對立を生ずるに至り、此の論争問題は未解決のまゝで、世界大戰の勃發と共に、全く忘れ去られ、然も此の對立は今日に至る迄存続してゐるのである。シユマーレンバッハを中心とする實學派は、斯學を國民經濟學の分科となすことによつて國民經濟學的觀點より出立することは、經營經濟學の領域に於ける事實材料の一方的に偏しない考察と徹底的な分析とを妨げるもの、即ち研究の自由を害なひ窮窟な枠にはめこむものであることを、時日の経過と共に暗黙のうちに感ずるに至り、然も方法論的問題に殆んど考慮を拂ふことなく、此の國民經濟學的きづなを斷つて、各個別經濟事象の研究に専心するに至つた。これは、就中、一般に經營經濟學の沈黙時代たりし世界大戰期の後、略々インフレーション時代を以て始まる獨逸の斯學の特質であるが、かくて斯學は國民經濟學を姉妹科學として考察し、自らを全く獨立の科學として見るに至つた(テンドウリーも云ふ如く「斯學にして獨逸の經營經濟學は巨大な發展をとげたこと、且、理論上も多

の價值あることが明白にせられた)然も大戦後に於ける窮乏・混亂の獨逸經濟の回復興の熱意が、シュマーレンバッハを始め經營經濟學者のうちに漲り、産業合理化運動の旗幟の下に生産經濟、就中企業の實質的實際的なる非常に緊要なる問題(即ち原價問題、財政問題、賃借對照表問題等)が綿密に取扱はれ、此方面に於て獨逸經營學の黄金時代を實現した。之に反して此の時期に於ては、斯學の性格及び意義の問題が、テンドゥリーも云ふが如く、議論に統制を缺きたるため甚しき區々の意見を生じ、此事は全く外面的に、此の問題に觸れないといふ暗黙的一致によつて隠蔽されたのであつて、斯學と國民經濟學との間の關係に關する論争も一種の假協定に基いて殆んど重大化しなかつたと云ひうる。従つて此期の特質を「實質的問題深化の時代」と稱しうる。

4) Töndury, a. a. O. S. 24ff und 57ff.

經營經濟學と社會學との關係の問題が明白に問題にせられるに至つたのは極めて最近のことに屬し、特に經營組織論の勃興に基くものといはねばならない。併し明白にはなくとも、經營經濟學が社會學と夙に少からず交渉をもつてゐたことは、上述せる所より既に明らかであり、又、之を獨逸以外の國に就て見るも明白である。⁶⁾

5) 此點に於てテンドゥリーの活動を認めねばならぬ。彼は、斯學の認識對象決定上の論争は、經營の概念を一義的に決定し、且、之を經濟、特に個別經濟及び企業と明確に區別することに成功して始めて、正しき結果に到達しうることを強調し、且、經營の概念に就て、社會學上の文獻に於ける措定を基として、社會學的概念として、形式的に措定した。

6) 拙文「經營組織論の發展と其の根本問題」(經濟商業論集第十九號所載)参照

獨逸及び獨逸語諸國以外の國に於ても、就中米國に於ては、經營經濟學の内容たるべきものが、十九世紀の終

末、二十世紀の初頭以來の個別的研究の累積によつて、經營組織論 (Business Organization) 經營管理論 (Business Management)、企業金融論 (Corporation Finance)、市場論 (Marketing)、販賣論 (Salesmanship)、會計學 (Accounting)、原價計算 (Cost Accounting) 豫算統制 (Budgetary Control) 等の學を生じたが、之を統一整理して、一つの學的體系となすことが著しく看過せられたつてゐるといひうる。⁷⁾ 米國に於ける斯學の發展の特質は、英國のそれと同様に、實際的欲求が直接に經營經濟學的研究に刺戟を與へ、直接的に實際的なる欲求にこたへて個別問題の討究に著しく傾き、且、内容が先づ出来あがつて然る後に形式が極めて無造作に且餘り重要視せられず問題とされるにすぎないといふ傾向の強いことである。⁸⁾ 米國の管理論は、主としてテイラーを中心とする技師、及び労働科學と經營經濟學との限界を嚴密に考へない著述家達によつて取扱はれ、著しく工技術的論述を包含するものであるが、科學的研究(分析と綜合)を徹底化させきつた功績は大きい。

7) 知識の累積を斯の如き名稱に整頓したことに就ては、同國の通信教授學校 (Correspondence school) に於て發行せる教科書が極めて重要な役割を演じた(詳細は、拙著「教材、米國會計學史」第二分册参照)。

8) 經營經濟學の内容たるべきものが雜然並存してゐるといふことを、米、獨によつて影響せられてゐる英、佛、伊、日、其他の國に就ても、勿論、云はねばならない。たゞ、一般的に、獨逸の諸國に於ては、英米とは反對に、實際的欲求が直接に理論に作用を及ぼさないで、先づ學校制度の改革を促し、次いでそれから本來の研究勞作が發展したものであるから、科學的研究に對する努力が、先づ第一に然も強く擡頭するに至り、且、今日も尙、斯學の方法論的問題に相當注目を向けると其の根本問題」(經濟商業論集第十九號所載)参照。我國の經營經濟學も、その傾向に於て、大體、獨逸のそれと近似

する。(我國の經營經濟學の發展に關しては平井泰太郎教授「經營學通論」を参照)。

然るに以上の如き方法論的問題の無視の後、獨逸に於て、(1)獨逸以外の國の經營經濟學的成果(特に米國の計
算的、技術的
な經營組織論、佛國の社會學的な經營組織論、米國
に於ける市場觀察、市場分析、心理學的組織論等)の影響が漸次に現はれるに至つたこと、(2)獨逸的な社會學的經
營組織論の相當顯著なる擡頭を見るに至つたこと、(3)獨逸の社會經濟の變化は世界觀と經營經濟學の本質との
問題を論議するに至らしめたこと等の諸理由に基いて、較近の「第二次方法論争の時代」が出現するに至つた。然
も規範的經營經濟學の主張と經營組織論の擡頭は、再び又、國民經濟學と經營經濟學との結びつきを問題とする
に至らしめた。然も問題の解決は未だ十分でないであつて、各國の經營經濟學的成果を異論なき態様に體系化
して統一的經營經濟學たらしめることが、今日、斯學の緊要事である。

第二節 經營經濟學の本質に關する諸見解

概観 經營經濟學の本質若くは性格の問題に關して、次の諸見解が對立する。

- (1) 經營經濟學を専ら、沒價值的な事實的科學なりとするもの
 - (2) 經營經濟學を専ら技術論若くは規範科學若くは價值關係的な理論科學なりとするもの
 - (3) 經營經濟學は事實的科學の部分と、價值關係的理論科學たる部分若くは技術論的若くは規範科學的部分と、兩部分より構成せられるとなすもの(ニツクリツジュ、ザイフェルト、マールベルグ、
ゲルドマツヘル、レーマン、メロロヴィツチ等)
- 第三の見解は、云はゞ第一の見解と第二の見解との析衷説であるが、それは更に又、次の三つの異説を包含し

うる。

- a、第一の部分に重點を置くもの
 - b、第二の部分に重點を置くもの
 - c、兩者を對等視するもの
- (4) 經營經濟學は、事實的、理論的、規範的なる三つの部分より成るとなすもの、然も此の見解に於ても、次の二つの異説が存する。

- a、事實的科學部分に重點が存するものとするもの
- b、規範的科學部分に重點が存するものとするもの

經營經濟學を専ら沒價值的な事實的科學(所謂理論科學)となす論者に於ても、その内部に様々の説が存する。特に明白に此の見解を主張する代表的學者は、リーガー、中西教授、馬場教授等であるが、其の論據とする所は、或は經營經濟學を以て理論的社會(國民)經濟學の分科として見ることに、従つて斯學の理論科學たることを、結局理論科學の分科たるが故に理論科學であるといふ論據を以て論證せんとすることに(中西教授)、或は科學の概念本質を嚴密に規定し闡明し、經營學が其の謂ふ所の科學として成立しうるためには理論科學たるべきであり、政策論若くは技術論としての斯學の成立は困難であると見ることに(馬場教授)、或は現代の貨幣經濟の一環としての營・利・經濟、就中企業に就ての客觀的なる科學としての私經濟學を主張し、「利潤學」(Profitlehre) 即ち「利潤獲得の技術を傳授する學」の成立の不可能を確信することに(リーガー)存する。然もリーガー及び中西教授に

於ては、斯學の歴史性、社會性を強調せられるに對して、馬場教授に於ては、斯學の自然科学的普遍性が強調せられる。

- 1) 中西實雄教授「經營經濟學」一頁以下。
- 2) 馬場敬治教授「經營學方法論」。
- 3) Rieger, a. a. O. S. 72 ff.

經營經濟學若くは個別經濟學を、専ら技術論若くは規範學なりとし、又は此らを含むものとする論者の内部に於て存する所の最も根本なる對立は、大體に於て、技術論と見るか規範學と見るかの對立である。

- 4) 所謂技術論 (Kunstlehre) と技術學 (Technologie) とは異なる。經營經濟學若くは個別經濟學を、自然科学的意味に於ける技術の學と見るものは全く存しないし、又、『廣義の技術』概念に包括さるゝ事務技術、取引技術等の實務の學と見るものも、經營經濟學上の現代的な述作に於ては——國民經濟學者、シュパン、リーフマン等を除いて——存しない。既に官房學者バウムシュタルク (一七七九) は技術的なものを實業論といふ名の下に一括し、經濟的なものを各私經濟學の經營論とよび、兩者を嚴密に分離した。經營經濟學が技術的觀點に立つ學でないこと、技術の學は統一的理論に到達しえないことは、經營經濟學者の齊しく主張する所である。特にシエーンプフルクは、最も明確に次の如くいふ。即ち彼によれば、一般的經營經濟學 (Allgemeine Betriebswirtschaftslehre) (此處に一般的とは、斯學の認識が原則上、經濟の總ての經營に例外なく擴り、例へば生産經營とか企業とか若干の群に限られないと) ——は經營の技術學 (Technologie des Wirtschaftens) ではない。經營經濟的考察方法の特殊性は、經營に於ける諸經濟活動を經濟的目的設定に合目的に率仕する所の統一的活動過程として見るといふところに存する。技術的實務的なる觀點からは經濟的經營の統一的理論は存立しない。技術的なる觀點に於ては、經營の此の若くはあの問題領域に個々

に關係し、決して經營の全體そのものに關係せず、論理的に相互に何の關係にも立たない所の若干の技術學があるのみである。例へば、經營設備及び機械的經營手段の最も合目的なる技術的組織の理論としての所謂經營科學 (Betriebswissenschaft) は販賣技術若くは契約技術と技術的完全性の一般の最高觀點——此の下にそれは其都度問題になる個々の活動若くは活動の切片を考察する——より外に何ものも共有しない。様々の經濟技術も互に本來何ものも共有しない。之に反して、經濟的觀點は、一活動集團 (Handlungsgebiet) を總まりたる全體としてのその特性に於て、統一的に考察する論理的可能性を提供する。即ち經濟的觀點は嚴密に限定されたる方法で、經營に於ける總ての活動を、その價值重要性 (Wertbedeutung) に就て統一的判斷におかされる (Schöpflin, a. a. O. S. 161)。

テンドウリーも、先づ、實際界に於て生ずる問題は、大抵の場合、技術と經濟と二つの要素を含んでをり、屢々又技術が先頭に立つてゐること、且又、實際界に於て生ずる問題を直接に取扱はんとし實際界の提示する目標を目標とせんとする場合には、技術の要素は非常に著しき程度に經濟の要素に混交されること、かくて就中斯様な態度をとりたる古き商業學は技術的色彩が著しく強かつたこと、新しき經營經濟學に於ても實際界を重く考慮したる場合には技術的問題を非常に重要視してゐることを指摘し、次に、『科學的考察方法は本質を異にする要素の斯の如き並存に堪へえないこと、其等を互に區別し且その夫々が必要ならば、夫々獨立の對象たらしめるやうにしなければならぬ』ことを強調する。

彼は、經營問題に技術的要素が混交して現はれるのは、就中、四つの領域、即ち(1)經營設備(工場及び事務室)の組織に於て、(2)經營の内外に於ける労働處理の形成に於て、(3)各個取引及び契約上の商議に於て、(4)經濟的成果の統制、會計に於て、存するとする。經營設備の組織は、様々の労働手段の技術的可能性及びその給付能力の條件に關する知識を前提とする限りに於てのみ技術的要素を包含する。それは構造學若くは機械工學に屬する事柄であるが、此の労働手段及びその組合せの方法の費消・收果的判斷は經營經濟學の領域に、若くは當該問題を取扱ふ其の分科の領域に屬する。同様

含する。即ち此場合技術的要素は、幾分かは労働手段、機械、設備に於て存し、幾分かは労働する者の肉體的及び心理的諸關係に於て存する。前の部分は機構工學に屬し、後の部分は労働科學の對象をなす。労働適格性の確定の方法を取扱ふ「心理技術」は一特別領域をなす。經營經濟學の仕事は、此の領域に就ても、各個の處理の經濟性を判断することである。一般に此の判断は經營經濟的労働組織論の課題である。外部との營業交通、契約商議の處理に就ては、多くの技術的處理が問題になる。それは、古き商業學に於て重要地位を占め、然も交通の法律的形式が著しく重視せられた。輓近の經濟も勿論法律的知識を前提とするが、それは經營經濟學の體系には屬しないで、客觀的に與へられてゐるものとして考察され吟味される。外部との營業交通の本來の技術的要素は、部分的には商品學に含められ、部分的には決済技術、契約技術である(併し之は是迄、殆んど別)。以上の三つの領域は、少くとも原則上、經濟的なものと區別して取扱ふことが容易である(個の取扱を受けなかつた)。以上三つの領域は、少くとも原則上、經濟的なものと區別して取扱ふことが容易であるが、と思はれるが、第四の領域たる會計は、經濟的なものと最も密接に結びついてゐるから、其の區別も非常に困難であるが、同様に截然分離せられねばならぬものである(會計の問題に關するテンドウリーの見解に)。尙、所謂經營科學は、技術大學に於て、生産手段の經濟的組織の學として米國より獨逸に歸化したものであるが、テンドウリーは、之に就て、それは純粹に技術的な要素を特に著しく考慮してゐるにも拘らず、尙、大體に於て經濟的なものであり、經營經濟學の總構造のうち困難なく組入れうるものとする(D. A. O. S. 46)。

技術論としての經營經濟學 既述せる如く、技術論には、現實記述的技術論と現實的科學的技術論との別があるが、經營經濟學を以て技術論なりとする場合、此の孰れの性格のものでもありうる。併し著者によれば、技術論は、その本質として、現存するものよりも更に合目的なる處理手段を創出すること、實際界に對して常に一步先んじて之を指導することに、一層大なる意義を有するといひうる。此の意味に於て、著者は、少くも現實的科學的技術論を含まざる技術論は、眞の意味の技術論ではないといふ見解である。

現實的な學としての技術論は、與へられたる社會經濟組織及びそれに於ける個別經濟の本質を動かすべからざる前提とする。斯る立場に立つ學者として、シュマーレンバッハ⁵⁾、ライトナー⁶⁾、ホフマン⁷⁾、ジーバー⁸⁾等を挙げうる。

- 5) Schmalerbach, Die Privatwirtschaftslehre als Kunstlehre, Z. f. h. w. F. Jahrg. 1911—12, Heft. 6. 但しシュマーレンバッハに於ては、表面上、規範的な主張も見られるが、實際には、その論述は、純粹にはないが、著しく現實記述的並びに現實理論的な技術論的なものである。
- 6) Lehner, Wirtschaftslehre der Unternehmung, 1926, und Renaissance der Privatwirtschaftslehre, 1931.
- 7) Hoffmann, a. a. O. 向井梅次教授譯「ホフマン經營學」
- 8) Sieber, Objekt und Betrachtungsweise der Betriebslehre, 1931. 安倍隆一氏「ジーバー經營經濟學の對象と方法」(企業經營六ノ一)、酒井正三郎教授前掲著書等参照。ジーバーは、企業の經濟性は、その収益性によつて測定せらるべきことを、「収益性の規範的重大性」(Normative Relevanz)と稱し、且、第一に此の同一律によつて斯學の認識對象が完全に正確に形成せられるといふ、第二に今日の斯學はプログラムの告示を度外視すれば、その實質的問題については例外なく企業のみを取扱つてゐること、第三に、今日の斯學が其の提問に於て収益性の原則とは異なるものから演繹されうるといふことを指示しうる芽すらも何處にも確認されえないことを、主張する(D. A. O. S. 146)。

規範學としての經營經濟學と世界觀 經營經濟學を規範學と見る者に於ては、それは教化的なる、人間の精神に關して規範的な内容を含むものと解せられるを通常とする。即ち「何であるか」(Was)を研究することを以て満足しないで、それを超えて創成的な、文化形成的な作用を及ぼさんとするものである⁹⁾。ところで、文化科學(社會科學)に於ては、各論者のイデオロギー若くは世界觀、即ち社會に對する理想によつて、行爲の學としての

此の學の目的設定を異にし、従つてその本質及び内容構成が決定的に規定さるゝことが少くない。斯の如き世界觀として、例へば、(1)個人主義的自由主義觀 (Die individualistisch-liberalistische Auffassung) (2)觀念主義的普遍主義觀 (Die idealistisch-universalistische Auffassung) (3)國家社會主義的世界觀 (Die nationalsozialistische Weltanschauung) (4)共產主義的世界觀 (Die kommunistische Weltanschauung) 等を擧げうる。併し共產主義的世界觀(唯中、唯物辨證的階級闘争觀)は、理論科學には犀利なる批判を提示しうるにも拘らず、行爲の學としての經營經濟學にとつて、殆んど問題とならなす。

9) Röske, Nicksch und die normative Betriebswirtschaftslehre, Die Betriebswirtschaft, 1936

自由經濟に於ては總てのものが歪められない經濟原則(従つて又經濟的、自然陶汰の法則)の下に立つといふ、世界觀的愛好を以て、自由經濟の支持に理論の根據を置くものとして、マールベルクを擧げうる。従つて彼の經營經濟學は自由主義的世界觀に立つ規範的性格をもつ。¹⁰⁾

10) 拙著「動的會計學研究」第一章參照

尙、個人主義的自由主義觀は、企業家とその個人的利益を第一義的に主張し、その増進のために第一義的に活動することを承認する。現實に於て企業の目的は企業家利潤 (Unternehmergewinn) の獲得にあることを根底として、必然的に私經濟的功利學 (Die privatwirtschaftliche Nützlichkeitslehre) としての經營經濟學若くは經營學の存在の正當性を承認することとなる。斯る立場に於て構成せられたる『行爲の學』としての經營經濟學若くは經營學は、企業家の収益性の學として、私經濟的利潤追求の處理原則の學として成立し、且つ、斯る觀點に於て問題となりうべき凡ゆる處理可能性と手段とが斯る觀點から追求せられ、批判せられる。斯る立場に立つものとして所謂俗流經營學の殆んど總てを擧げうるが、上述せ

る現實的技術論的立場にたつもののうちにも、如何なる論者も世界觀を有し、それが對象決定に影響を及ぼすといふ意味に於て、此の世界觀に立つものがあつたと推定しうべきである。

觀念主義的普遍主義觀に立つ者に於ては、斯學は寧ろ哲學若くは倫理學的なものと考へられ、經濟倫理學として形成される。

所謂ナチスの世界觀若くは國家社會主義的(若くは所謂全體主義的)世界觀に立つ學説は、一九二九年來の世界的恐慌下に於て(政治的には一九三三年獨逸に於けるナチス政權の確立、伊太利に於ける全體主義的經濟政策の實施等)地歩を確立したと見るべきであつて、特に精神の革命を強調するものであるが故に、觀念主義的立場に立つ者と著しく接近し、事實上、前者は一般に後者から其の理論を藉り來たつてゐる。

此等の點は「國民經濟政策論」に於ても同様であつて、それは如何なる指導原理に従つて理論を展開すべきかに就て、各論者は、一般に世界觀によつて左右されることは、特に認められる所である。かくて例へば、資本主義、自由主義の是認は資本家的な經濟政策原理を樹立し、國家社會主義的見地に立つものは經濟の計畫的統制を強化する諸經濟政策原理を樹立する等、様々の性格の國民經濟政策論が發生しうる。

規範的經營經濟學的發展的概観と其的發展の根底 規範的經營經濟學は、獨逸に於て、カント、シェリング、シュライマッヘル、ヘーゲル、フイヒテ等の哲學者の大なる影響の下に、シェア、デトリッヒ11)等の先學を経てニックリッシュによつて最も徹底的に主張せられ、シェーンプフルク等の後學によつて繼承せられた。併し我々は、獨逸の規範的經營經濟學に就て、シェア等によつて代表せられる「初期」のものと、ニックリッシュ及び旗幟鮮明に國家社會主義的世界觀に立脚する者(例へばドイツ¹²⁾)によつて代表せられる「後期」のものとを分つことが出

来る。初期のものには、企業家の營利追求の學、金儲けの學としての私經濟學を否認せんとするブレンタノ、エーレンベルヒ等の國民經濟學者の見解に對抗して、私經濟學若くは商的經營經濟學の存立及びその地位を確定せんとする努力がひそんでゐるのである（斯學が決して營利の手びきの學ではないといふ點は、ニックリッシュによつて一ガーによつて強調せ）。
 又、規範學者とは異なる立場に於て異なる論據の下に於てではあるが、リ

- 11) Schär, J. F.: Allgemeine Handelsbetriebslehre, 1911, 1923 シェアは、私經濟的の原則と經濟的の原則との對立を説き、國民經濟的の原則を以て、私經濟的の原則を克服すべきことを主張する。
- 12) Dietrich, R.: Betriebswissenschaft, 1914. 彼は彼の經營學の素材を、經營の本質及び種類、經營と經營交通の類別、經營の内部生活（勞働）、經營倫理に分ち、其の論述を著しく經濟倫理的の原則を以て貫いてゐる。
- 13) Nicklisch: Die Betriebswirtschaft.
- 14) Schöpfung, Das Methodenproblem in der Betriebswirtschaftslehre.
 # Der Erkenntnisgegenstand der Betriebswirtschaftslehre.
- 15) Deutsch, Wahnanschauung und Wirtschaftsführung, Z. f. B. Jahrg. 1935.

之に對して、シュエーレンバッハ、ゲルドマツヘル等、表面上規範學的の立場を強調するが、眞實には規範學的の性格のものと見るをえない論者の主張を、假に「中期」のものとするならば、此の中期の所謂「共同經濟的の立場」をとる論者は、世界大戰後の獨逸の經濟苦難を背景として、此の經濟苦難を克服せんがために經濟の合理化が凡ゆる方面に徹底せられねばならぬといふ、然もこれに於てあらゆる可能性を探求することが、經營經濟學者の使命であるといふ必要と考へに基いて現はれたのであつて、然も資本主義的市場經濟の現實を是認し、此の現實に立脚せるものである（政治的には社會改良主義的の見地）と對應する。

シュエーレンバッハは私經濟學と經營經濟學とを峻別し、所謂共同經濟的の立場を以て經營經濟學の本來的の立場であると

し、自らを私經濟學者としてではなしに國家經濟學者 (Staatswissenschaftler) として任じ、經營を私經濟的の營利組織としてでなしに共同經濟的の機關として考察し、私經濟的の經濟性でなしに専ら經濟の共同經濟的の經濟性（共同經濟的の生産性）が理論的目標規準であると主張する。ゲルドマツヘルも亦、經營經濟學は、一國民經濟なる總有機體に於ける細胞としての、「國民の生活源泉」としての經營が健全であるか病氣であるかといふことに關心するものとする。然も彼等が共同經濟的立場といふも、現實の上に立脚して現實の根本的經濟原則の下に理論を展開するものであつて、ニックリッシュ等の立場に比して、著しく現實論的であり、ニックリッシュの規範學とは全く異なるものである。（詳細は拙著「動的會計學研究」第一章参照）。從つて寧ろ既述の如く、現實論的技術論と見るべきものである。

後期の規範的經營經濟學は、ニックリッシュ其他によつて代表せられ、特に一九三三年以來、ナチス政權の確立、ナチス的經濟政策の強行によつて漸次にその地歩を確立したものであつて、その擡頭と優勢化の原因を説明するためには、國民經濟組織の著しき變化の事實（就中、國家と個別經濟との關係の變化の事實）を認識しなければならぬ。即ち自由主義經濟的特質は著しく失はれ、拘束經濟的特質は次第に強まり、殊に蘇聯に於ては今日全く共產主義的計畫經濟に化しゆきつゝあり、獨・伊の所謂全體主義的國家に於ては、夫々多かれ少かれ異なる所・異なる事情を有するが、著しき拘束經濟化、國家による經濟統制の著しき強化を共通的特質としてもつに至つた。我國に於ても、既に拘束經濟化は相當に著しかつたが、最近二、三年來、殊に日支事變發生以來、國家による經濟統制は、所謂國家總動員法の發動と共に、極めて廣汎に且深刻になりつゝある（英米等の民主主義的國家に於ては、蘇聯の如き國に於ては産業の國有經營化に努められ、從つて個別經濟の經營は全く國家の經濟計畫に全面的に服従しゆきつゝあるに對して、一般に全體主義的國家に於ては、産業の私有、私營の下に於て、個別經濟の經營に國家の干涉統制が著し

く侵犯して、自由活動の餘地を著しく制限するといふ異なるコースを以て、經濟の拘束化に、更に、計畫化に努めつゝある。その孰れの場合に於ても、從來の自由主義的市場經濟の場合に比して、個別經濟の經營は、著しく其の行動を束縛制限せられ、たゞ尙、その經營及び生存が私的イニシアチヴの下に自己管理、自己責任の下に存置せしめられてゐるか否か、従つて從來の資本主義經濟に於けるが如き自己利益の追求、収益性の原則が原則的に否認せられてゐるかは認められてゐるか、國家に對して直接的に責任を有するか否かに於て相違が存するために、束縛、制限の程度が異なるのみである。全體主義的國家に於ても、各個別經濟は、純粹に自己利益の追求、収益性の原則による活動を行ふことをえず、國家によつて其の部分的無視を強要せられる。然も國家は統制束縛によつて其の部分的無視を強要するのみならず、各個別經濟の經營者が自發的に國家の政策に、國家の意圖に適合することを期待する。かくて各個別經濟の經營者に、収益性原則とは異なる別個の經營指導原則を握持涵養せしめるといふことが問題になり、斯る事情の下に、個別經濟學若くは經營經濟學に、此の國家の意圖に適合する新しき經營指導原則を樹立するといふ任務が課せられるに至り、斯くして今日のナチスの世界觀に基く規範的經營經濟學の成立を見るに至つたのである。

ナチスの世界觀は、民族共同體 (Volksgemeinschaft) を完成することを理想とする。此の理想の下に於て、獨逸國家社會主義は、民族共同體の本質及び緊要から生ずる所の規範に従ふ經濟的行動を目標とし、然も經濟執行の實質的指針として、(1) 經濟の秩序、(2) 私有財産の維持、(3) 共同體主義、(4) 給付主義の四つをとる。經濟の秩序として、自由經濟に於けるが如く需要と競争との間の調整を、最早嘗に自由競争によつて及び自動的に價

格によつてのみならず、國家的規制によつても到達するやうに、經濟を意識的に適當に形成することに努めるものであるが、併し獨逸國家社會主義は自由主義と最も鋭く對立する所の機械的綜合主義ではなくて、私有財産制度の維持の下に個別經濟を持続するが、それを、民族共同體及び國家の緊要は個別經濟の緊要に先んずる (「公益は先んずる」[國家と全體の福祉]といふ一層大なる理想の下に立たしめる所の經濟制度である。それは、極端なる個人主義とも完全なる綜合主義とも相容れぬものであり、又、制限なき自由經濟とも完全なる計畫經濟とも相容れぬものである。それは私益を否認しないが、公益の上位を強調する。それは従つて公益と私益との、經濟的自由と社會的拘束との綜合である。此の綜合のために、共同體の緊要の保全のために、物的な重要手段として、職業團體的秩序 (Die berufständische Ordnung)、經濟客體(財貨其他の給付)の意識的形成と國家的規制 (Bewusstse Gestaltung und staatliche Regelung) とがとられる。職業團體的秩序に於ては、私有財産と私的イニシアチヴとが維持されるが、職業團體は經濟グループの内部に於ける經營と經營との間の問題及び内經營的な問題を規制する。職業團體も自治團體であるが、國家の法律行爲を基とする。國家は其の行政權によつて職業團體の秩序權を保全し、且又、それを監督する。「經濟客體の意識的形成と國家的規制」は、特に、需要と供給との間を價格及び自由競争によつて自動的に調整することが、最早最善の需要充足を保證しない場合に、共同體主義によつて經濟に國家權力を發動するものである。然も經濟の法則を無視するのではなく、その十分なる認識の下に經濟の個々の要素に、従つて市場及びその要素たる供給と需要に干渉が行はれる。次に此らの物的手段の外に、精神的手段(主觀的要素)即ち經濟に國家的倫理的目標を徹底し、人間及びその經濟精神を改造すること、即ち「經濟

客體」に對して資本家的(即ち専ら利益追求的)にはなしに、社會的たる(即ち共同體的精神をもつ)べきであるといふ精神陶冶が、尙一層重要なものとせられる。「獨逸國家社會主義は人間の社會主義であつて物の社會主義ではない。」それ故に又、「經濟客體」に對する經濟政策は、常に各場合に於ける合目的性(民族的必要、民族の)の問題である。國家及び職業團體の干渉は、國家の緊要及び民族福祉の保全徹底が必要ならしめる程度の強さを以て行はれるのであつて、各個の經濟部門及び經濟種類に於て、その構造、組織及び綜合經濟的重要性に應じて、全く様々である。國家の規制は、たゞ枠組仕事であつて、個別的に狭くも廣くも嵌められうる。此の枠の内部で私有財産、私的イニシアチヴ、企業家意思及び制御されたる利益追求が支配する。完全なる拘束經濟、就中徹底せる計畫經濟は、全經濟の調節を個々の場所に置く。それは必然的に自己責任、私的イニシアチヴ及び給付成果を弱めることになる。それは官僚主義に、杓子定規に、非經濟性に立ち至らしめる。かくて消費者及び民族の福祉に不利に作用しなければならぬ。自由的資本主義の自由經濟とは反對に、國家社會主義の經濟は適當な程度に秩序化する經濟であるが、徹底せる計畫經濟及び綜合主義的生産方法とは相容れぬものである。¹⁶⁾

16) Mellorowicz, Kosten und Kostenrechnung, II. Kostenrechnung, Erster Teil, S. 6ff. Prion, Die Lehre vom Wirtschaftsbetrieb, Erstes Buch, S. 109ff.

ナチス政權の確立と「精神改造」のために凡ゆる文化科學を總動員せんとするその政策とは、多くの經營經濟學者の協力をよぶに至り、ニックリッシュの如く、その規範的立場を益々ナチス的に強化し來たるもの、¹⁷⁾ シュミットの如く従來の自由經濟的理論の下に立つが猶相當理論的な立場から、其の態度、其の所説を改變するもの、

及び革新的經營經濟學を斯る改説を要することなしに強調する比較的若き多數の學徒を輩出するに至らしめた。斯る状態のうちにあつて、特にニックリッシュ、テンドウリー、シェーンプフルク等の所論が傾聴せらるべきである。

17) 全面、獨逸新國家社會主義的命題をもつてみたまはれる彼の新著 "Einführung in die Betriebswirtschaftslehre," 1937 を参照。尙、彼は、「經營經濟學は、經營生活の民族的、國家的及び職業的基礎の理論、並びに、經濟的經營の生活と成果とを制約する法則の理論、及び經營を最高の生産性に到達せしめる技術と處理の理論である」と述べてゐる。

かくて先づ、規範的經營經濟學の代表的主張者としてのニックリッシュの見解を暫く伺ふに、彼によれば、諸々の科學が携はる所の「因果的關係」は本來二様のものでありうる。即ち第一に、「人間の外界に於てのみ、彼以外の世界に於てのみ認められる所の」自然的因果(*Natürliche Verursachung*)と、第二に、「人間の意識を貫徹する所の精神的因果(*Geistige Verursachung*)とでありうる。前者に於ては、所與の「基礎」(*Gründe*)——原因——から「結果」(*Wirkung*)を追求する。後者は、此の自然的因果關係を前提とするが、然もこれに於ては「基礎」は與へられな¹⁸⁾で、人間によつて作られる。而して此の目的基礎は、「斯く斯くに結果を成就すべきである」(*So-und-so-wirken-sollen*)と¹⁹⁾、當爲命題(*Sollatz*)によつて支配される。ところで經營經濟學にとつて、精神的因果關係の研究と叙述が専らその内容をなすものであり、自然的因果關係の研究と叙述は問題にはなるが、たゞ經濟執行(經營)の新しい可能性を摘發せんがためである。

18) Arckisch, Die Betriebswirtschaft, S. 22 ff. 尙、本書第五章を参照